

**糸満観光農園調査特別委員会
調査報告書**

平成 28 年 3 月

目 次

1. 調査の趣旨	1
2. 特別委員会の設置	
(1) 設置の経緯	1
(2) 特別委員会の設置決議	2
(3) 委員の構成	4
(4) 申し合わせ事項	4
3. 調査事項	5
4. 委員会の開催状況	5
5. 証人、参考人、説明員の出席等	7
6. 資料の提出	17
7. 委員派遣	19
8. 調査の内容	
(1) 地域食材供給施設整備に係る補助金収入の会計処理について	20
(2) 地域食材供給施設への担保権設定について	27
(3) 会社の厳しい資金繰り、資金調達について	37
(4) 会社の解散、特別清算を決定するに至った経緯について	61
(5) 平成 25 年度第三セクター等点検評価委員会点検評価報告書と 糸満観光農園株式会社経営状況調査中間報告書について	68
(6) 沖縄振興開発金融公庫からの借り入れに係る抵当権設定 と実借入額について	83
(7) 経営改善及び資金計画に係る市と会社、社長と専務との連携について	88
(8) 会社の平成 16 年度書類について	98
(9) 会社の経営悪化の根本原因について	103
(10) 社長の民間人登用について	108
9. 総括	112
10. 調査経費	
(1) 調査経費（予算）	113
(2) 調査に要した費用	113

1. 調査の趣旨

糸満観光農園株式会社は、農業の振興及び地域活性化を図ることを目的に糸満市やJA等が出資して、平成12年4月に第3セクター方式で設立された。平成17年4月にはグランドオープンし、地元農家が栽培するアセロラ・パッションフルーツを原料とした糸満ワインやピューレの販売、熱帯果樹展示館、フルーツ加工施設、パークゴルフ施設の管理運営の事業を行ってきた。しかし、主力商品である糸満ワインの販売不振等により経営状況が悪化し、平成26年6月27日に解散することになった。

糸満市議会は同会社が解散に至った経緯と問題点を明らかにするため、平成26年6月定例会において、糸満観光農園調査特別委員会を設置し調査していくこととなった。

2. 特別委員会の設置

(1) 設置の経緯

平成26年6月17日の議会運営委員会において、調査特別委員会の設置が提案された。協議の結果、地方自治法第100条調査権を付与する調査特別委員会を設置し、糸満観光農園について調査する決議案が全会一致で決定した。

平成26年6月定例会の最終日である20日の本会議において、糸満観光農園の調査に関する決議が賛成多数で可決された。

(2) 特別委員会の設置決議

議員提出議案第2号

糸満観光農園の調査に関する決議について

上記に関し、別紙のとおり決議するものとする。

平成26年6月20日

提出者 大 城 明 弘

賛成者 浦 崎 暁

” 上 原 正 次

” 當 銘 真 栄

” 伊 敷 幸 昌

” 山 城 勉

” 金 城 悟

” 新 垣 安 彦

糸満観光農園の調査に関する決議

1 調査事項

本議会は、地方自治法第 100 条の規定により、次の事項について調査するものとする。

① 糸満観光農園に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条及び委員会条例第 6 条の規定により委員 9 人からなる糸満観光農園調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、738,000 円以内とする。

(3) 委員の構成

委員会の定数 9人

委員長	浦崎	暁君
副委員長	大田	守君
委員	比嘉	譲君
委員	国吉	武光君
委員	玉城	安男君
委員	金城	敦君
委員	伊敷	幸昌君
委員	長嶺	一男君
委員	新垣	安彦君

※平成28年1月26日付、委員就任

委員 新垣 新君

※平成28年1月26日付、委員辞任

(4) 申し合わせ事項

1. 各委員からの質疑については通告制とする。
2. 説明員、参考人、証人への質疑については、各委員5分以内とする。
3. 重複する質疑については、委員長が総括質疑を行う。
4. 執行機関の職員を招致する際は、管理職等の職員とする。
5. 証人喚問を行う場合は、1人の証人につき2時間を限度とする。
6. 傍聴について、委員会は原則公開とする。ただし、必要があれば秘密会とする。

3. 調査事項

糸満観光農園に関する事項

4. 委員会の開催状況

回数	開催日	審査及び調査の概要、決定事項
第1回	H26. 6. 20	・ 正副委員長の互選
第2回	H26. 7. 15	・ 委員会の運営方法等について
第3回	H26. 7. 22	・ 観光農園施設の現場調査 ・ 委員会の運営方法等について
第4回	H26. 7. 28	・ 委員会の運営方法等について
第5回	H26. 8. 4	・ 説明員に対する質疑（糸満観光農園株式会社経営状況調査中間報告書） 副市長 杉浦 友平君、経済観光部長 金城 靖君
第6回	H26. 8. 14	・ 説明員に対する質疑（糸満観光農園株式会社経営状況調査中間報告書） 副市長 杉浦 友平君、経済観光部長 金城 靖君
第7回	H26. 8. 26	・ 今後の日程について
第8回	H26. 9. 3	・ 今後の日程について
第9回	H26. 9. 24	・ 参考人に対する質疑（糸満観光農園株式会社の経営等について） 糸満観光農園株式会社 元社長 西平 賀雄氏
第10回	H26. 10. 15	・ 参考人に対する質疑（糸満観光農園株式会社の経営等について） 糸満観光農園株式会社 元社長 上原 裕常氏
第11回	H26. 10. 17	・ 参考人に対する質疑（糸満観光農園株式会社の経営等について） 糸満観光農園株式会社 元社長 山城 勉氏
第12回	H26. 11. 6	・ 参考人に対する質疑（糸満観光農園株式会社の経営等について） 第三セクター等点検評価委員長 金城 徹氏 糸満観光農園株式会社 元専務 玉城 樹氏
第13回	H26. 12. 22	・ 今後の日程について
第14回	H27. 1. 15	・ 参考人の招致について

第 15 回	H27. 3. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人の招致について ・平成 27 年度における糸満観光農園に関する調査経費について
第 16 回	H27. 4. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人に対する質疑（糸満観光農園株式会社の経営等について） 糸満観光農園株式会社 元専務 玉城 樹氏
第 17 回	H27. 4. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人に対する質疑（糸満観光農園株式会社の経営等について） 糸満観光農園株式会社 元社長 西平 賀雄氏 糸満観光農園株式会社 元社長 山城 勉氏
第 18 回	H27. 5. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人の招致について
第 19 回	H27. 5. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人に対する質疑（糸満観光農園株式会社の経営等について） 糸満観光農園株式会社 元社長 上原 裕常氏
第 20 回	H27. 6. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の進め方について ・委員会の質疑終了
第 21 回	H27. 9. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・糸満観光農園調査特別委員会調査報告書について
第 22 回	H27. 9. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・糸満観光農園調査特別委員会調査報告書について
第 23 回	H27. 10. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・糸満観光農園調査特別委員会調査報告書について
第 24 回	H27. 10. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・糸満観光農園調査特別委員会調査報告書について
第 25 回	H27. 10. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・糸満観光農園調査特別委員会調査報告書について
第 26 回	H27. 11. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・糸満観光農園調査特別委員会調査報告書について
第 27 回	H27. 11. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・糸満観光農園調査特別委員会調査報告書について
第 28 回	H27. 11. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・糸満観光農園調査特別委員会調査報告書について
第 29 回	H27. 12. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・糸満観光農園調査特別委員会調査報告書について
第 30 回	H27. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・糸満観光農園調査特別委員会調査報告書について
第 31 回	H28. 2. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・糸満観光農園調査特別委員会調査報告書について ・新垣新議員の委員辞任及び金城敦議員の委員就任の報告
第 32 回	H28. 2. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・糸満観光農園調査特別委員会調査報告書について
第 33 回	H28. 3. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・糸満観光農園調査特別委員会調査報告書について
第 34 回	H28. 3. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・糸満観光農園調査特別委員会調査報告書の取り扱いについて

5. 証人、参考人、説明員の出席等

(1) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項
なし

(2) 参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項

1. 平成 26 年 9 月 24 日 糸満観光農園株式会社 元社長 西平 賀雄氏
糸満観光農園株式会社の経営等について
2. 平成 26 年 10 月 15 日 糸満観光農園株式会社 元社長 上原 裕常氏
糸満観光農園株式会社の経営等について
3. 平成 26 年 10 月 17 日 糸満観光農園株式会社 元社長 山城 勉氏
糸満観光農園株式会社の経営等について
4. 平成 26 年 11 月 6 日 平成 25 年度第三セクター等点検評価委員長 金城 徹氏
糸満観光農園株式会社の経営等について
5. 平成 26 年 11 月 6 日 糸満観光農園株式会社 元専務 玉城 樹氏
糸満観光農園株式会社の経営等について
6. 平成 27 年 4 月 15 日 糸満観光農園株式会社 元専務 玉城 樹氏
糸満観光農園株式会社の経営等について
7. 平成 27 年 4 月 28 日 糸満観光農園株式会社 元社長 西平 賀雄氏
糸満観光農園株式会社の経営等について
8. 平成 27 年 4 月 28 日 糸満観光農園株式会社 元社長 山城 勉氏
糸満観光農園株式会社の経営等について
9. 平成 27 年 5 月 29 日 糸満観光農園株式会社 元社長 上原 裕常氏
糸満観光農園株式会社の経営等について

(3) 執行機関として出席を求めた者、説明の概要

1. 平成 26 年 8 月 4 日 副市長 杉浦 友平君、経済観光部長 金城 靖君
糸満観光農園株式会社経営状況調査について
2. 平成 26 年 8 月 14 日 副市長 杉浦 友平君、経済観光部長 金城 靖君
糸満観光農園株式会社経営状況調査について

(4) 出席した参考人の冒頭の意見陳述

本委員会においては、質疑を行う前に、参考人へ糸満観光農園株式会社の経営等について 5 分程度意見を述べていただいた。その内容は以下のとおりである。

平成 26 年 9 月 24 日 参考人 西平 賀雄氏

参考人（西平賀雄君） こんにちは。参考人として呼ばれました西平賀雄でございます。それでは 5 分間私の意見を申し述べさせていただきますと思います。

この糸満観光農園は、平成 2 年頃からスタートしたと思いますけれども、当初、100 億というような事業計画が挙がっていたのを記憶しております。その後、リーディングプロジェクト事業が採択される頃だったと思いますけれども、新聞紙上では、59 億という数字も出ていたことを記

憶しております。

その後、平成8年に上原博市長が誕生した時なんですけれども、事業費が40億ぐらいに修正されていたと思います。当時の市長のおっしゃっていたことを記憶しておりますけれども、小さく生んで大きく育てると。当初の100億の事業が半分以下になっておりましたけれども、小さく生んで大きく育てるということをおっしゃっていたことを私は覚えております。

それから、平成15年には会社が設立されておりますけれども、平成17年に私が市長の時にランドオープンをしました。それからもうかなり経過しましたがけれども、残念ながら今回特別清算ということに至ったことは、非常に残念に思う次第でございます。

ただ、私が思うに、今ランドオープンしてから今日の閉鎖に至るまでの間のやってきた方々への責任みたいなものがよく聞かれているような感じもしますけれども、私はこの事業は、先ほど申し上げましたように、100億から事業スタートされているようですので、最初からこの経過を追うことによって、なぜこういうふうに変化してきたのか。その辺も、その時々携わった方々へもぜひ参考人としてこちらへおいでいただいて聞いたほうが、これまでに至った経過がわかるんじゃないかなと思います。

いろいろと申し上げたいのはありますけれども、きょう6名の方々からの質疑がございますので、その答弁の中にも私の思いが述べられる機会がありますので、この今与えられた5分の私の意見についてはこれで終わりたいと思います。

平成26年10月17日 参考人 山城 勉氏

参考人（山城 勉君） 皆さんこんにちは。私の意見を述べさせていただきます。

私は糸満観光農園株式会社が解散に至ったことについて、非常に残念に思っております。市当局が平成26年3月定例会において、4,780万円余の債権放棄を提案したとき、同観光農園の経営健全化に向けて取り組んでおり、これを支援し、経営を救済するため、また、平成25年度決算時において債務超過に転落することになるので、主力商品であるワインの製造販売免許が更新できなくなる。これを回避するために未払いの電気料金の債権を放棄すると全議員に説明しておりました。私も同観光農園の再建を願い、期待をして債権放棄に賛成いたしました。ところが平成26年6月定例会において、同観光農園が所有するレストラン施設等を購入するための補正予算を計上しながら、市議会経済建設委員会での審議終了後、6月11日、市民を初め他の株主、ワイン原料等生産農家、関係者及び市議会に十分な説明を行うことなく、突発的に同観光農園の臨時取締役会を開き、6月27日の定時株主総会で同観光農園の解散と清算人の選任決議を提案すると決定したと会見して発表したのであります。

その解散の理由として、新聞報道によると、「2004年に国の補助金を特別利益で計上したため、貸借対照表上は純資産が8,000万円以上あり、本来の財務状況が見えにくくなったことに経営悪化に陥った要因がある。」「地元産の果物を使用した主力商品「糸満ワイン」の原材料買い取り価格を調整できず、販売価格を下げるができなかったため、安価なワインが並ぶ市場の価格競争に対応できず販売不振が続いたためと分析している。」としているが、これは現経営陣にある経営責任を旧経営陣にその責任を転嫁するようなもので、全く合理性のない邪推というしか言いようがない。このような解散の理由とする行為に私は強い憤りを感じております。

上原裕常市長は、平成21年7月社長就任後において、同観光農園の経営改善に向けて第三セクター等点検評価委員会等を設置しておりますが、その平成25年度同委員会の点検評価報告書は、

2項において経営が窮境に陥った責任は言うまでもなく現経営陣にあると言明し、旧経営陣の判断が経営判断原則の枠内である限り、責任を旧経営陣に求めるのは筋違いであると断言しております。そして、経営判断原則の範囲を越え、法令違反となるような事実が旧経営陣にあったというのであれば別論もあろうとして、旧経営陣の責任が問われる場合については法令違反を問題としております。私は中間報告書のメンバーは同委員会の点検評価報告書が旧経営陣の責任が問われる場合において、法令違反が認められる場合としていたことから、破綻についての現経営陣の責任を否定し、旧経営陣に押し付けるために議事録等を調査し、何とか法令違反となる事実を見つけることができないかを目的としていた。つまり、何とか現経営陣の責任を否定し、旧経営陣の責任であるという結論を導こうとしたのではないかという、最初から結論ありきの調査であったのではないかと疑念を拭えません。中間報告は旧経営陣の民法違反、会社法違反等を複数指摘しております。しかし不思議なことに、そのような行為が経営に与えた影響についてはほとんど分析されておらず、しかもその行為が経営状態にいかなる悪影響を与えたのかを分析しないのであれば、調査の意味はほとんどないのではないのでしょうか。一例を挙げますと、中間報告は、私が会社との自己取引を行ったことを問題にしてしておりますが、それはどのような目的で行われたのか、実質的に法益侵害があったのか、仮に自己取引を行わなかった場合には会社のどのようなダメージが生じていたのかについて全く言及していません。このようなことからして、先ほど述べましたように、破綻について経営陣の責任を否定し、旧経営陣に押し付けるために、何とか法令違反となる事実を見つけることだけを目的とし、その行為が経営に与えた影響を考慮しない点で、その手法には大きな問題があると個人的には思っております。また、私のこれらの行為はすべて経営判断の原則の中にあると認識しております。私は今後においても、同観光農園の解散に至った原因が現経営陣上原裕常社長、市長にあることと、その経営責任についてあらゆる手を講じて市民を初め関係者に訴えていきたいと考えております。以上です。

平成26年11月6日 参考人 玉城 樹氏

参考人（玉城 樹君） 皆さんこんにちは。ことしの6月まで糸満観光農園の専務をして現場を預かっておりました玉城樹です。よろしくお願ひいたします。5分程度ということでございますが、ちょっと超過するかもしれませんが、その辺は大目に見ていただきたいと思ひます。

委員の皆さんからの質疑通告書をいただきました。それを読ませていただきました。それを見ますと、さまざまな角度から御質疑をいただいているというふうに思っております。しかし現場の立場からすると、なぜ会社がこういう事態に陥ったのか、その原因はどこにあるのか、それに対してどのように対処したのか等々をまず明らかにするのがこれは現場の責任ではないだろうかというふうに考えております。

私は平成19年末の定時株主総会で、総務担当の取締役として就任をしております。あれから7年がたったわけですが、今の時点で振り返ってみますと、平成22年の9月から11月ですね、これがこの会社の最後のターニングポイントではなかったのかなという感じがしております。そこで、私が就任して以来、この平成22年11月までの出来事をちょっと時系列に振り返りながら、皆さんのきょうの質疑のひとつ参考にしていただきたいと思ひます。

まず最初に、就任直後の印象ですが、やはりこの会社は農家の所得の向上と地域の活性化というような大きな使命を持っている会社ということを知りかされておりましたので、入ってみて、現場を見て、まさにそうだなというのを感じました。しかしながら、いろんな商売の企画やビジネ

スのアイデアが、とにかく同時並行で進んでいると。これはちょっと果たして、それからメンバーを見たときに、このメンバーでこんな大変な仕事を同時並行で実行できるのかなというふうにちょっと懸念を持ちました。それから、本当にこれは最初から私はそう言い続けているんですが、とにかく動線が悪いと。入ってきたらすぐワイン館が目に見えるわけですけども、それがお客さんに背中を向けている。これは明らかに商業施設ではないなど。こんなところで商売するのかなというような思いがありました。その思いは、実際その現場に入ってみて、実際にオペレーションを始めるとますます強くなりました。そこで、やはりこれではもうなかなかこの商売を立ち上げるのは難しいなど。皆さんには申し訳ないけど、市長の皆さん、あるいはここの施設をつくるまでに頑張った皆さんには申し訳ないけれども、やはりここは抜本的に対策を立てる必要があるなというような思いを強くしております。

そこで、私は7月の就任ですが、9月頃から、やはり次の抜本的対策と言いますか、それについて思いをめぐらしていたところでした。そこで、12月になってしまったわけですが、そのときまでにその抜本的な素案をまとめております。それが先ほど皆さんにお配りしたこの「糸満観光農園の再構築に向けて」という素案であります。これを見ていただきたいと思います。これをめくっていただいて、1ページ目ですけど、ここのタイトルで「二兎を追うものは一兎も得ず」と書いてあります。ウサギが何匹も並んでいると、こういったイメージですが。このウサギというのは実はビジネス、商売という意味です。ウサギの一つ一つが商売を意味している。例えばワイン事業だとか、パークゴルフ事業だとか、レストラン事業だとか、それからもろもろですね。この事業をあらわしている。二兎を追うのは大変だけれども、二兎以上、三兎も四兎も、4匹も5匹もウサギを追っている。これは大変だなと。またその一つ一つのウサギが、商売が本当に民間企業として、ビジネスとして本当にいい商売なのかと。やってメリットのある商売なのかと。こんなのは全然吟味されていない、というような感じがしました。

それからですね、ここに鉄砲でウサギを狙っているというイメージなんですけど、このハンターが持つ鉄砲、これがちゃんと本当に整備されたいい鉄砲、いい銃に仕上がっているかと。この鉄砲、これは施設という意味です。本当に商売できるような施設になっているのかと。私当時行ったときに、草ぼうぼうであまりメンテナンスもされてないと思いましたが、施設の手入れはちゃんとできているのかなと、そんな感じをいたしました。それからこのハンターですけども、狙っている鉄砲でウサギを撃とうとしたハンターですけども、このハンターは本当に優秀なハンターなのかと。ちゃんとトレーニングされたハンターなのかと、これは従業員という意味です。あそこに張りつけられた従業員が本当にちゃんと教育をされて、それなりに業務スキルも上がって、商売ができるようなところまでレベルが上がっているかと。私は最初見たときに、これは上がってないんじゃないかと思っていました。そういったふうな大きな問題があるなというのをこの半年間、このレポートを書いたのはありますように、平成19年12月であります。私が就任したのが6月ですので、約5カ月ぐらいですね。5カ月ぐらいの間にこういったことを感じております。

それで、どうすべきかと。やっぱり抜本的な改革を出すべきだろうというようなことですが、2ページ目はそういったこの会社の理念というのは、農家の所得の向上と地域の活性化ということですが、これは非常に大きなテーマです。やはりこれをやるには、本当に行政、それから株主、それから現場のスタッフ、本当に心を1つにしてやらなければこれはできないテーマだと思えます。こんな非常に大きなテーマを、当時は16名ぐらいスタッフおりましたが、これだけの人数に担がそうとしている。とてもじゃないです。こんな大きな問題をこの状況、ここに給与を書いて

ありますが、平均給与は11万円です。当時役員の常勤が3名おりました。その常勤役員の平均報酬は26万円でありましたが、このようなスタッフでこんな大きな荷物を本当に担げるのかと、これは非常に疑問に思いました。そこで抜本的な対策をすべきだろうなども考えたんですが、3ページ目は課題の抽出であります。これは読んでみてわかると思います。

それから4ページ目ですけれども、やはり「採るべき選択肢」と書いてありますが、やはりまだ私が当時まだ非常にこの会社に就職してまだ民間の気持ちが残っておりましたので、民間対応ですね、この当時やるのは、おそらく普通に考えればクビになると思いますが、これぐらいの方策がとれるだろうと。1つは、やっぱり従来のとおり全面的展開をしていく。要するに何匹もウサギを追っかけ、それからあそこに張りつけられたスタッフでやるというのであれば、やはりもっと設備投資が必要ですと。それから、どうしてもやっぱり設備投資をしてもお金を生み出すにはやっぱり二、三年かかりますから、運用と、立ち上がるまでにさらにお金が必要ですと。私はこれを書いたのが平成19年末で、翌年の20年1月には西平さんが社長に来られましたが、当時西平社長にこれを説明しました。その時に、全面展開というのであれば、やはり設備投資に1億、それから運用に1億と、都合2億がさらなる追加的な資金が必要ですというようなことを提案しております。

それから、それができないのであれば、やっぱり選択と集中ということで、優先順位をつけましょうと。観光をやるのか、ワインをやるのか、パークゴルフをやるのか、レストランをやるのか。取捨選択ですね。可能性のあるものから優先順位をつけていきたいと思いますというような提案でございます。それから、分社化ですね。やはり企業別に事業を分けましょうと。ワイン事業ならワイン事業、ピューレ事業ならピューレ事業、それから観光事業なら観光事業、レストラン事業ならレストラン事業と、そういった企業別に事業を分けて、それぞれの会社に任せましょうと、こういう提案でございます。私は観光農園が持っている地域全体としてのコンセプト、それから方向性を見ると、これは分社化が一番望ましいんじゃないかと思いました。いわゆる核となる会社があって、そこが地域のコンセプト、それから農家の所得の向上といいますか、そういったコンセプトをしっかり核となる会社が押さえると。あるいは舞台装置をつくると。その舞台装置の上でそれぞれ分社化した企業が協力をしていくと。こんな仕組みがいいので、私はやっぱり分社化がいいんじゃないかとそういうふうに思っております。そういうことがかなわないのであれば、あっさり事業を売ってしまうと。レストランはレストラン会社に売ってしまうと。それからワインはワイン会社に売ってしまうと。パークゴルフはパークゴルフ会社に売ってしまうと。最終的にはこういうことも考えていいんじゃないかなということを提案したつもりです。これは平成19年度の末から20年度の初めにかけての状況でございます。

あと、それを踏まえて具体的なオペレーションに入っていくわけですが、そのオペレーションの中でどんなことがあったかということについて、以下の文章の中で書いてありますが、これを御説明してよろしいでしょうか。それで、そういった分社化のイメージを持って、私はその後会社の経営に臨んだわけでありまして。やはりこの間、私が入社して以来どんなことがあったかということは皆さん知っておく必要があるかと思っております。それで、時系列でどんなことがあったかということをご報告をさせていただきます。先ほど言いましたように、平成20年1月末に西平市長が社長に就任をしております。この同じタイミングで私は代表取締役専務に就任しております。それから平成20年6月ですね。いわゆる政権交代がありました。西平社長は20年7月に辞任をしております。今の上原市長が社長に就任したのは翌年の平成21年6月9日でありまして。1年余り社長不在というような状況がありました。平成20年6月の政権交代以来、平成

20年9月1日、新しい部長が、執行部が選任されたと思いますが、その新しい執行部ですね、これは部長会のメンバーと理解しております。平成20年9月1日にここの3階の庁議室で、新しい部長会のメンバーに対して、観光農園の現状と課題というようなことで説明会をしております。私はこのときどんな説明をしたかということをちょっと読み上げて御説明いたします。

この会社は、農家の所得の向上と地域の活性化ということを命題にしている。これを達成するためにワインの製造、販売事業と誘客事業、これは観光事業と言っていると思いますが、これを行っていますよ。この間、アセロラの生産が拡大し、アセロラ出口対策が緊急の課題になっていますよ。具体的には、アセロラ果実及びそのピューレ販売、ワインの販売を強化しなければなりません。しかし、残念ながら従業員にはその道のプロがいない。例えばこれはアセロラの果実の販売、それからピューレの販売についてですが、当時観光農園は菜匠という会社と取引をしていました。そこの営業マンに上野という人がいたんですが、この人はそういった農産物販売のプロでした。農産物のマーケット何でも知っている。マーケットの隅から隅まで知っている。そういった人材でありました。そういった人材が観光農園にいるべきだなということを言っているわけです。それから、ワインについては、やっぱりこれもプロがいない。だから、例えばどんな人材が必要かということ、都農ワインというのがありますね。そこに小畑さんという非常に優秀な工場長さんがいらっしゃいますけども、そういった小畑さんのようなプロの、やっぱりワインの世界をよく知っているプロの人材が必要ですねというようなことを言っている。ですから、人材の補強は非常に重要課題ですよ。このビジネスを立ち上げようと思うんだったら、本当にそういうプロの人材を最初から集めないといけませんよ。いわゆる素人にちょっと毛の生えたような人材ではこういったビジネスはできないだろうというのが私の主張であります。

小生は、小生は私なんですけど、私の思いとしては、観光農園が掲げているテーマですね、農家の所得の向上と地域の活性化、これは会社だけにとどまらず沖縄県の産業振興、沖縄県振興とかかわる非常に大きなテーマだと私は思っておりました。例えばどんなことかといいますと、農家の所得の向上というのは、これは製造業との問題として捉えて、沖縄のマーケットの中で本当に製造業が成立するかどうかと、こういった大きなテーマにつながるんじゃないかなということですよ。それから地域の活性化ということですが、これは糸満市を中心とする南部の観光をどう再生させていくかという意味につながるよ。それから、こういった事業を推進するために民間の資本をどのように活用していくか。こういった観点からも大きな課題を含んでいるよというようなことでもあります。

そういったことで、こういった大きな課題、沖縄県全体にかかわる沖縄県の産業振興、あるいは観光振興にかかわるような非常に大きな課題を含んでいるので、糸満観光農園を考える会を組織して、これは市と現場も一体となってこの課題に取り組みましょうという提案を部長会でしております。当初は部長会の中でこの私の計画に対して反応を示したのは、当時は経済観光部長ですね、たしか山城茂範さんだったですか。その説明をしたのが先ほど言いましたように平成20年9月の初めであります。それから9月の中旬、同じ月です。9月の中旬には同じく庁議室で、このときは上原市長も同席していました。当時の与党議員団に対して同様な説明をしております。その議員団からは何の反応もありませんでした。平成20年10月ですが、その1カ月後ですけども、会社から糸満市に対して市長の社長就任を要望書として出しております。その後、たしか11月の初め頃だったと思いますが、糸満市側から、社長の就任を受託するので手続を進めるよということ具体的に臨時の株主総会を開いて、社長就任の手続を取ってくれということでありました。そこで私は手続をしまして、平成20年12月5日、臨時の株主総会を開催するというこ

で案内書を発送いたしました。ところがその臨時株主総会案内書発送して後に、糸満市側より社長就任を見送ると突然電話がありまして、急遽また臨時株主総会の開催を延期するという案内書を出しております。

それで年明けて、平成21年1月の半ば頃だったと思います、与党議員団が観光農園を視察したいということで観光農園に来園いたしました。園内を私が案内いたしました。その後引き続き上原市長も同席のもと、意見交換会を行いました。その中で、先ほど皆さんに御説明しましたこの資料、これを議員団の皆さんにも御説明いたしました。その中でやはり先ほど分社化という話を出しましたが、分社化すべきだよということを提案しております。平成21年6月9日ですが、このときに定時の株主総会を開きました。この時点で上原市長が社長に就任しております。平成21年7月31日ですね、社長就任後最初の取締役会を開催して、平成21年度の事業計画を説明いたしました。21年の10月、このときに副市長から電話がありまして、観光農園の現状について説明をしてくれということでしたので、私は部長会、あるいは与党議員団に説明した同じような内容を説明いたしました。そのときに、観光農園が抱える問題は、農業とか、観光、それから商工、地域活性化、次世代エネルギー等々、非常に広範多岐にわたる問題があるので、糸満市は持っている施策を総動員してぜひ観光農園に示してくださいと、そういうお願いを副市長にお願いしております。

抜本的な改革案、これが私のテーマなんです、これについて平成21年11月11日の取締役会の中で、中長期の経営計画を策定する必要があると。その中でやはりテーマは分社化民営化ですよということを取締役会で伝えております。それから、平成21年の12月4日からですが、経営改善アドバイザー会議というのを開催しております。■■■■氏、それから■■■■氏、それから■■■■氏、■■■■氏、この4氏に経営アドバイザー委嘱をしまして、経営改善アドバイザー会議というのを開催しております。この経営改善アドバイザー会議は平成21年12月25日、1月14日、2月10日、取締役会と合同会議という形で意見交換会を、勉強会を行っております。平成22年6月に、この経営改善アドバイザー会議から報告書をいただいております。これは議員の皆さんにお配りしたかと思うんですが、こういった感じの経営改善計画ですね、これは平成22年3月付のレポートになってはいますが、この報告書を平成22年5月6日にアドバイザー会議から報告として受け取っております。この報告書の中にも、やはり中長期の経営計画の策定や必要性が提案されております。これを受け、平成22年5月18日の取締役会において、平成22年度の事業計画、並びに中長期の経営計画の必要性、これについて報告をしております。平成22年8月、このときから経営構造対策事業の変更計画作業がスタートしております。平成22年9月からは、23年3月末で契約満了となる指定管理者の更新に向けた検討が始まっております。御存じのように観光農園の指定管理者は、経営構造対策事業とセットになった事業であります。私の理解なんです、指定管理者というのは、民間のノウハウを活用して、公共施設の効率的な運用を目的とするということだと思います。一方、経営構造対策事業というのはですね、いわゆる実験的な事業だと思います。いわゆる実験的とありますから、民営の事業としてやるのは非常にリスクが大きい事業だろうと、そういうふうに私はこの経営構造対策事業を認識しております。この間の経営構造対策事業の運営実績を見ると、明らかにメリットよりもリスクのほうが大きいと。だから純粋に民間企業として経営構造対策事業をやるのは非常にリスクが大きいというのが小生の結論でありました。こうしたことから、平成22年9月27日の取締役会において、経営構造対策事業とセットになった指定管理者は何のメリットもないので指定管理を受けないと。ということは、会社を清算すると。こういった選択肢も検討の1つとすべきでないでしょうかというようなことを提案をして

おります。そのときには、社長の、上原市長の鶴の一声ですね、そんなことはできないだろうというようなことで一蹴されてしまいまして、これ以上私の提案については議論がなされませんでした。

そうであるならば、なおさら経営改革を行う必要があるだろうというのが私の思いでありました。そこで、経営計画を行うために、中長期経営計画を策定するためにPTを立ち上げること、これを提案しております。PTの立ち上げについては取締役会で賛同を得られましてPTを設置することになりました。PTは、平成22年11月8日に設置をされております。メンバーは、糸満市、JA、それから会社からメンバーを出すということになっておりました。以後、この経営改善に係る事項はPTが担うということになりました。私としてはようやく経営改善について、それまでは私が1人でこの経営改革をやるべきだということを騒いできた、主張してきた、そういう思いであります。このPTが設置されたことによって、やっと組織として、会社として組織的に経営改善に取り組むと、そういった体制ができたのかなと、そういう思いがいたしました。このPTは平成23年度、第三セクター等点検評価委員会の点検評価報告書の中で指摘されている事業再生チームの母体になっております。

以上、私が就任して以来、ぜひこれだけは皆さん知ってもらいたいという部分の報告であります。以上をもちまして、冒頭の説明を終わりたいと思います。

平成27年4月15日 参考人 玉城 樹氏

参考人（玉城 樹君） 皆さん、こんにちは。2回目の委員会ということですが、できたらきょうこれで最後にしてもらいたいと思います。

前にも私の思いを話したと思います。私になぜ、この会社の役員を引き受けたかというところですが、その経緯については前にも話したと思うんですけども、1つは直接的には糸満市の当時の職員であった■■■■氏から、観光農園の取締役総務部長の席があいたので、樹さん、どうぞ、郷土の先輩として、門中の先輩としてひとつ頑張ってくれないかと、このような話があったので、私も当時、国場組をやめて2年たっておりました。その間、いろいろと糸満市のことで何ができるのかなといろいろ模索をしている最中でありました。それで昔から、私は工学部出身の人間ですので、何とか沖縄県の製造業をつくってみたいと。確かに、我々の時代というのは公務員になるか、学校の先生になるか、医者になるか、このぐらいが3つのエリートコースだろうと言われておりました。私も、しかしよくよく考えたら、こんなことをやっても、じゃあ、みんな将来医者ばかりか、公務員ばかりか、先生ばかりか、これじゃあ、やっぱり世の中の発展のためにならないなど。何とか私、実業を起こしたいと。昔から物づくりが好きだったので、何とか製造業を起こしたいと。それで工学部を選んで、電気工学を勉強してきたんですけども、やはり内地でも4年間いろいろ勉強いたしました。そして沖縄へ帰ってきました。果たして、じゃあ私が大学で勉強した電気工学の世界で沖縄県の製造業ができるかと、そういう考えをやったときにとっても無理だろうと。やはり電気を使う、電気の関係する製造業というのはもう膨大な設備投資が必要です。大きな工場をつくらないといけません。じゃあ、沖縄県に土地があるか、電気があるか、水があるか、全く太刀打ちできない、そういったマーケットが近くにあるかですね、こういったことを考えると、これはとても無理だなと。じゃあ、ほかに何か製造ができるものがないかなと、いろいろと、私は帰ってきて、自分のおじさんの宮城産業というところで営業マンをしながら、沖縄のマーケットを見ながら一所懸命考えてみました。5年間考えました。そうすると、

これだったらできるんじゃないかなというのが1つありました。それは食品関係です。食べるものです。当時、130万県民と言われましたので、130万の人が生きているわけですから、人が生きていく以上は物を食べないといかんわけですから、これだけのマーケットがあれば何とか食品関係、食べ物に関する製造業はできるんじゃないかなと、そういうふうな思いがありました。いつか食べ物に関する製造業の世界へ入ってみたいなというような思いがずっとこの間、持ち続けていました。しかし、現実には生活もしなければいけませんので、宮城産業で仕事しながら、その途中で国場組から誘いがあって、サウジアラビアへ行かないかと。当時、国場組が積極的に海外工事を展開していましたので、海外へ行ってみないかという誘いがありました。私も昔から一遍は海外へ出てみたいと、海外で仕事をしてみたいと、そういう思いがありましたので、これはチャンスだと思って、思い切って宮城産業をやめて国場組へ入りました。それでサウジアラビアで5年間過ごしました。それからサウジアラビアを引き揚げてきて、国場組でまた仕事をやり始めたんですが、ずっとその間、先ほど言いましたように、何とか製造業をやりたいという思いがありました。国場組の仕事の中では、いろいろやったんですが、1つは電気通信事業です。国場幸四郎さんと一緒に通信衛星を使って、沖縄県外で大通信事業ができないかと、そんな企画をしました。それから、それもなかなか大きな仕事でできなくて、結局挫折をしてしまっ、国場組へ帰ってきたんですが、国場組で何をやったかという、国場組の今度はリストラです。まさにもうバブルがはじけて、国場組も大変な負債を抱えて、一時、多いときは大体850億から870億ぐらいの債務があったと思います。金利だけでも、たしかもう年間30億近くの金利を払っていて、これじゃあ国場組も大変だということで、盛んに、もう一生懸命リストラやりました。私もそのリストラの現場で立ち会っていました。やはり生かすべきところは生かす、畳むべき会社はすぐ畳むと、これがリストラの鉄則です。私もその現場にいて、実際子会社を潰したり、あるいは生かすべき会社はちゃんと一緒になって営業してみたり、あるいは一緒になって情報システムの構築を手伝ってみたり、いろんなことをやりました。国場組のリストラが一段落ついて、今度は国場組の社内の情報化をやりなさいと。社内のコンピューターシステムをつくりなさいと、そういうふうな上からの命令で、国場組をやめるまで10年間ぐらいは社内の情報システムをつくる仕事をやっていました。その中で、工事の原価管理だとか、見積もりシステムだとか、経理のシステムだとか、それから人事のシステムだとか、いろんな、とにかく会社の業務にとって必要な仕事は、情報システムとして全てかかわってきました。そうした中で、この仕事が一段落ついた中で、そろそろ潮時だろうなど。ちょうど国場組もやはり人員整理をしたいと。確かにリストラ期間中に大体280名、国場組は人員整理していますよ。最後の人員整理の締めとして、大体50代後半、もう大体仕事をやった人たちはやめてもらおうと、そういうふうなことを上のほうから言われました。それだったらもうやめるよということでやめたわけですね。それでさっきの話に戻りますけれども、そのときに■■■■氏から観光農園という会社があると。そこは、話を聞いてみるとワインをつくっていると、ああ、これだと。このワイン事業を通して沖縄県の製造、食品関係の製造業、この世界に何とか入っていけないかなと。その中で、私の青春の夢ですね、これが実現できないかなと、そんな思いです。私はこの会社に入ったわけです。ですから、こういった結果になったとしても、私はまだ自分の夢を諦めておりません。何とか製造業を糸満市に建てて、起こして、雇用を発生させ、糸満市の発展のために尽くしたいと。今でもそういう思いで仕事をしています。委員の皆さんは、そういった私の考え方に対して、何を言っているんだと、そういう思いの人もいるかもしれませんが、私は純粋に糸満市のために考えています。そうじゃないと、私、自分の財産を担保に入れませんよ。そういった思いで仕事をしております。ぜひそ

の辺を組んでいただいて、しっかりと考えて判断をしていただきたい。そういうふうに思います。以上です。

平成27年4月28日 参考人 西平 賀雄氏

参考人（西平賀雄君） おはようございます。観光農園の元社長として、今回2回目の参考人となりましたので、御意見を述べさせていただきたいと思います。

私は平成16年から平成20年の4カ年間、市長を務めました。その中で平成20年1月29日から約半年間観光農園の社長を務めております。終えてということなんですけれども、私は平成16年から平成20年までの1期4年間、市長をやっていて、非常に屈辱の4カ年間であったと思います。それはなぜかと申しますと、平成16年の市長選で当選してから市長に就任したわけなんですけれども、それから半年間は三役、教育長が議会で承認されないということが続きました。そして平成19年度、1年間も助役は体調を崩して辞められるし、収入役も制度の改正で収入役制度が廃止になるということで辞められました。そういうことで、最初と最後、本当に1人で市政を動かしていかなければいけないという状況にありました。そういう中においても4カ年間に最初に廃止に向かっていた県立南部病院の存続と、そしてサンエーしおぎシティ、西崎のホテル、それから最後には道の駅も誘致をいたしましたし、その4つだけでも3,000名ぐらいの雇用が生まれたのではないかと自負しております。それからまた観光農園においてもこういう企業を誘致したことによって、多くの方々が外部から来訪し、観光農園にも足を運んでいただいたと思っております。そういうことで、非常に厳しい中ではありましたが、観光農園については、当時の社長、山城勉社長と一緒にトップセールスをしながら、観光農園を何とか成功させようと必死に頑張ってきたことをまずもって御理解をいただきたいと思います。以上です。

平成27年5月29日 参考人 上原 裕常氏

参考人（上原裕常君） 観光農園株式会社に対しての考え方というお話でございますけれども、観光農園株式会社につきましては、農業と、それから観光を一体化した施設という形で整備をし、その運営を観光農園株式会社のほうに任されてきました。しかしながら、観光農園の経営については非常に厳しい状況下にありました。そのために昨年の6月に特別清算をさせていただくということになりました。これまで観光農園の経営につきましては、私もかかわってまいりました。残念ながらそういった経緯に至ったということは、私自身も非常に無念でなりません。今回、その内容について調査特別委員会が設置されておりますので、その中でしっかり私のほうも説明させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

6. 資料の提出

糸満観光農園調査特別委員会へ提供された資料

No.	提供日	資 料 名	備 考
1	H26. 7. 25	糸満観光農園株式会社経営状況調査中間報告書	
2	H26. 7. 28	平成 26 年度定時株主総会議事録	
3	〃	平成 26 年度定時株主総会資料	
4	H26. 8. 14	登記事項証明書（建物）	
5	〃	平成 13 年（ヨ）第 124 号 地位保全等仮処分命令申立事件	
6	〃	第 4 回労働審判手続期日調書（調停成立）	
7	〃	繰上償還願（証書貸付用） 外 3 件	
8	〃	金銭消費貸借契約書	
9	〃	糸満観光農園（株）ワイン販売実績一覧表	
10	〃	観光農園事業の管理運営等に関する三者（市・J A・会社）の連絡調整会議	
11	〃	役員候補者推薦及び役員体制の検討について（要請）	
12	〃	糸満観光農園（株）原材料調達一覧表	
13	〃	糸満観光農園常勤役員公募資料	過去に議会に提出されていた資料をコピーして配布

14	〃	糸満観光農園（株）歴代代表取締役社長及び代表取締役専務 在任期間一覧表	
15	〃	糸満観光農園（株）損益計算書・貸借対照表 【決算報告】	平成 12～24 年度
16	H26. 8. 26	糸満観光農園株式会社定款	
17	H26. 10. 15	平成 13～26 年度 株主総会及び取締役会議事録	H26. 7. 28 ～ 10. 15 の間、数回に分けて提出
18	〃	平成 20～25 年度の事業計画及び事業概要報告	
19	H26. 11. 6	今後の観光農園事業の推進方と管理運営等に関する基本的な考え方について	資料 10 と重複
20	〃	玉城樹参考人説明用資料（二兎を追うものは一兎も得ず）	
21	〃	長期・短期借入金【総勘定元帳】	平成 16～25 年度
22	H26. 12. 22	糸満観光農園株式会社 経営改善計画	
23	H27. 4. 15	玉城樹参考人説明用資料（アセロラ、パッションフルーツの受入状況）	
24	H27. 5. 8	山城勉参考人説明用資料	
25	H27. 10. 16	糸満観光農園株式会社の公庫からの借入金入金に係る通帳の写し及び借りに係る念書の写し	
26	未提供	上原裕常元社長が糸満観光農園（株）に融資した際の貸借契約書の写し ※平成 26 年 10 月 16 日、代表清算人宛て資料提出要求を行ったが、糸満観光農園株式会社の資料の中から書類が確認できず提供できないとの回答だった。平成 27 年 11 月 24 日に改めて確認をとったが、いまだ書類は確認できないとのことだった。	

7. 委員派遣

糸満市議会会議規則第105条の規定による委員派遣は、次のとおりである。

日 時	目 的	場 所	委員名
平成 26 年 7 月 22 日 (火) 10 時～	糸満観光農園施設の現状 について調査するため	糸満市観光農園	浦崎 暁 大田 守 比嘉 讓 国吉 武光 玉城 安男 伊敷 幸昌 長嶺 一男 新垣 安彦

8. 調査の内容

本委員会は参考人5名に対し計9回にわたり、糸満観光農園株式会社の経営等について質疑を行った。主な内容は以下のとおりである。

(1) 地域食材供給施設整備に係る補助金収入の会計処理について

概要

糸満観光農園株式会社は平成16年度に農林水産省の経営構造対策事業で地域食材供給施設（レストラン）を整備した。その際に得た72,106千円の補助金収入を圧縮記帳の手続を行わず損益計算書の特別利益に計上したため、翌年度の法人税等の負担につながり、そのような財務状況についても指摘されている。

それらのことについて、以下のとおり参考人から意見があった。

平成26年9月24日会議録 P7～8、P9～10（一部抜粋）

19番（新垣安彦君） レストラン建設の補助金を圧縮記帳せず、特別利益処理することを、当時の山城社長からどのような説明を受けていたのかお聞かせください。

参考人（西平賀雄君） 圧縮記帳の説明を受けたことはございませんでした。

19番（新垣安彦君） そうでしたらですね、次に西平氏の御意見として、市長として平成17年4月に2年間の決算が黒字だったという認識を述べられておりましたが、平成17年その年に、観光農園の決算には重大な会計処理がされています。これについて認識ございますか。

参考人（西平賀雄君） 重大な会計処理というのは、今回6名の方々から質疑を受けておりますけれども、その中で、新垣議員の方からでしたか、圧縮記帳というのがございますけれども、この圧縮記帳というのは当初全く私はわかりませんでした。

19番（新垣安彦君） これも1つですね。もう1つがですね、補助金を国からいただいた7,200万円を特別利益に計上することによって、これまで累積赤字が7,200万円以上あったのが解消されたということによって、先ほど西平さんから、経営面でもよくなっているなという感想をさっき述べられましたが、この会計処理をしたということで赤字が解消されたという認識を持たれたのかどうか、お聞かせ願えますか。

参考人（西平賀雄君） 特にそういうふうなことをしたため解消されたというふうには思っておりません。

平成26年10月15日会議録 P17、P18～19（一部抜粋）

2番（比嘉 譲君） 糸満観光農園株式会社におけるレストラン建設補助金を圧縮記帳せず特別利益として計上していたことをいつ知り得ましたか。また、そのことについてどのようにお考えですかお聞かせください。

参考人（上原裕常君） レストラン建設補助金を圧縮記帳せず特別利益としての計上をいつ知り得たか、そのことについてどのように考えているかの御質疑でございますけれども、今回の経緯の中で、平成17年及び18年の市議会において議論があったことは記憶をしております。本来の資金状況よりも7,000万円も見かけ上の数字がいいことはPTの中間報告書によって初めて知り

得ました。

2番（比嘉 譲君） 1点だけ参考人に確認させていただきます。前回の西平賀雄参考人からも確認をさせていただきました。私ども特別委員会、観光農園株式会社の経営状況に関する特別委員会ではありますが、今回で10回目ということでありまして、私自身その中で重点的に浮かび上がった案件が新聞、マスコミにも取り上げられましたが、先ほど御意見を伺いましたが、レストランの建設補助金を圧縮記帳せずに特別利益と計上していたこと、それから、平成16年、平成18年度の沖縄公庫からの借り入れ、抵当権設定による借り入れです。それから18年度は、沖縄県信用農業協同組合連合会からの借り入れ等の案件がですね、大変今お互い審査を進めていく中で事実関係、それから特別清算に至った要因がどこにあったのか。それから事実関係がどうであったのかということが今大変重要な案件だというふうに私自身そういうふうに理解をしております。考えております。そういった意味で参考人に改めて1点だけ確認をさせていただきます。圧縮記帳、レストラン建設補助金に関して圧縮記帳せずに特別利益として計上したこと、この案件ですね。それから先ほど申しあげました抵当権設定をして平成16年、18年、公庫、あるいは信用農業協同組合からの借り入れ、それを参考人はいつ知り得たのかということですね。それから、その件について実際どういうふうに受けとめて、今後その対応についてどういうふうにお考えなのかも含めて、ぜひ答えられることがあれば御意見をお聞かせいただきたい。

参考人（上原裕常君） まず先ほども答弁させてもらいましたけれども、圧縮記帳の分については、私もその当時市の職員でしたので、平成17年度、18年度あたりで市議会の中においても非常に問題になりまして、議論をしたというような記憶はあります。しかしながら、残念ながらその辺のところはしっかり解明できなかったということについては非常に残念に思いますけれども、それが一つの要因にも、経営そのものの実態というのが、圧縮記帳せずに特別利益で処理したということが経営の実態をちょっとはつきりしないといいますか、不明な状態といいますか、そういったことになったのではないかというふうに思っております。それから、抵当権の設定につきましても、先ほど申しあげましたように、PTの中間報告によって初めて私のほうも知り得たわけでございます。そういった中で今、我々は特別清算を進めておりまして、その結果を待ってどういった対処ができるのか、それはその時点でまた判断をさせていただきたいというふうに考えています。

平成26年10月17日会議録 P24～P25（一部抜粋）

6番（国吉武光君） 地域食材供給施設建設に係る補助金の圧縮記帳の是非についてどうお考えですか。

参考人（山城 勉君） 地域食材供給施設（レストラン）建設に係る補助金の圧縮記帳の是非についてどうお考えですかについてですが、専門家によると、圧縮記帳の対象となる補助金は収益とのこと。しかし、固定資産の取得のため交付を受けた補助金等に課税を行うことは補助金等を返すことと同じことになるため、固定資産の取得に支障が生じることもあります。そのため、税法上は圧縮記帳を行い課税の繰り延べを行うこともあります。また、圧縮記帳は選択適用のため、必ずしも選択しなければならないではありません。会社において有利、不利を考慮し、選択の有無を決めればよいのです。当時の経理担当者的話では、設立から第4期、平成16年3月期までの繰越損失は5,128万3,972円があったので、同補助金は特別利益で処理することが会社において有利であったからと話しています。また、圧縮記帳を選択しなかったことは私の一存で選

扱をしたことではなく、専門家である当時の顧問税理士とも相談した結果、こちらのほうが有利であろうと判断して決めました。

平成 26 年 10 月 17 日会議録 P 37～P 39（一部抜粋）

19 番（新垣安彦君） 6、平成 16 年度にレストランの建設費等金 7,210 万 6,000 円を特別利益に計上した理由及び特別利益に計上しなかったときの平成 16 年度の決算は黒字か、赤字だったか伺う。さらに平成 16 年から平成 19 年度までの累積赤字を伺う。

7、国からの補助金を特別利益に計上した理由及び圧縮記帳しなかった理由を伺う。

参考人（山城 勉君） 6 点目、平成 16 年にレストラン建設費等金 7,210 万 6,000 円を特別利益に計上した理由、及び特別利益に計上しなかった時の平成 16 年度の決算は黒字か赤字だったか。さらに、平成 16 年から平成 19 年度までの累積赤字について。7 点目、国からの補助金を特別計上した理由及び圧縮記帳しなかった理由については一括してお答えします。専門家によると、圧縮記帳の対象となる補助金は収益とのこと。しかし、固定資産の取得のため交付を受けた補助金等に課税を行うことは補助金等を返すことと同じこととなるため、固定資産の取得に支障が生じることもあります。そのため、税法上は圧縮記帳を行い、課税の繰り延べを行うこともあります。また、圧縮記帳は選択適用のため、必ずしも選択しなければならないではありません。会社においては有利、不利を考慮し、選択の有無を決めればよいとのこと。当時の経理担当者の話では、設立から第 4 期、平成 16 年 3 月期までの繰越損失 5,128 万 3,972 円があったので、同補助金は特別利益で処理することが会社において有利であったからと話しています。また、圧縮記帳を選択しなかったことは私の一存で選択したことではなく、専門家である当時の顧問税理士とも相談した結果、こちらのほうが有利であろうと判断して決めました。また、黒字か、赤字だったのかの仮定についてはお答えできません。

平成 26 年 11 月 6 日会議録 P 16～P 17（一部抜粋）

19 番（新垣安彦君） 国の補助金で建てた資産を圧縮記帳せず固定資産を増加させたこと、特別利益計上することで累積赤字を解消し、その建物に担保権設定していたことを点検評価委員会において把握されていたか。また、実態上の財務内容がわかりにくくなったと思いますが伺いたいします。

参考人（金城 徹君） 国庫補助金で施設建設をしたものに担保設定し、赤字部分を見えづらくしていた。委員会は理解していたかどうかの御質疑です。補助金で施設建設に担保権を設定したことなどについては、私が委員長を務めた期間内に会社からそのような説明がないため承知していません、また、実態をわかりにくくしたかなどの質疑についても、委員会内で議論されたことがないから答弁は差し控えます。

平成 26 年 11 月 6 日会議録 P 61～P 62、P 63～64（一部抜粋）

2 番（比嘉 譲君） 国からの補助金を圧縮記帳せず特別利益に計上したことを知った経緯についてお聞かせください。

参考人（玉城 樹君） 圧縮記帳のことですが、平成 26 年 5 月 15 日の取締役会において市の PT が中間報告を行っております。その中で圧縮記帳という報告がありました。正式に聞いたのはこの日です。正式に、これは圧縮記帳がされていないというのはこのタイミングで正式に話として聞いております。

2番（比嘉 譲君） それでは再質疑をさせていただきます。2点目の圧縮記帳なんですけど、本委員会の中でも西平元社長、それから上原前社長も引き継ぎのとき、この圧縮記帳については何の説明もなかったと、2人ともそう特別委員会でお話されております。ただいま玉城参考人においても、役所のプロジェクトチームが観光農園の調査に入らない限り、この圧縮記帳については全く知り得ることができなかったということで理解してよろしいですか。

参考人（玉城 樹君） そうですね。もともと私は確かに自分の会社を持っておりますし、自分の会社の資産、ビルがありますけども、そのビルをちゃんと資産として計上しています。だから資産の計上の仕方については一応理解をしているつもりです。ただ、圧縮記帳という制度があるということはちょっとわかりませんでした。私も補助金をもらって事業をしたことはありませんので、資金を調達したことはありませんので、補助金をもらった資産については圧縮記帳ができる、そういった制度があるということも私わかりませんでした。ですから、取締役会で圧縮記帳ということがあって報告されて、ああ、そんなものかなというふうに思いました。引き継ぎの問題ですけども、私は前の総務部長のときは前任者の総務部長から業務引き継ぎをしました。そのときには圧縮記帳の、今御指摘の話がありましたように、圧縮記帳という話は出ておりません。当時は圧縮記帳をしていないわけですから、そういう話は出ていないわけです。それから、西平賀雄市長から業務引き継ぎのときもそういう話は全く出ておりません。以上です。

2番（比嘉 譲君） この圧縮記帳をしなかったということで、要するに見せかけの資産が実態の資産より膨れ上がったということに私はなると思っているんですが、そのことについては玉城参考人としてはどういうふうにお考えになりますか。

参考人（玉城 樹君） 私も圧縮記帳についてあんまりよく理解していない、そういった状況でお答えいたしますと、普通に、民間企業の考え方ですよ。財産が多くあるほうがいいですよ、普通に考えればですね。私は土地と建物ありますけれども、建物が大体5,000万円ぐらいの金をかけて建物をつくったわけですけども、やっぱり対外的に言えば資産はあったほうがいいですよ。これが普通の民間企業の考え方だと思います。どうなんですかね。これはよくわかりませんが、だから要は会社を対外的にプレゼンテーションするときに、どういったプレゼンテーションの仕方がいいのかどうかですよ。ちゃんと資産を持っているという形でプレゼンテーションするのか。それとも資産はないけども流動資産、現金がいっぱいあるとか。確かに会社がもうかっておれば、現金がガバガバ入っておれば、早目に資産を圧縮して、流動資産の分を大きくすると。これは会社の選択肢だと思いますよ。ただしこれはもうかっている会社ですよ。もうかっている会社は資産を早目に落として流動資産、現金がたくさんあるというような形にしたほうがいいんじゃないでしょうかね。それはしかし、私が個人的にそういうように思うだけであって、当時の会社の経営者がこれはどういう判断をしたかわかりません。ですから、それ以上のことはコメントできないです。ただ、一般的な感想です。

平成 27 年 4 月 28 日会議録 P 14～P 15（一部抜粋）

2番（比嘉 譲君） レストラン建設に係る補助金を圧縮記帳せず特別利益に計上したことについて、その説明を受けたことがないということで、第1回目の私の質疑に答えられていますけど、平成17年9月議会で照屋正清議員が会社の経営実態が把握しにくくなると指摘し、平成18年9月、19年6月では新垣安彦議員が、この会計処理によって1年で140万円、2年で300万円以上の税金が節税対策を行わず、税金を納めざるを得なくなってしまうと指摘をしています。これらの指

摘を受けて、会社の大株主である糸満市の市長として、圧縮記帳をせず会計処理を行ったことに対する検証を速やかに行うべきだったと私自身は考えておりますが、参考人の御意見をお聞かせください。

参考人（西平賀雄君） 当時会社側から特別に補助金を特別利益に計上したとの報告を受けた記憶はないように思います。当然、会社側には顧問税理士が置かれていますし、処理方法については専門の税理士の指導のもとに適正に会計処理され、監査も受け、株主総会でも決議を得ていますので、特に問題はないと理解をしていました。そのためあえて検証するという考えは持っておりませんでした。以上です。

平成 27 年 4 月 28 日会議録 P 26～P 27（一部抜粋）

19番（新垣安彦君） 参考人は、P Tが提出した観光農園（株）の損益計算書（決算報告書）の平成12年度から平成24年度までの推移表から平成16年の経常損益が2,230万7,772円の赤字だということです。国庫補助金を特別利益に7,210万6,000円を計上して、累積赤字を解消し、これが対外的に経営状況を改善されたように見せるためではなかったのかどうか、これについてお伺いをいたします。

参考人（山城 勉君） 参考人は、P Tが提出した、観光農園（株）の損益計算書（決算報告書）の平成12年度から平成24年度の推移表から平成16年の経常損益が2,230万7,772円の赤字です。国庫補助金を特別利益に7,210万6,000円を計上して、累積赤字を解消し、対外的に経営状況が改善されたように見せるためではなかったのではありませんかについてですが、私はそうは思いません。専門家や当時の経理担当者のお話では、当時の状況を踏まえ、次の理由から圧縮記帳を選択しないことにしたとのこととあります。1つには、税法上の繰越損失の切り捨て期間との関係です。法人において損失が生じた場合、翌期の利益から前期の損失額を控除して税金を計算することができます。これを法人税の繰越控除と言います。繰越控除は控除期間が定められています。当社の場合、第1期（平成13年3月期）は5カ年、第2期（平成14年3月期）から第4期（平成16年3月期）までは7カ年です。圧縮記帳した場合は第5期の繰越損失は7,359万1,744円となり、これだけの利益を5年から7年の間に生み出すことができるか。もしできなかった場合は繰り越した損失は切り捨てとなり、現金の支払いで生み出した費用を税務上有効に生かすことができなくなるとのこととあります。2つ目には、圧縮記帳は任意選択です。補助金等を取得した場合、収入として計上することが原則です。圧縮記帳の採用は会社側の選択に任されており、必ず選択しないといけないものではない。また圧縮記帳を選択しなかったことは、私の一存で選択をしたことではなく、専門家である当時の顧問税理士とも相談した結果、こちらのほうがよいであろうと判断して決めたものです。

平成 27 年 4 月 28 日会議録 P 50～P 52（一部抜粋）

2番（比嘉 譲君） レストラン建設に係る補助金を圧縮記帳せず特別利益に計上したことについて。（1）（大田守委員の質疑に対し）税理士とも相談して有利であると判断して決めたと答えられていますが、具体的にどのような有利・不利があり、最終的な判断に至ったのですか。お伺いします。

（2）その判断は今でも間違っていないかと考えておりますか。お伺いをいたします。

参考人（山城 勉君） レストラン建設に係る補助金を圧縮記帳せずに特別利益に計上したことについて。（1）（大田守委員の質疑に対し）税理士とも相談して有利であると判断して決めた

と答えられていますが、具体的にどのような有利・不利があり、最終的な判断に至ったのですかについてですが、お答えいたします。専門家や当時の経理担当者のお話では、当時の状況を踏まえて、次の理由から圧縮記帳を選択しないことにしたとのこととあります。1つには、税法上の繰越損失の切り捨て期間との関係であります。法人において、損失が生じた場合、翌期の利益から、前期の損失額を控除して税金を計算することができます。これを法人税の繰越控除といいます。繰越控除は、控除期間が定められています。当社の場合、第1期（平成13年3月期）は5年、第2期（平成14年3月期）から第4期（平成16年3月期）までは7年でした。圧縮記帳した場合、第5期の繰越損失は7,359万1,744円となり、これだけの利益を5年から7年の間に生み出すことができるのか。もしできなかった場合は、繰り越した損失は切り捨てとなり、現金の支払いで生み出した費用を税務上有効に生かすことができなくなるとのこととあります。2つ目には、圧縮記帳は任意選択であります。補助金等を取得した場合、収入として計上することが原則です。圧縮記帳の採用は、会社側の選択に任せており、必ず選択しなければいけないものではない。また、圧縮記帳を選択しなかったことは、私の一存で選択したことではなく、専門家である当時の顧問税理士とも相談した結果、こちらのほうがよいであろうと判断して決めたものです。

（2）その判断は今でも間違っていなかったと考えますかについてですが、その内容は、（1）でも答弁しましたとおり、その判断は間違っておりません。以上です。

平成27年4月28日会議録 P52～P53（一部抜粋）

9番（大田 守君） 圧縮記帳について、会計の専門家等との話し合いはどのように行われましたか、伺います。

参考人（山城 勉君） 圧縮記帳について、会計の専門家等との話し合いはどのように行われましたかについてであります。当時の経理担当の話では、当時の顧問税理士へ補助金の会計処理に関して相談をし、次の指導を受けたとのこととあります。1つ目は、税法上の繰越損失の切り捨て期間との関係であります。法人において損失が生じた場合、翌期の利益から前期の損失額を控除して税金を計算することができます。これを法人税の繰越控除といいます。繰越控除は、控除期間が定められています。当社の場合、第1期（平成13年3月期）は5年、第2期（平成14年3月期）から第4期（平成16年3月期）までは7年でした。圧縮記帳をした場合、第5期の繰越損失は7,359万1,744円となり、これだけの利益を5年から7年の間に生み出すことができるか。もしできなかった場合は、繰り越した損失は切り捨てとなり、現金の支払いで生み出した費用を税務上、有効に生かすことができなくなりますとのこととあります。2つ目には、圧縮記帳は任意選択です。補助金等を取得した場合、収入として計上することが原則です。圧縮記帳の採用は、会社側の選択に任せており、必ず選択しないといけないというのではない。上記のとおり、顧問税理士と相談した結果、圧縮記帳を選択しないほうがよいであろうと判断しております。

平成27年5月29日会議録 P5～P6（一部抜粋）

9番（大田 守君） 「圧縮記帳をしなかったことにより経営陣の判断が誤った」と答弁されておりますが、圧縮記帳とはどのようなものか、また圧縮記帳がされていればどのような判断をされましたか。

参考人（上原裕常君） 圧縮記帳の内容及び圧縮記帳をされた場合の判断でございますけれども、圧縮記帳は、国庫補助金などの交付を受けて固定資産を取得した場合、その国庫補助金などに相

当する金額を資産の取得原価から控除して、帳簿価格とすることであり、課税を繰り延べる効果をもたらす手法とのことであります。圧縮記帳の手続がなされていれば、平成20年度決算において債務超過に陥っている状況下にあることを踏まえると、会社の再生、または存続の是非について早目に判断できたものと思慮されます。

(2) 地域食材供給施設への担保権設定について

概要

糸満観光農園株式会社は平成 16 年度に農林水産省の経営構造対策事業で地域食材供給施設（レストラン）を整備した。その後、①平成 17 年 1 月 20 日に沖縄振興開発金融公庫が 3,400 万円の抵当権設定、②平成 18 年 12 月 22 日に沖縄県農業協同組合が極度額 2,400 万円の根抵当権を設定した。

上記②については、国の承認を得ずに担保設定を行ったことに対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に抵触する可能性も指摘されている。

それらのことについて、以下のとおり参考人から意見があった。

平成 26 年 9 月 24 日会議録 P 7～8、P 10（一部抜粋）

19 番（新垣安彦君） 4、西平氏は、市長として平成 16 年にレストランの建物に抵当権を設定することについて、当時の山城元社長からどのような説明を受けたのかお聞かせください。

5、平成 18 年に国の承認を得ずにレストランに抵当権を設定したことを、当時の社長としてどのように認識していたのかお聞かせください。

参考人（西平賀雄君） 4 番目でございますけれども、十年一昔、あまりにも時間が経過してしましまして記憶も定かではございませんが、抵当権設定の件は聞いたことはありません。

5 番目でございますが、レストランに抵当権を設定したこと自体知りませんでした。

19 番（新垣安彦君） それとですね、先ほど抵当権の設定、さらには国からの承認等についてですね、また事務引き継ぎ上については、これは前社長の方からは説明等はなかったという答弁でしたが、再度確認をいたします。そのようなことはなかったのかどうか。

参考人（西平賀雄君） 先ほど答弁いたしましたように、説明はございませんでした。

平成 26 年 9 月 24 日会議録 P 20～21（一部抜粋）

2 番（比嘉 譲君） 平成 18 年 12 月補助金で建設した施設に抵当権を設定し、これを担保に短期資金を借り入れたことについて、当時の市長として、会社のこの選択をどう思いますか、お尋ねします。

参考人（西平賀雄君） 取締役会で十分議論した上で決定されたことと理解しております。ただし、補助金が入っているものは関係先の承認が必要と思います。

平成 26 年 10 月 15 日会議録 P 2～P 3（一部抜粋）

9 番（大田 守君） 地域食材供給施設の抵当権に関して気づいた時期はいつだったのでしょうか。

参考人（上原裕常君） 地域食材供給施設の抵当権に関して気づいた時期という御質疑でございますけれども、抵当権設定につきましては、市長就任後、いつ頃かはっきりはしておりませんが、そのようなお話は伺ったような記憶があります。しかしながら、PT の中間報告を受けるまでには当然必要な手続きを経ているというような認識でございました。

平成 26 年 10 月 15 日会議録 P 17、P 18～19（一部抜粋）

2 番（比嘉 譲君） 平成 16 年度の沖縄振興開発金融公庫からの借り入れ、平成 18 年度の沖縄

県信用農業協同組合連合会からの借り入れは、国からの補助金で建設した施設に抵当権を設定し借り入れが行われております。そのことについていつ知り得たのか。そして、そのことについてどのようにお考えなのかお聞かせをいただきたい。

参考人（上原裕常君） 国からの補助金で建設した施設に抵当権を設定し借り入れが行われていたことをいつ知り得たか、そのことについてどのように考えているかについてお答えをいたします。沖縄振興開発金融公庫やJAからの借り入れが担保設定によって行われていることは、社長就任後承知はしてはしておりましたが、PTの中間報告を受けるまでは、この担保設定に係る必要な手続きは当然行われているものと思っておりました。

2番（比嘉 譲君） それから先ほど申しあげました抵当権設定をして平成16年、18年、公庫、あるいは信用農業協同組合からの借り入れ、それを参考人はいつ知り得たのかということですね。それから、その件について実際どういうふうを受けとめて、今後その対応についてどういうふうにお考えなのかも含めて、ぜひ答えられることがあれば御意見をお聞かせいただきたい。

参考人（上原裕常君） 抵当権の設定につきましても、先ほど申しあげましたように、PTの中間報告によって初めて私のほうも知り得たわけでございます。そういった中で今、我々は特別清算を進めておまして、その結果を待ってどういった対処ができるのか、それはその時点でまた判断をさせていただきたいというふうに考えています。

平成26年10月17日会議録 P12～P16（一部抜粋）

2番（比嘉 譲君） 平成18年12月に補助金で建設した施設に抵当権を設定しています。不適切な担保設定による借り入れ以外に資金ショートを免れる手段がなかったのであれば、市などへ相談する必要があったと思いますがいかがですか。

参考人（山城 勉君） 平成18年12月に補助金で建設した施設に抵当権を設定しています。不適切な担保設定による借り入れ以外に資金ショートを免れる手段がなかったのであれば、市などへ相談する必要があったかと思いますがについてですが、不適切な担保設定ということですが、私は当時不適切な担保設定であるとの認識ではありませんでした。またその時点で、資金ショート寸前であったかということ、実はそういうわけでもなかったのです。その時点で抵当権を設定したのは事実ですが、実際に借り入れをしたのは後のことです。このように、まだ資金ショート寸前という状態ではなかったのですが、市に対しては事前に相談をしておりませんが、なお事後には市に対して抵当権設定をしたことについて報告しておりますが、その際、不適切な担保設定であるという指摘はなされたことはありませんでした。

平成26年10月17日会議録 P18～P19、P22～P23（一部抜粋）

9番（大田 守君） 地域食材供給施設に抵当権を設定した経緯を伺います。

参考人（山城 勉君） 地域食材供給施設に抵当権を設定した経緯についてであります。私は平成18年12月20日、会社の事業継続、経営安定化に資するため、その運転資金を確保する目的で極度額2,400万円、抵当権設定者JAおきなわ、根抵当権を設定しております。この根抵当権の設定は私の独断で行ったものではなく、平成18年10月14日の取締役会で協議をし、平成19年1月20日の取締役会で決議をし、平成19年6月の株主総会において承認を得て、日時は定かではありませんが、その内容は経営状況報告として市に報告されております。そして、平成19年9月5日開催の9月定例会に市から市議会にも報告されて審議済みであります。当然のことです。

が、市当局をはじめ市議会においても御理解が得られたものと認識しております。

9番（大田 守君） それからあともう1点、大きな問題としてはこの中間報告で出されているのが抵当のお話なんですけれども、根抵当のほうで山城さんは先ほど、将来資金融通のために根抵当をやったという形でおっしゃっておりました、それが最終的には会社を救うような形になっていると思いますけれども、その後この根抵当を使ってこの観光農園はずっと繰り返し長い間使用されていたんじゃないかなと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

参考人（山城 勉君） その根抵当を設定した後の借入金はずっと継続されているかというようなことだと思いますけれども、私はJAおきなわにいろいろと調査のため何回か訪れておりますけれども、私に対して、当時社長であった時の部分の資料だけを私におあげすることはできますが、私が社長退任後の資料についてはおあげすることはできないということでありました。ところがその中に私が借り入れたものについては確認ができたのが、平成19年9月28日と12月26日に900万円と600万円をJAから借入れをしております。そして、私はその翌年の平成20年1月に社長を退任をしておりますが、その時まではこの借入金はそのまま全額残っていたものとその資料からは記憶できます。ところがですね、さらにその資料を求めましたら、その金額を600万円が平成20年3月24日に返済されております。私が借りた分ですね。そして、900万については平成20年3月26日に返済されたというような、そういう資料をJAからいただきました。それで一応私が借りた1,500万円については全額支払い済みであります。ところがその後、平成21年7月に社長に就任した上原裕常現社長においては、その金額をそのまま借入れをして、現在でもそのまま残っているというようなニュアンスのJAからはそういった内容の答えを受けているところです。ですから、上原裕常現社長は根抵当権の設定の責任を旧経営陣にあるという指摘をしながら、自分たちはそのままこの根抵当権を活用して、現在もそのままこの資金を活用しているというような状況に私はあるというふうに考えております。ですから、これを当然ながら5年間も返済することなくそのまま利用しているということ自体は、これは私は問題があるのではないかなと。そういう中で実際に抵当権設定は私がしたんだけど、でもこれは開発金融公庫の設定のときに、それは国・県の承認は得られたものというような考え方をもっておりますので、それは2回ともこれを改めてそれが必要であるというふうな認識をしておりませんでした。そういった内容についてはすべて私は市に対しても、もちろんそれは会社の取締役会、総会、そして市に報告して、その内容は議会に報告しております。ですから、そういう意味からは、その責任そのものもこの現在もこの5年間利用して、私が退任後もそのまま利用しているんですね。特に現社長である上原裕常社長がこれを利用しているということ自体、私はおかしな話ではないかなというふうなことを考えております。

平成26年10月17日会議録 P24～P26（一部抜粋）

6番（国吉武光君） JAへの根抵当権設定についてどうお考えですか。

参考人（山城 勉君） JAへの根抵当権設定についてどう思うかについてですが、まず初め、私は平成18年12月にJAから2,400万円の融資を受ける際、JAのためにレストランに抵当権設定をするのに補助金適正化法に違反するという認識はありませんでした。補助金適正化法の第22条は確かに各省各庁の長の承認を受けないで担保に寄与してはならないと規定しており、私はJAからの借入れの際に、庁の長の承認を受けるという手続をとっておりませんでした。これは事実です。しかし、この第22条は同時に補助金等の交付の目的に反してという要件を設けてい

るのです。つまり、私が補助金等の交付の目的に反して不動産に担保を設定した場合が問題とされるわけです。しかし、私は個人的な目的で私自身の利益のために不動産を担保にしてJAから金を借りたわけではありません。不動産を担保にJAから資金を借り入れなければ糸満観光農園の経営に支障が出ると思われる状態になれば、事業を継続していくためには借り入れが必要となるわけですから、補助金等の交付の目的に反して不動産を担保に入れたことにはならないと私は思います。また、公庫の抵当権設定を受ける前に、補助金交付申請の備考欄等に融資内容を記載して提出してあり、それで交付決定された場合は国の承認があったものとして取り扱われることになるという聞いておりましたので、一旦そのような手続をとっていた場合は、再度国の承諾を取り直す必要はないという認識でもありました。このような当時の私の認識はもしかすると補助金適正化法の第22条の解釈としては誤っているかもしれません。しかし、実はそのときにJAからも担保権の設定について再度国の機関の承認を受ける必要があると言われたことはなかったのです。そのような手続、担保権の設定について、国の機関の承認を受ける必要があるならば、当然専門家である金融機関からその点についての注意指導があると思いますが、そのような注意は一切なかったのですから、私としてもその解釈は誤っているのではないかという疑念を持つことができなかったものです。

平成 26 年 10 月 17 日会議録 P37～P40、P42（一部抜粋）

19 番（新垣安彦君） 8、補助金でつくった建物に担保を設定するために国県の承諾が必要であることを認識していたか伺う。

9、レストランの建物に公庫からの借入金 3,400 万円の担保設定について、国県から承諾を得たか。また、全額入金されたか伺う。

10、JAからの 2,400 万円の借入金の根抵当権設定についても国県及び糸満市から承諾を得たか伺う。

参考人（山城 勉君） 8点目、補助金でつくった建物に担保を設定するためには国県の承諾が必要であることは承知していたかについてですが、結論から申しますと、社長就任時には知りませんでした。事業実施に伴い公庫からの借り入れの準備等に着手する段階で、市の観光農園担当職員から文献のコピー等を見せられながら説明を受けたという記憶です。

9点目、レストランの建物に公庫からの借り入れ 3,400 万円の担保設定について、国から承諾を得たか。また、全額入金されたかについてですが、まず国県から承諾を得たかの点についてお答えいたします。担保権設定に係る関係書類が手元ありませんので、現在の私では確認しようがありませんが、同建物に公庫の抵当権が設定されておりますので、その承認は得られているものと認識しております。補助金適正化法の第22条については、事務の簡素化、効率化等の観点から、平成14年度から補助金交付申請の備考欄等に融資内容を記載の上交付決定された場合は、あらかじめ国の承認があったものとして取り扱われるようになったとのことであり、公庫の抵当権設定を受ける前にこのような手続を行っていたという記憶であります。次に全額入金されたかの点にお答えします。公庫からの借入金 3,312 万 8,000 円は全額入金されております。

10点目、JAからの 2,400 万円の借り入れの根抵当権設定についても、国県及び糸満市から承諾を得ましたかについてですが、結論から述べますと、JAからの 2,400 万円の借り入れの根抵当権設定については、国や県の承諾を得ておりませんでした。糸満市から承諾を得たかという質問ですが、国や県以外に糸満市の承諾も必要なのか私にはわかりませんが、JAへの根抵当権設定についても市の担当者と事前協議をしたという認識ですから、当然市もそのような行為が行われ

ようとしているということは把握していたと思います。また、その件に関して平成19年9月定例会において新垣安彦議員の質問に対し、金融機関に2,000万円の借入枠を設定し、一時的に資金需要に備えるという当局の答弁があります。このように私は平成18年12月にJAからの2,400万円の借り入れの根抵当権設定については、国や県の承諾を得ておりませんでした。しかし、私はそれが補助金適正化法に違反しているという認識はありませんでした。補助金適正化法の第22条は確かに各省各庁の長の承認を受けずに担保に寄与してはならないと規定しており、私はJAから借り入れの際に、庁の長の承認を受けるという手続をとっておりませんでした。それは事実です。しかし、この第22条は同時に補助金等の交付の目的に反してという要件が設けているのです。つまり、私が補助金等の交付の目的に反して不動産に担保を設定した場合が問題とされるわけです。しかし、私は個人的な目的で私自身の利益のために不動産を担保にしてJAから金を借りたわけではありません。不動産を担保にJAから資金を借り入れなければ、糸満観光農園の経営に支障が出ると思われる状況になれば、事業を継続していくためには借り入れが必要となるわけですから、補助金等の交付の目的に反して不動産を担保に入れることにはならないと私は思っています。また、公庫の抵当権設定を受ける前に、補助金交付申請の備考欄等に融資内容を記載して提出してあり、それで交付決定された場合は国の承認があったものと取り扱われることになるという聞いておりましたので、一旦そのような手続をとっていた場合は、再度国の承諾を取り直す必要はないという認識でありました。しかし、実はそのときにJAからも担保の設定について再度国の機関の承認を受ける必要があると言われたことはなかったのです。そのような手続、担保権の設定について、この機関の承認を受ける必要があるなら、当然専門家である金融機関からその点についての注意指導があったと思います。しかし、そのような注意は一切なかったのです。

19番（新垣安彦君） あと、JAからの担保設定の際に枠を借りてやった。その時のやった責任者はどなただったかご存じですか。

参考人（山城 勉君） 借り入れをした時の決裁権者ですけれども、資料をちょっと見ておりませんから具体的にはその確認しようがないと思いますが、ただ、会社においては、その借り入れについては当然ながら社長の決裁を得なければならないというふうに思っておりますので、もしそういう内容からいたしますと、私が決裁のいわゆる社長としての責任があると、責任者だというふうに多分決裁はしたのではないかと思います。ちょっとその確認しようは今のところありませんが、私がその責任者だというふうに考えております。

平成26年11月6日会議録 P7（一部抜粋）

11番（玉城安男君） 市のプロジェクトチームが実施した経営状況調査について、平成19年度には国の補助事業で建設したレストランについて、国の承認を得ないまま根抵当を設定して、ようやく資金ショートを免れるというような実態が明らかになったが、評価委員会においては、この事実を把握していましたでしょうか。よろしくお願ひします。

参考人（金城 徹君） レストランへの根抵当権の設定などについては、私が委員長を務めた期間、並びに委員を拝命した期間内に、会社からそのような説明等はありませんでしたので、同期間内では承知していませんでした。

平成 26 年 11 月 6 日会議録 P14～P16（一部抜粋）

2 番（比嘉 譲君） 中間報告書において、平成19年度には国の補助事業で建設したレストランについて、国の承認を得ないまま、抵当権を設定するという担保設定を行ってようやく資金ショートを免れるという実態が明らかにされていますが、評価委員会においては、その事実関係を把握していましたか、お聞かせください。

参考人（金城 徹君） 市プロジェクトチームについて、国の承認を得ないまま補助金を活用して建設したレストランに根抵当権が設定されている、その事実を知っていたかの御質疑だと思います。市プロジェクトチーム報告のレストランに根抵当権が設定されたことについては、私が委員長を務めた期間、並びに委員を拝命した期間内に会社からそのような説明はありませんでしたので、同期間内においては承知していませんでした。

平成 26 年 11 月 6 日会議録 P29～30（一部抜粋）

委員長（浦崎 暁君） それでは私委員長からの総括質疑を行います。

レストラン施設について、国の承認を得ないまま根抵当権を設定したことを知った経緯をお聞かせください。

参考人（玉城 樹君） レストラン施設について、国の承認を得ないまま根抵当権を設定したことについての質疑ですが、糸満観光農園株式会社が平成20年末にアセロラ代金の支払いのために、琉銀糸満支店から借入れをします。この際銀行側からレストラン、資産に関する資料を持って来てくれと。これは資産に関する資料というのは。当然このレストランの登記簿謄本のことであります。これを出してくださいねと言われました。それで私は登記簿謄本を取ってきて琉銀に持って行ったんですが、そのときに、これはJAの根抵当がついていることを知りました。私はそのときは当然資金調達のために抵当権を設定したのかなと、そういう理解でありました。ことしの3月20日の取締役会で山城勉さんから、平成26年3月6日付でレストランに抵当権を設定したい旨の要望書が出されたということについて取締役会で協議をいたしました。その中で抵当権の設定というのは適化法に触れるおそれがあるという発言があって、そのときに適化法ということを知りました。私はこれまでそういったことについては関係ないところで仕事をしてきましたので、適化法という法律があるということを知ったのはこれが初めてであります。

平成 26 年 11 月 6 日会議録 P61～62（一部抜粋）

2 番（比嘉 譲君） 国の補助金事業で建設したレストランに、国の承認を得ないまま根抵当権を設定したことを知った経緯について具体的にお聞かせください、

参考人（玉城 樹君） レストランについて抵当権を設定したことを知った経緯については、これも総括質疑の中で答弁したと思いますが、平成20年12月に琉銀糸満支店から4,000万円のお金を借りるという中で、糸満支店のほうからレストランは観光農園の財産になっているでしょうと。じゃあその登記簿謄本を出してくださいという話がありました。私は登記所に行って登記簿をとってきました。それを琉銀糸満支店のほうに持って行きました。そうすると、そこで見たときにレストランに抵当権が設定されていますねということでありました。そのタイミングでわかったということです。

平成27年4月28日会議録 P31～P33、P33（一部抜粋）

11番（玉城安男君） 平成18年度、JAの抵当権設定について。（1）取締役会に抵当権設定を

提案するとき、国の承認が必要との説明を行いましたか、お伺いします。

(2) 公庫の抵当権設定前に、補助金交付申請書に融資内容を記載して国の承認を得たと答えていますが、借入先は公庫と明示されています。なぜ、それがJ Aの抵当権設定まで可能と解釈できたのですか、お伺いします。

(3) 公庫のときに、他の借り入れも含め国の承認を得られたものと考えたことについて、その判断が間違っていないか誰かに確認されましたか、お伺いいたします。

参考人(山城 勉君) 平成18年度、J Aの抵当権設定について。(1) 取締役会に抵当権設定を提案するとき、国の承認が必要との説明を行いましたかについて、(2) 公庫の抵当権設定前に、補助金交付申請書に融資内容を記載して国の承認を得たと答えています。借入先は公庫と明示されている。なぜ、それがJ Aの抵当権設定まで可能と解釈できたのですかについては、一括してお答えいたします。当時、取締役会で国の承認が必要との説明を行いましたかについては、記憶にありません。しかし、公庫の抵当権設定を受ける前に、補助金交付申請書の備考欄等に融資内容を記載して提出してあり、それで交付決定がされた場合は、国の承認があったものとして取り扱われることになるかと聞いておりましたので、一旦そのような手続をとっていた場合は、再度国の承認を取り直す必要はないという認識でありました。

(3) 公庫のとき、他の借り入れも含め国の承認を得られたものと考えたことについて、その判断が間違っていないか誰かに確認されましたかについてですが、お答えいたします。再度国の承認を取り直す必要はないという認識でありましたので、これを確認することは考えておりませんでした。まずお答えする前に、抵当権設定の経緯について説明します。確かに私は平成18年12月20日、会社の事業継続、経営安定化に資するため、運転資金を確保する目的で、限度額2,400万円、根抵当権者J Aおきなわ、根抵当権を設定しております。しかし、これは私の一存で行ったものではなく、平成18年10月14日の取締役会で協議をし、平成19年1月20日の取締役会で決議をし、平成19年6月の株主総会で承認されています。平成19年7月、経営状況報告書として、糸満市に報告されています。そして糸満市はその報告書、平成19年9月開催の9月定例会に提出し、市議会でも審議済みであります。抵当権設定については、市当局を初め、市議会でも御理解を得られているものと認識しています。特にその抵当権設定に関しては、同年9月の定例会において、新垣安彦議員の一般質問に対し、市当局は金融機関に2,000万円の借入枠を設定し、一時的に資金需要に備えますと答えています。また抵当権設定の限度枠設定については、平成19年3月に糸満市へ説明した平成19年度の役員体制等について、さらには同年5月1日に開催された市、J A、会社の連絡調整会議においても報告されております。平成20年1月、私が社長を退任した後、平成20年1月に社長に就任した西平元社長、特に平成21年6月に当会社の経営を引き受けた現経営陣、上原裕常社長はこの抵当権設定を知りながら、これを利用して引き続き5年間もJ Aから運転資金を借り入れしていたことが、これまでの当社の決算書、特に第14期等の報告でも明らかになっています。しかも、不思議なことにP Tの担当職員らは、これらの経緯、行為を調査の時点でも確認していると思うが、中間報告書では現経営陣、上原裕常社長が行ったこれらの行為に触れることなく、これをふたしたことです。さらに重大なことは、市当局及び現経営陣、上原裕常社長らは抵当権設定について報告を受けて知っていながら、抵当権の設定について問題だと指摘しているのです。では、市当局はこれを問題だと言うならば、現経営陣、上原裕常社長、市長の在任中に、平成21年6月から平成26年6月の株主総会までの間に、J Aからの借入金を返済して、抵当権設定登記抹消の手続の行政指導を行うべきであったにもかかわらず、この手続が行われていない。これ自体が大きな問題で、糸満市のその責任は重大であり、厳しく問われるべきと

私は思っております。以上です。

11番（玉城安男君） お聞きします。今、山城参考人が上原裕常社長がその状況をわかりながら引き受けたということの中で、社長が借入れをしたと、J Aからそのまま借入れしているという言葉は合わないと思います。これは借入れではなくて、そのまま継続してジャンプさせたということだと私は理解していますけれども、山城参考人はこれはいかがなものですか、借入れですか、ジャンプですか。

参考人（山城 勉君） 私はその考え方は間違っていると思います。当然ながら、先ほど答弁いたしましたように、これは十分に私は市のほうにも説明をして、そしてまたその内容は決算書に基づいて市議会にも説明してあるとおりです。先ほど申し上げましたように、当時の新垣安彦議員がその件に関して一般質問をなされております。当時は市長が直接ではありませんけれども、担当部長が答弁しておりますけれども、その枠は確保して需要に対応しますと。あの時点では、いわゆる平成19年度の役員体制を含めて、その内容については、3月の時点で糸満市長、そしてまたJ Aには5月の時点でそういう内容も十分に説明されております。それを引き継いだ現市長、現経営陣である上原裕常社長がこれを知らなかったと。役所の行政のいわゆるそういう形で引き継いだ内容について知らないでは、通りません。それを私はそういうものは当然ながら知って、それに基づいて、そしてそれが引き続き、そしてそういう形で活用されたということを認識しております。そして一つだけ申し上げますけれども、私がお借りした1,500万円については、私が社長退任後、いわゆる平成20年3月にこの分は全部返済しております。それを後にまたこれを引き継ぎですね、いわゆる現経営陣も、社長がこれを活用しているということでもあります。

平成27年4月28日会議録 P52～P54（一部抜粋）

9番（大田 守君） 根抵当権設定については、観光農園事業振興に対しどのような結果を与えたと考えますか、伺います。

参考人（山城 勉君） 根抵当権設定については、観光農園事業振興にどのような影響を与えたと考えますかについてですが、お答えをいたします。まず、お答えする前に、改めて抵当権設定の経緯について説明をさせていただきます。確かに私は平成18年12月20日、会社の事業継続、経営安定化に資するための運転資金を確保する目的で、限度額2,400万円、根抵当権者J Aおきなわ、根抵当権を設定しております。しかし、これは私の一存で行ったものではなく、平成18年10月14日の取締役会で協議をし、平成19年1月20日の取締役会で議決をし、平成19年6月の株主総会で承認されています。平成19年7月、経営状況報告書として糸満市へ報告されています。そして糸満市はその報告書を、平成19年9月5日開催の9月定例会へ提出し、市議会でも審議済みであります。この根抵当権設定については、市当局を初め、市議会でも御理解を得られたものと認識しています。特にその根抵当権設定に関しては、同年9月の定例会において、新垣安彦議員の一般質問に対し、市当局は、金融機関に2,000万円の借入枠を設定し、一時的に資金需要に備えますと答弁されております。また、根抵当権の限度枠設定については、平成19年3月に糸満市へ説明した平成19年度の役員体制について、さらには同年5月1日に改正された市、J A、会社の連絡調整会議においても報告されております。平成20年1月、私が社長を退任した後、平成20年1月、社長に就任した西平元社長、特に平成21年6月に当会社の経営を引き受けた現経営陣上原裕常社長は、この根抵当権設定を知りながら、これを利用して引き続き5年間もJ Aから運転資金を借入れていたことが、これまでの会社の決算報告、特に14期等の中での報告でも明らかになって

います。しかも、不思議なことに、市PTの担当職員らはこれらの経緯、行為を調査の時点でも確認していると思うが、中間報告書では現経営陣上原裕常社長が行った、これらの行為に触れることなく、これをふたしたことです。さらに重要なことは、市当局及び現経営陣上原裕常社長らは、根抵当権設定についての報告を受けて知っていながら、根抵当権の設定について問題だと指摘しているのである。では、市当局はこれを問題だと言うのであれば、現経営陣上原裕常社長、市長の在任中、平成21年5月から平成26年6月の株主総会までの間にJAからの借入金を返済して、根抵当権設定登記抹消の手続の行政指導を行うべきであったにもかかわらず、この手続は行われていない。これ自体、大きな問題であり、糸満市の責任は重大であると思っております。また、会社においては、平成19年度事業計画の目標を達成するために、市とJAとの協議に基づいて、平成19年5月23日の取締役会で協議をし、5,000万円の増資計画を決定しました。これに基づいて市では、市の出資分2,500万円について、市議会の同意を求めたが、同意が得られず、その影響で増資が実現しておりません。そのため、会社の資金繰りは年度途中から厳しい状況となり、旧経営陣はやむを得ず、JAから運転資金として、平成19年9月と12月の2回にわたり、1,500万円を借り入れしております。その借入額については、平成20年3月までに返済されています。しかし問題は、前述しましたが、現経営陣、上原裕常社長はこの根抵当権設定は問題があると指摘しながら、この根抵当権を利用した資金調達計画のもと、引き続きJAからの借入金を返済することなく、突発的に第三セクターを解散している。これ自体、大きな問題であり、これを容認した糸満市の責任は重大だと思えます。そこで観光農園事業に対し、どのような結果を与えたかについてですが、会社の増資が市議会で認められず、その影響で会社の資金繰りは厳しい状況の中、根抵当権を活用してJAから運転資金を確保できたことは、会社にとって意義深い、よい結果を与えたものだと認識をしております。

平成27年4月28日会議録 P63～P64（一部抜粋）

6番（国吉武光君） 糸満観光農園株式会社の運転資金確保のため、JAへの根抵当権設定について、平成26年10月17日に当委員会にて市のプロジェクトチームの中間報告で、当参考人は無断で抵当権を設定していると指摘がありますが、旧経営陣を責任追及しながら現経営陣の抵当権の活用については何ら指摘されていない、現経営陣の活用について参考人はどのように思いますか。

参考人（山城 勉君） 糸満観光農園株式会社の運転資金確保のため、JAへの根抵当権設定について、平成26年10月17日に当委員会にて市のプロジェクトチームの中間報告で、当参考人は無断で抵当権を設定していると指摘がありますが、旧経営陣を責任追及しながら現経営陣の抵当権の活用については何ら指摘されていない、現経営陣の活用について参考人はどのように思いますかについてであります。確かに平成18年12月20日、会社の事業継続、経営安定化に資するための運転資金を確保する目的で限度額2,400万円、根抵当権者JAおきなわ、根抵当権を設定しております。しかし、これは私の一存で行ったものではなく、平成18年10月14日の取締役会で協議をし、平成19年1月20日の取締役会で議決をし、平成19年6月の株主総会で承認されています。平成19年7月、経営状況報告書として糸満市に報告をされております。そしてその報告書は、糸満市が平成19年9月5日開催の9月定例会に提出され、市議会でも審議済みであります。市当局を初め、市議会においても御理解を得られているものと認識しています。また、根抵当権の限度枠設定については、平成19年3月、糸満市へ平成19年度の役員体制等について説明をしたときにも報告されています。さらに平成19年5月1日に開催された、糸満市、JA、会社の連絡調整会議においてもその内容は報告されております。特にその抵当権設定に関し

ては、平成19年9月定例会において、新垣安彦議員の一般質問に対し、市当局は金融機関に2,000万円の借入枠を設定し、一時的に資金需要に備えますと答弁されています。平成20年1月、私が社長を退任した後、平成20年1月、社長に就任した西平市長（元社長）、特に平成21年6月に当会社の経営を引き受けた現経営陣上原裕常社長は、この根抵当権設定を知らず、これを利用して引き続き5年間もJAから運転資金、約1,900万円を借り入れていたことが、これまでの会社の決算書、14期等の中での報告でも明らかになっています。しかも、不思議なことに、市PTの担当職員らはこれらの経緯、行為を調査の時点でも確認していると思うが、中間報告書では現経営陣上原裕常社長が行った、これらの行為に触れることなく、これをふたしたことです。さらに重要なことは、市当局は、根抵当権設定についても問題だと指摘しているが、なぜ、現経営陣上原裕常市長が社長に就任した、平成21年6月の時点で根抵当権設定を利用してJAから借り入れた借入金の返済を促すとともに、根抵当権設定登記抹消の手続を行うよう行政指導すべきであったにもかかわらず、その手続の行政指導は行われていない。今日までこの根抵当権設定について容認してきた糸満市の責任は重大であります。そこで、現経営陣が根抵当権設定を知らず、これを活用し、JAから約1,900万円を借り入れしていることについてですが、私はこれ自体問題だと思います。市PTはこれをふたすることなく、その事実関係を検証し、明らかにするとともに、特別委員会に報告する義務があると思います。また、市PTはこれらの事実関係をマスコミ等を介して、市民等に公表する責務があると思いますので、ぜひともこれを実現してもらいたいと思います。

(3) 会社の厳しい資金繰り、資金調達について

概要

糸満観光農園株式会社は平成12年度に資本金5千万円で設立された。その後、資本金を1億2千万円まで増やしたが、慢性的な経営不振が続き、資金繰りには苦慮していたものと思われる。資金調達のため、金融機関からの借入時における個人資産の担保提供、補助金で取得した財産への担保権設定、代表取締役個人からの借入等を行ったことが明らかになっている。また平成19年度には資本金増資の計画がされていたが、市議会で否決されている。

それらのことについて、以下のとおり参考人から意見があった。

平成26年9月24日会議録 P7～9（一部抜粋）

19番（新垣安彦君） 前任者の山城社長から、観光農園の資金繰り計画について、どのような説明を受けていたのかお聞かせください。

参考人（西平賀雄君） 資金面については、玉城樹専務のほうに説明が多分されていたというふうに思っております。

平成26年10月15日会議録 P2～P3（一部抜粋）

9番（大田 守君） 4、観光農園の資金繰りの悪化について、いつの時点で気づきましたか。

5、観光農園の借入金に対して、企業トップとしてどのように対応しましたか。

参考人（上原裕常君） 4点目の観光農園の資金繰りの悪化に気づいた時期でございますけれども、一般的な資金繰りの厳しさにつきましては、社長就任時から承知はしておりました。しかしながら、国の承認を受けずに担保設定をし借入れをしている状況を知ったのは、PTの中間報告を受けた時点でございます。

それから5点目の観光農園の借入金に対して、企業のトップとしての対応との御質疑ですけれども、日々の会社経営については、代表権を持つ専務に基本的に任せておりました。借入金返済に対応できる資金状況ではなく、返済猶予等条件変更の協議について専務から相談があった場合には調整を行っておりました。

平成26年10月15日会議録 P11～P12、P13（一部抜粋）

18番（長嶺一男君） 2、上原裕常社長が観光農園(株)に融資した金額と貸借契約書の有無について伺います。

5、沖縄県農業協同組合との間で設定している根抵当権を利用したことがあるか。あるのであれば、その日付と金額と残高を伺います。

参考人（上原裕常君） 2点目、私が観光農園に融資した金額と貸借契約書の有無でございますけれども、融資した金額については500万円で、金銭貸借契約書はございます。

それから5点目、沖縄県農業協同組合との間で設定している根抵当権の利用の有無、あるのであればその日付と金額と残高の御質疑でございますけれども、金融機関からの資金調達につきましては、共同責任者である代表取締役専務で処理されており、詳細については承知をしておりません。

18番（長嶺一男君） 次にですね、これも先ほど私指摘しておきました内容の一つになりますけ

れども、5番目の県信連との間で設定している根抵当権を利用したことがあるかという質疑ですけれども、詳細は知らない、専務任せにしていたので自分は知らないということでしたけれども、その辺でもね、全く専務任せで通してきたんだということが伺い知れます。そのことについて何か付け加えるのがありますか。ありましたらどうぞ。

参考人（上原裕常君） 一番初めにもお話がありましたけれども、専務任せだというような御指摘でございますけれども、基本的に同じ代表権を2人持ち得ているという部分もあります。それはその当時の、平成19年に専務に代表権を与えて、そして業務処理をやってきたと。それ以前に、会社の内部の中において民間の方をしっかりと活用すべきだというような御意見がありました。ですから、そういった流れの中において、専務にそういった業務を任せたとのことでございます。

平成26年10月17日会議録 P7～P11（一部抜粋）

15番（伊敷幸昌君） 県信連借入れについて。（1）取締役会では「運転資金及びレストラン建設資金」と決議しながら、実際は「公庫資金貸付実行までのつなぎ資金」として借入れしたとのことだが事実か。取締役会決議に反した借入れではないか伺います。

（2）平成17年2月9日、自主的に繰り上げ償還した理由は何か。その後、社長個人から借入れしなければならぬならば、そのまま借入れしておけばよかつたのではないかと伺います。

（3）当時の短期プライムレートは何パーセントだったのか。当時、その利率はどのようにチェックしたのか。そのチェックを裏付ける資料はどのようなものがあるかと伺います。

参考人（山城 勉君） 県信連からの借入れについて。（1）取締役会で運転資金及びレストラン建設資金と決議しながら、実際は公庫資金貸付実行までのつなぎ資金として借入れしたとのことだが事実か。取締役会決議に反した借入れではないかですが、運転資金もつなぎ資金も意味としてほぼ同様ですから、私は取締役会に違反しているとの認識ではありません。

（2）平成17年2月9日、自主的に繰り上げ償還した理由は何か。その後社長個人から借入れしておけばよかつたのではないかと。（3）当時の短期プライムレートは何パーセントだったのか。当時その利率をどのようにチェックしたのか。そのチェックを裏付ける資料はどのようなものがあるかについては一括してお答えいたします。当時の経理担当者に確認したところ、手元に確認できる関係書類がなく、また10年前のことでありよく覚えてないとのことでした。現在の私では確認しようがありません。

平成26年10月17日会議録 P12～P16（一部抜粋）

2番（比嘉 譲君） 4、代表取締役社長個人からの借入れについて伺いをいたします。（1）取締役の決議を得ずに借入れしたことは、会社法第362条に抵触しませんか。しないとすればその理由をお聞かせください。

（2）貸付人と社長と双方同一名で契約を締結したことは民法第108条に抵触しませんか。しないとすればどのようなケースが抵触するのかお聞かせください。

（3）経営状況報告に事実と異なる記載をしたのはなぜですか。お聞かせをいただきたい。

（4）年利2.875%はどのように決めたのですか。業者と同じ利率は高すぎませんか。2.875%で支払われたと認識してよろしいですか。お尋ねをします。

6、平成19年度の資金繰りについてお聞きします。（1）資金ショートを免れるためには、レストランに抵当権を設定する以外に方法はなかったのですか、お尋ねをいたします。

参考人（山城 勉君） 4点目、代表取締役社長個人からの借入れについてお答えいたします。

(1) 取締役会の決議を得ずに借り入れたことは、会社法第 362 条に抵触しませんか。しないとすればその理由をお聞かせくださいについてですが、私は地域食材供給施設（レストラン）建設費用支払いのつなぎ資金として一時的に個人融資、退職金 2,000 万円を融通しました。その時の専務や経営担当者の報告では、同レストラン建設費用の支払いを予定しているが、J A や銀行と融資の相談をしたが困難であるとのことであった。そのため会社の運営上緊急かつ迅速的にその資金を調達する必要性から、やむを得ず個人資産、退職金をもって一時的に融通することを社長として判断をしました。取締役会の決議についてですが、当時の専務や経理担当者の説明では、この資金調達社長個人はレストラン建設費等の支払いのつなぎ資金として活用するものであって、平成 16 年 9 月 2 日の第 5 回取締役会に提出した協議に地域食材供給施設建設つなぎ資金借入申込書について、その範囲内に一連の資金調達に含まれるとの資料があった。ですから取締役会の決議は不要であったと認識しております。また、平成 16 年度の第 5 期決算監査においても、監査役にも先に述べたことを説明し、その了解のもとで監査報告がなされたものと認識しています。その決算報告書は取締役会の決議及び株主総会で承認が得られています。そして、日時は定かではありませんが、第 5 期経営状況報告書は市に報告され、市から市議会に報告され、質疑済みであるものと認識しております。ですから私は、形式的にはともかく、実質的には会社法第 362 条第 4 項第 2 号には抵触するものはなかったと認識しております。

(2) 貸付人と社長と双方同一名で契約を締結したことは、民法第 108 条に抵触しませんか、しないとすればどのようなケースが抵触するかお聞かせくださいについてですが、確かに会社法には取締役が当事者として会社の金銭を貸借等をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示し、取締役会の承認を受けなければならないという規定があります。会社法 356 条 1 項で、これは御指摘の民法第 108 条と同種の規定です。しかし、これらの条項の立法趣旨は、取締役が会社の利益の犠牲において自己の利益を図ることを防止する点にあります。本件では、私は会社の資金ショートを回避するために会社に貸し付けしたのですから、そもそも会社に損害が生じない取引として取締役会の承認は不要であったと考えております。実際株式会社に対しその取締役が無利息無担保で金銭を貸し付ける行為は商法第 265 条、これは会社法施行前の双方の株式会社に関する規定で、現在の会社法 365 条に相当するものですが、という取引に当たらないと判じた最高裁判例も存在するのです。もっとも本件では無利息ではなく有利子であるから、その判例と同一できないという批判を受けるかもしれませんが、実はこの 2,000 万円は金融機関から借りて用意したわけではなく、たまたま当時退職金が支給されたばかりであったので、全額を自己資金で出しました。ですから、私は利息を取るつもりではありませんでした。しかし、当時の専務と経理担当者から無利息やあまりに低い低利な借入金は贈与や経済的利益の供与であると疑われてしまうので、有利子にすべきですと指導したのでそれに従っただけです。仮に有利子にしたのはおかしいと批判されるとしても、今問題になっているのは糸満観光農園株式会社の破綻の責任の所在です。2,000 万円を借りて資金ショートを回避することができたのに、20 万円ほどの利息を払っていたからそれが経営悪化の原因であるという意味の質疑でしょうか。それはあまりにもこじつけではないでしょうか。実質の経営破綻の原因の究明とはあまりにもかけ離れた粗末な問題の追及であると私には思えます。仮に有利子であったことで承認を得ないで行った利益相反取引に該当するという立場に立ったとしても、会社にどのような損害が生じたということになるのでしょうか。私が支給されたばかりの退職金を会社に入れなければそのような損害が生じたかこそが問題ではないでしょうか。私はそう考えております。

(3) 経営状況報告書に事実と異なる記載をしたのはなぜですか。(1)(2) で答弁したとお

り、実質的な法令違反はないと考えておりましたので、別に隠していたわけではありません。当時の担当者が経過を簡略化して記載したものと思います。

(4) 年利 2.875%はどのように決めたのですか。業者と同じ利率は高すぎませんか。2.875%で支払われたと認識してよいのでしょうかについてですが、借入利息についてですが、私は金利に関しては無料でよいと話をしました。しかし、当時の担当者から、無料は税法の問題がある。JAからの借入金利と同一にしてほしいとのお話がありました。そのようにしました。利息もその利率で受け取ったと思います。また、利率が高いか安いかですが、利率は業者と同じです。これは担保を提供している業者に対し、私は担保等提供を受けない上での利率です。通常担保などの提供を受けない高い利息の貸し付けは金利を高め設定することが多いとのこと。ですから、特別に高い金利を設定したとは考えていません。

6、平成 19 年度資金繰りについて。(1) 資金ショートを免れるためには、レストランに抵当権を設定する以外に方法はなかったのですかについてですが、先ほど述べましたように、抵当権を設定の時点では資金ショート前という状況ではありませんでした。しかし、後に平成 19 年度に計画した増資が市議会でも否決されてしまった後は、JAおきなわから借り入れをする必要が生じました。

平成 26 年 10 月 17 日会議録 P24～P26、P27～28 (一部抜粋)

6 番(国吉武光君) 4、地域食材供給施設建設資金の沖縄振興開発金融公庫からの借入金 3,400 万円について。(1) 沖縄開発金融公庫の資料によると、公庫からの借入金は 3,312 万 8,000 円に変更されているが間違いありませんか。

5、糸満観光農園株式会社元社長個人からの借入金について。(1) どういう経緯で糸満観光農園株式会社に融資したのかお伺いします。

(2) 融資したお金は全額回収しましたか。わかる範囲内でお答えをお願いしたいと思います。

参考人(山城 勉君) 4 点目、地域食材供給施設(レストラン)建設資金の沖縄開発金融公庫の借り入れ 3,400 万円について、(1) 公庫の資料によると、公庫からの借入金は 3,312 万 8,000 円に変更されているが間違いありませんかについてですが、私は平成 26 年 9 月 30 日午前 10 時、御指摘の借入金の変更内容を確認するため公庫を弁護士とともに訪ねました。弁護士が平成 17 年 6 月 13 日付の念書の具体的な意味について、これは実質上は借入額の減額による確定について同意したことを意味するものなのかと質問したところ、公庫の事業管理部の上席調査役である■■氏は、そのように理解されて全く問題はないと回答しました。つまり、借入額は当初は 3,400 万円を予定していたものの、結局は 3,312 万 8,000 円に減額されて確定したというのが事実です。ですので、御指摘のとおり間違いありません。

5 点目、糸満観光農園株式会社元社長個人からの借り入れについて。(1) どういう経緯で糸満観光農園株式会社に融資したのですかについてですが、私は地域食材供給施設(レストラン)建設費用支払いのつなぎ資金として一時的に個人資産、退職金 2,000 万円を融通しました。当時の専務や経理担当者の報告では、同レストラン建設費用の支払いが予定されているが、JAや銀行と融資の相談をしたが、困難であるとのことであった。そのため会社の運営上緊急的かつ迅速的にその資金を調達する必要から、やむを得ず個人資産、退職金をもって一時的に融通することを社長として判断をしました。

(2) 融通したお金は全額回収しましたかについてですが、全額回収しております。

6番（国吉武光君） 現経営陣、上原裕常市長、観光農園社長はこの根抵当権設定を活用しているようだが、当時の元社長として山城参考人のほうはどう思いますか。その辺でひとつ御意見あればよろしくをお願いします。

参考人（山城 勉君） その件についてもですね、私は手元に会社のほうからも細かい資料をいただくことができませんでしたが、一応JAでいろんな形で確認をいたしましたら、この根抵当を活用して今もって借入れが行われているというようなことで、したがって、先ほど委員からの御質疑ありましたように、現在、現社長である上原裕常市長は、その後も、要するに平成21年の7月に社長に就任した後の金額は私にはJAは教えませんでしたので、ただ25年度の決算報告書の短期借入の状況からいたしますと、JAも明確に言いませんでしたけれども、要するに山城社長がお借りしていた部分の金額以上にまだお借りしているということでありますから、したがって、金額は定かではありませんけれども、現社長体制でそのまま約5年間も、就任後5年間もそのままその根抵当を活用して借入れを行っているというようなことであります。したがって、私に言わせると、中間報告書では私が無断で抵当権設定をしているようなことの指摘があるようですが、今私が現在考えるとすれば、現在の社長はこの5年間も無断で抵当権設定を利用していると。そして、そのままお借りしているということからしますと、私からしますと、これは大変大きな問題ではないかなと。旧経営陣をそういった責任を追及しながら、自分はずからそのままこれを活用しているということ自体、私はこれは大きな問題だというふうに考えております。そういう指摘をせざるを得ません。

平成26年10月17日会議録 P34～36（一部抜粋）

11番（玉城安男君） 厳しい資金繰りの経緯の中で、（1）平成16年4月時点で運転資金の確保が困難との状況になっているが、これを改善するためどのような対策を講じたのか。いつの取締役会でどのような方針を出したか、時系列に説明をお願いいたします。

（2）中間報告で指摘しているように、社長個人から借入れがなければ資金ショートに陥ると考えてよいでしょうか。

（3）レストラン建設に係る会社負担分は国庫が8割で残り2割は会社の自己資金からの捻出となると思いますが、会社の資金状況からみると到底、建設費に回すお金はなかったように思います。レストラン建設の総額をお聞かせ願いたいと思います。また、当初の建設計画において、国の公庫の借入金額はいくらですか。残りはどのように捻出する計画だったのかをお伺いいたします。

参考人（山城 勉君） 厳しい資金繰りの経緯について。（1）平成16年4月時点で運転資金の確保が困難との状況になっているが、これを改善するためどのような対策を講じたか。いつの取締役会でどのような方針を出したのか。時系列の説明してくださいについて。（2）中間報告で指摘するように、社長個人からの借入れがなければ資金ショートをしていたと考えていいですかについては一括してお答えいたします。具体的な改善策、または取締役会での方針を出したかについては、10年前のことであり、また会社の関係資料も現在確認することができませんので、細かい事実関係についてはよく覚えておりませんので、時系列にしての説明というのは困難です。また、資金ショートについては、その可能性があったものと考えております。

（3）レストラン建設に係る会社負担分は国庫が8割で残り2割は会社の自己資金からの捻出となると思うが、会社の資金状況から見ると到底建設費に回す金はなかったように思える。レストラン建設の総額についてですが、お答えいたします。同施設に係る当初計画の概算事業費の総

額は1億2,870万4,000円です。その内訳といたしましては、国のいわゆる公庫からの借りにその時点で明確ではありませんけど、農林漁業施設資金ということで、これをまずは3,408万5,000円で、自己資金として2,052万2,000円、そして国、県の補助として7,497万円で、合計でさっき申し上げましたけれども、1億2,870万4,000円となっております。

11番（玉城安男君） では私のほうから少し再質疑をさせていただきたいと思います。まず資金繰りについてですけど、県連の方から2,000万円の借りが平成16年9月27日、返済が17年3月31日と資料の中からは出てきているんですけど、その借りのときの利息が2.875%であると書類のほうではあるんですけど、それでいいでしょうか。

参考人（山城 勉君） そのとおりでございます。

11番（玉城安男君） では県連からの借入金利について、短期プライムレートということで、当時は最低で1.375%、最高でも1.625%という範囲の中、プラス1%ということであります。そういうふうに述べられていますけど、実際の借りの利息は2.875%となると、この数字が実質は向こうが出した短期プライムレートの中では1%プラスしますと最高でも2.625%になると思います。ですけど、その当時の利息として2.875%を借りに取り入れたという根拠があれば少し教えていただければと思います。

参考人（山城 勉君） 具体的な根拠については、今私の段階ではわかりません。ただ、やはり最終的にはJAの貸付方針に基づいてその金利が設定されているということで担当者からはお聞きしております。

平成26年11月6日会議録 P32～36、P37（一部抜粋）

18番（長嶺一男君） 1（2）資金的手当てについて市と協議したかどうか、その結果どうなったかも含めて伺いたいというふうに思います。

4、専務自身から会社に対する融資と財産の担保提供及び借りの際の保証等があれば、差しさわりのない範囲内でお答えいただければというふうに思います。

参考人（玉城 樹君） 1点目の（2）について、資金手当てについて市と協議したかということですが、私が在任中、大きな資金手当てをしたのは2回であります。第1回目は平成20年12月末、琉銀糸満支店からの借りと、平成21年10月、これも同じく琉銀糸満支店からの借りとです。この2回大きな資金手当てをいたしました。第1回目の平成20年12月末の資金手当てのときは、当時は担当課長、商工観光課の担当、当時はまだ商工観光課ではなくて観光農園推進室ですか、そこの課長さんが琉銀糸満支店に同行してくれまして、何とか銀行さん便宜を図ってくださいと、そういうふうに依頼をしてもらいました。そういった意味での支援を受けております。それから平成21年10月の借りのときは、これは糸満市に相談に行きました。ところが市は担保提供とか、債務保証はできませんと。また、総務省自治財政局長通達によって、自治体の長が保証人になることも原則で禁じられていると、そういった回答でありました。それだったら市にお願いするところはないなというようなことであります。あとで御説明しますが、その結果として私が個人的な資産を担保として提供せざるを得ないと、そういう状況になっております。これ以来、もう糸満市と資金手当てについて相談はできませんでした。これが1点目の（2）に対する答弁であります。

それから4点目ですね。専務自身から会社に対する融資と財産の担保提供の件ですが、1点目の（2）にありますように、この会社は長期借りを2回行っております。第1回の借

り入れは先ほど申しましたように平成20年12月末に行っております。これはアセロラ農家さんのアセロラ代金の支払いおくれ、二、三カ月も待たしてしまっただと。農家からいつ払うんだというような催促がありました。そこで、これを解消するために琉銀糸満支店から4,000万円の借り入れを実施しております。これは私の個人保証がついております。それから、第2回の借り入れ、これは平成21年10月27日に実施をしております。これも借り入れ理由は、前回同様、アセロラ農家へのアセロラ代金の支払いと。これも同じく3カ月ぐらいおくれたと思います。これを解消するために観光農園が琉銀糸満支店から2,700万円の借り入れを実施いたしました。このときも私の個人保証と、それから私が西崎に持っている土地、建物、これも担保提供をしております。ですから、私の西崎の土地建物は担保として入っております。それから短期借入金、これはレストランの根抵当にして短期借入金を設定している部分であります。現在、私がやめる時点で1,940万円の借り入れの残がありました。これについても私の個人保証がついております。以上が私の個人保証と担保の提供の件です。この件について、平成26年1月23日の取締役会において、これらの個人保証、担保保証の解除を取締役に提案いたしました。残念ながら却下されております。

18番（長嶺一男君） 最後に質疑いたしました融資関係について、専務自身からの融資関係についてでありますけれども、その中でまだ弁済していないのがあるかどうか。あるのであれば、いくらなのか。その辺をお聞きしたいと思います。

参考人（玉城 樹君） 長期借入金4,000万円と、それから2,700万円、これについてはまだ弁済されておられません。残高がですね、ちょっと忘れましたが、4,000万円の借入金の残高は、多分2,100万円ぐらいじゃなかったかなと思います。後でチェックしてみたいと思いますが。それから2,700万円の借入金については、あと1,600万円ぐらいの残高が残っていたんじゃないかと思います。それから短期借入金の1,900万円についてですが、これは1,940万円、そのまま残高として残っております。以上でよろしいでしょうか。

18番（長嶺一男君） 最後になると思います。平成26年1月23日の取締役会で、これらの個人保証、それから個人担保の解除を申し出たけれども取り下げられたということですが、理由はどのようなことでしたでしょうか。

参考人（玉城 樹君） 理由については説明ありませんでした。とにかく取り下げると、とにかく取り下げてくださいと。

平成26年11月6日会議録 P37~40、P44~46（一部抜粋）

19番（新垣安彦君） 観光農園の資金繰りの悪化は何が原因だと思いますか、お伺いいたします。

参考人（玉城 樹君） 観光農園の資金繰りの悪化は何が原因かということですが、このアセロラのことですが、アセロラの買い取り価格が一番問題だと思います。これが当時700円に設定されておりました。しかもこれは全量買い取りです。これがいかに高い価格であるかと、皆さんつい最近2、3日前の新聞で大宜味村のシークァーサーですか、あれが生産過剰だという記事が出ていましたが、あの中に書かれていたのは、シークァーサーの買い取り価格が200円前後というふうに設定されておると。ことしは豊作で200円を切るというような、これまでの価格が下落していると。これは生産者にとっては死活問題だというような記事が載っていましたが、片や観光農園のアセロラはどうかというと700円ですよ。3倍ですよ。いかにアセロラの価格が高く設定されているかということがわかると思います。しかもこれは全量買い取りと。アセロラは日持ちがしませんよね。要するに、持って行く場所がないんです。観光農園が買わなければ持って行く場

所がないんですよ。そういった果実を観光農園が全量買い取り、しかも700円という非常に高い価格。これは農家にとっては非常においしい話じゃないですか。

ちなみにブドウが幾らか。私もあんまり情報はないんですけど、たまたま都農ワインの小畑さんと話をする機会があって、小畑さん、ブドウは幾らぐらいで買っていますかねと言ったら、キロ当たり250円では高いと。せいぜい200円前後がブドウの原料としての価格だという話がありました。それからしても、ほかの事例はわかりませんが、700円というのは高いんじゃないかと。そういったふうを買って売ればいいですよ。売れない。まずワインに加工して売れない。ワインに加工してもワインがなかなか売れない。ピューレも確かに当時から少しずつニーズはありました。我々営業に行きましたよ。どうだったかと言いますと、外国産ですね、ベトナム産、それからブラジル産、これらのアセロラが出回っていました。我々は卸業者に大体1,400円ぐらいで価格提示をしていたんですが、卸業者から返ってきた言葉は、ベトナムからダイレクトに買うとキロ辺り100円だよと。14倍も差があります。それから、中間マージンを取られて卸業者に入るのが大体700円ぐらいだよと。それでも観光農園の1,400円に比べたら半値ですよ。そういった状況でするので、確かに売れることは売れるんですけども、なかなか価格競争があって売れない。

そうなってくると、当然在庫がたまってきます。在庫がたまると冷蔵庫の保管料、観光農園の冷蔵庫はキャパシティが小さいので、やはりファーマーズの向かい側の県漁連の冷凍庫に預けなければなりませんけども、この費用だけでも年間多いときには380万円ぐらいいっていましたよ。250万円から380万円までいっていました。その他も当然維持コストも高くなると。物は売れない。在庫はたまる。コストはかかる。当然資金繰りは悪化しますよね。やはり私は観光農園の資金悪化の原因は何かと言えば、アセロラだと思います。私は観光農園の問題は、アセロラ問題というふうに言ってもいいと思います。アセロラをコントロールすることができれば、観光農園はそこそこやっていけたんじゃないかなと。だから私もPTだとか、取締役会だとか、そこで常々申し上げていました。観光農園の問題はアセロラ問題だよと。これを解決しない限りこの会社の再生はあり得ないよというようなことを何回も申し上げています。

19番（新垣安彦君） 観光農園の経営の悪化について、先ほど重要ポイントとしてはアセロラの取引価格があったというお話でしたが、これは設立当初からそういうふうになって全量買い取りが決められていたというふうに理解してよろしいでしょうか。

参考人（玉城 樹君） はい、そういうことだと思います。私もこれは入ってから聞いたんですけども、やはりアセロラという果物はまだ当時、いつごろかわかりませんが、まだまだ作物として普及していなかったと。それを普及させるために糸満市は苗を配ったと、アセロラの苗をですね。農家さんに苗を植えてくださいと。でき上がった果実は糸満観光農園が全量買い取りするから、700円という価格で買い取りするから安心してつくってくださいねと。糸満観光農園はワインをつくってそれを売るからと、こんな説明をしたようです。そういったことで私が入ったときには全量買い取り、700円と、これが暗黙の了解か何かわかりませんが、一応これが定着していたということです。私は疑問に思いましたよ。なぜここに市場原理が働かないかと。当然農作物は豊作になれば下落するし、逆に不作になれば高騰するし、マーケット原理がそこに働くわけですよ。なぜそれが働かないか。いやいや、そういったアセロラの振興のために糸満市がそういうふうに決めているから、それで買わざるを得ないんだよという話でした。しかし、これが会社の資金繰りを悪化させる最大の原因になっているわけです。私は入社して以来、生産農家との価格交渉をやりましたよ。当時はワイン生産原料組合というのがあって、そこがアセロラの生産、あ

るいはパッションフルーツの生産の農家の組合があって、そこが価格等の交渉窓口になっていたんですが、そこに対して、平成21年のアセロラの買い取り価格を下げてください。今700円だけでも、これじゃあ厳しいから500円にしてくださいという交渉をいたしまして、平成21年度は一応500円で落ち着きましたよ。それでもまだまだピューレを売ることに努力しているんだけど、まだまだなかなかピューレの販売の立ち上がるのに時間がかかると。引き続き平成22年度、これについて価格交渉をしました。500円という価格でやりますけれども、とにかくピューレの在庫が余っているからもう受け入れ制限をしたいと。農家が全部持ってきてもこれ以上買えませんよと。買い取り拒否をしますよと。年間の受け入れ数量は一応20トンにさせてくださいと、20トン。その前の年は何トンかといいますと、先ほど言いましたように、たしか平成20年度は29トン、21年度は41トンです。平成22年度からこの40トン近くもアセロラを取ると大変だから、冷蔵庫保管料だけでも400万、500万いってしまうから、これじゃあ大変だ。とにかく受け入れ制限をしたいと。半分しか受け入れませんよという交渉をしました。これはのんでもらいました。そういったふうに、価格は決まっていますどうしようもなかった。しかし、それを私が来てから価格交渉をして、何とか観光農園も生き延びるような方向に持っていったというのが実態であります。

19番（新垣安彦君） 確かに平成19年、20年、21年度でアセロラとパッションフルーツの買い入れ価格だけで8,000万円出ていますね。そして、平成21、22年では評価損で1,300万円も出して、会社から億単位のお金の流れ出て行っている。これでは会社が経営できるわけがありません。その資金手当てをするために、先ほど参考人が自宅を担保に入れて資金手当てをしたということにつながっている。ただこれは、根本的に当初からの立ち上げの段階の取り決め方がうまくいかなかった。うまくいっていないというあらわれだというふうに思います。そして、平成23年の点検評価委員の皆さんが、この第三セクターが破綻する原因としてこういうことを述べているんですが、これについて、これが観光農園に当てはまるかどうかについて、もしお答えできるならお願いしたいと思いますが、当初の事業計画の見通しが甘かった。採算性を無理につくった。要するに割高の原材料を購入した。これが第三セクターの破綻に至る原因に当たるというふうなことがあります。これは観光農園にも該当していたでしょうか。

参考人（玉城 樹君） それについて私は全くそのとおりでと思います。無理な計画ですよ。無理な原料買い取りですよ。あと1点なんですか。とにかく、そういうことだと思います。採算性を度外視した事業計画と。そういうことだと思います。それはそのとおりでと思います。ですから、私はこの会社を立て直そうと思うのであれば、抜本的な、場合によっては清算もしてもいいんじゃないかというのを提案しております。事業計画をつくる時点で、やはり民間の人たちも入れて計画をつくるべきでなかったかなと思いました。

平成 26 年 11 月 6 日会議録 P 69～P 77、P 82～83（一部抜粋）

9 番（大田 守君） 4、平成20年12月と平成21年10月に長期借入れを行った経緯を教えてください。

7、平成22年度の資金繰り状況についてお聞かせください。

参考人（玉城 樹君） それから4点目です。平成20年12月と21年10月に長期借入れを行った経緯ということですが、まず平成20年12月の借入れ時の状況から説明いたします。平成19年度のアセロラの受け入れ価格は、先ほど話しましたようにキロ辺り700円です。受け入れ量は19トンです。金額に直しますと1,330万円余りの受け入れをしております。平成20年度も同じく受け入れ価格はキロ当たり700円です。受け入れ量が39トンで、金額で2,740万円ぐらいの受け入れをして

おります。平成19年度に比べると約倍増です。1,300万円が2,700万円まで受け入れ金額膨れ上がっております。何回も言いますように、ワインも売れないと。それからピューレですね。平成20年度のピューレの生産量が27トンです。このピューレの在庫が非常にたまってきている。ピューレ販売をやろうと思っても営業体制がなかなか立ち上がらない。冷蔵庫の年間保管料が242万円にまで膨らんでおりました。そういうことが続いて、結局生産農家へ支払うためのお金がないと。たしか3カ月ぐらいだと思います。12月に払いました。9、10、11月分ぐらいですかね。この3カ月分ぐらいの未払い金が多かったです。これはもうどうしようかなというようなことを糸満市に相談に行ったところ、モラトリアム法案、中小企業円滑化…、法ですね、そういうのがあるから、それを活用すれば保証人だけでお金が借りられるからどうでしょうかという話がありました。それだったらこれを活用して何とかこの場合は切り抜けようというようなことで、市の担当者と一緒に琉銀糸満支店に行って4,000万円の調達をお願いいたしました。説明したら、琉銀の方も理解をしてくれて、一応4,000万円のお金を貸していただきました。ただし私の個人保証をとられました。これが平成20年の12月末4,000万円借り入れたときの状況です。

平成21年10月末にも、1年もたないうちにまたお金を借りているわけですがけれども、平成21年度の受け入れ単価は、ワイン原料生産組合と交渉して700円から500円に下げてもらいました。しかし、それでも生産はますます拡大するばかりです。平成21年度のアセロラの受け入れ量が41トンです。前年度が39トンですので、それから2トンぐらいふえております。ピューレの生産量が27トンです。前年度にも27トンのピューレを生産しておりますので、この時点でピューレの在庫量が約56トンぐらいになりました。56トンの在庫がどれぐらいの冷蔵庫保管料になるかという、380万円ですよ。年間380万円ぐらいの冷蔵庫保管料に使っているんですね。そうなるとうと大変ですよ。年間380万円も冷蔵庫保管料に使うと。当然そういったことは資金繰りにふり返ってきます。やはりもう8月ごろから資金ショートに入っていました。7月ごろから農家に対してアセロラの代金の支払いはストップいたしました。そうすると、もう農家から今度は2回目ですから、とつても厳しい支払いの要求がありました。電話は鳴りっぱなしで、私は一時ちょっとノイローゼになるぐらいの、非常に夜も眠れない状態でした。そういった中で糸満市に何とか保証人でもいいから何とかありませんかという話をしたら、もうこれはできないと、どうしようもないという話でありました。そこで、そういった状況の中で琉銀糸満支店にまた恥を忍びながらお金を貸してくれませんかという相談に行きました。前回のときは私個人の保証だけでいいんだけど、もう今回そうはいかないと。担保を出してくれということ銀行側から突き付けられました。糸満市に相談したらもう担保も出せない。もちろん取締役会に諮りましたよ。取締役会でも結論は出ないから、結局私と市長と、それから当時の経済観光部長、この3名で市長室で話し合いをしましたよ。ずっとお互い黙りこくって、もう誰も話の口火を切ろうとしない。私はその間ずっと考えていましたよ。農家から電話がかかってくる。さりとてこんな市が始めた事業に対して私が担保を差し出すということはあるだろうか。しかしなど。これだけ農家を、46農家ぐらい抱えていましたよ。彼らの生活もあるし、本当に悶々と、約20分、30分ぐらいお互い3名は黙っていましたけれども、とうとう私もそれに耐えきれなくなって、じゃあもう私が出しなさいと。この急場をしのぐから後は何とかお願いしますよということで、私も泣く泣く決断をしたわけですがね。それで私が担保を差し入れてこの問題をクリアしましたよ。そのとき私は口には出さなかったですけども、とにかく私がこういった危機的状況は回避するから、ぜひ市長、それから経済観光部長、観光農園の問題はこのアセロラ問題なので、これについて何らかの対策をとってくださいねと、私はそういう思いでおりました。当然彼らもその場に立ち会

っているわけですから、やってくれるだろうと私は期待をしておりました。アセロラ問題に対して糸満市が積極的に関与してくるということをお私は期待しておりました。ところがここに至ったわけですから、何のアクションもなかったということでもあります。

これは国吉議員への答弁でも話しましたが、この会社は私は抜本的な改革をするチャンスが3回ほどあったと思います。第1回目はこれですね。第1回目はこのチャンスです。第2回目がこの経営改善計画これが出たタイミングです。これは私は非常にいいレポートだと思っています。観光農園の実情を、点検評価委員会のレポートよりもこのレポートのほうがはるかに私は観光農園の実態に合っていると思います。このレポートが出たタイミングでこれを真摯に受けとめて、やっぱり市は大株主、会社をつくった責任としてこれやるべきだと思う。それから3回目ですが、何回も言いますが、指定管理者を受けないと。こんな経営構造対策事業みたいに、民営事業として、営利事業として成り立たない事業を受ける必要があるのかと、やめたほうがいいんじゃないかと。こういった3回ぐらい抜本的な対策をとるチャンスがあったと思いますが、それがやっぱり先送りされた。今思ってもとっても残念でありますね。

それから7点目の平成22年度の資金繰りの状況についてですが、これは私は資金繰りの立場からするとこの時期が一番苦しかったと思います。平成22年度が一番苦しかったです。平成21年10月末に2,700万円資金調達を行っていますが、22年の1月に早くも資金ショートを来しておりました。22年の1月分と2月分の従業員の給料が払えませんでした。遅配です。私は非常に困りました。どうしようかなと。同じタイミングで■■■■がレストランから撤退すると。そうすると、預かり保証金1,000万円を返さなければならない。そのめども立っていないというような状況の中で市に相談に行きました。そうすると■■■■という会社を紹介されました。私もこのとき■■■■って初めて知ったわけですが、■■■■といろいろと交渉したわけですが、結果で言いますと、■■■■が■■■■の株を買取ると。これは金額額面で900万円になります。この株を買取ってレストラン業務を■■■■が引き継ぐということで協議はまとまっております。同時に、申し訳ないけどお金を貸してくれませんかと言うお願いもしております。ピューレ、仕掛品を担保にして年利3%、それから返済はレストランの家賃相殺ということで、1,000万円を借りて、この1,000万円で従業員の給与を払ったり、当面の資金繰りを切り抜けております。ところが■■■■は本来保証金を入れるべきです。ところが■■■■はなかなか保証金を入れてくれませんでした。それで3回に分けて入れてくれたんですが、しかし、■■■■にはすぐ直ちに1,000万円返さなければならないというような状況になりました。そこで私は急遽琉銀糸満支店から短期借入れで1,000万円を借り入れまして、■■■■へ返済いたしました。このときも私の、前の平成21年に借りたときに根抵当がついていますので、これを活用して琉銀から短期借入れで1,000万円借りております。この1,000万円の短期借入金については、毎月たしか80万円ぐらいで1カ年でちゃんと返すことができました。以上のように平成22年度の資金繰りがとっても苦しかったというふうに覚えています。平成22年度の後半からは、平成21年の1月に営業マンを配置しましたので、その効果が出てきましたので、後半からはピューレが動き出して、資金繰りはかなり改善されました。

9番（大田 守君） いろんな面で、専務のほうで独断という表現があったということなんですけれども、玉城さんとしてはそれはなかったということなんですけれども、あれぐらいの話し合いを市側と持ちながら、その点資金繰りに関して、私一番企業で大事なものは資金繰りだと思うんです。この話し合いの中で資金繰りのほうはどのような形でお話されていたのか。もしお話でき

るのであればお願いします。

参考人（玉城 樹君） 入った当初から資金繰りが苦しいという状況にありました。それで、たしか取締役会があるたびごとではないですけども、資金繰りのことについて頻繁に取締役会に報告をしていました。やはり借り入れをしたタイミング、平成20年12月、21年7月、このときは資金繰りが厳しいというようなことはその前の段階から何回か取締役会に諮っております。ですから、ぜひ資金繰りについて糸満市がバックアップできるところがあるのであればバックアップしてもらいたいと、そういった思いで取締役会には出していたんですけども、いざお金を借りると、資金調達するという段階になると、結局当てにならない。当てにならないから私はやっぱり何回も言いますが、この事業を簡単に潰すわけにはいかないと、潰してもいいんだけど、やはりしっかり議論をしてその上で潰すのはそれは構わないけど、何の議論もしないままこの会社は簡単に潰せない。自分の会社だったらすぐ潰れますよ。しかし、これだけ生産農家もある社会的な事業なので、ちょっとこれは簡単に潰してしまうと汚点を残すんじゃないかなと思うので。ですから、資金繰りについて市側と相談をしたかという、大きな借り入れのときに相談をしましたよ。1回目はある意味で完璧な形での支援ではないですけども、一応一緒に琉銀糸満支店に行ってお願いをしてくれたりとか、少しはその気持ちの分だけでも非常によかったですよ。支援をしてくれましたよ。2回目はもうとにかくできないと。担保提供も、債務保証もできないし、市長が保証人になることもできないと。じゃあもう私が責任を負いましょうねということですよ。それで担保提供したわけです。繰り返しますが、そうであるのであれば、真剣になって糸満市は再建に取り組んでもらいたいという私の思いです

9番（大田 守君） 資金繰りに関しては、平成19年3月の定例会でも増資の提案をされていて、それが否決されて、この観光農園資金増資ができなかったんですが、その中に、この観光農園に対して第三セクターの観光農園に対して、授権資本金は2億円までできると。だから2億円までは増資ができるという規定はあるんですけども、それは当時の専務として知っていらっやいましたか。もしくはまた、市側との話し合いの中でこれはできますよというそういった提案等がありましたでしょうか。

参考人（玉城 樹君） 一般的な授権資本という大枠を決めておいて、その中でとりあえずこれだけ資金調達すると、これは普通の会社のあり方ですよ。多分この観光農園もそういう仕組みになっているだろうなというふうには思いました。1億2,000万円のこの資本金ですよ。当然どこかに限度枠みたいなものがあって、この限度枠いっぱいまでは授権資本ですね、そういうのがあって、そこまでは増資できるだろうな。私が入ったときに5,000万円の増資をお願いして、それが否決された。多分それもこの限度枠の中でやっているだろうなと思いました。私は増資については、これもまた本当にしっかりとした事業計画と表裏一体のものだと思うんですよ。やはり増資をお願いするからには、ちゃんとこれでもうかりますよと、増資をしてもちゃんともうかって皆さんに利子を返すことができますよと、そういったことをしっかりと説明できなければ私は増資は不可能だと思ったんですよ。だから、何回も言うようですけども、ちゃんとした事業計画をつくりましょうねと。その上で増資をお願いすると。そういったことであれば私はいんじゃないかなと思いましたが。そういったこともだから取締役会で議論をしていますよ。増資をお願いするのであれば、しっかりとした事業計画をつくらなければいけませんねということは提案したことはあると思います。たしかあったと思います。

9 番（大田 守君） 1、市 P T の、プロジェクトチームの中間報告で「市からの指定管理、あるいは糸満市観光農園施設の優先的利用権が打ち切られるという危機意識を持って会社経営に当たっていたとは思われず、逆に経営が悪化し不適正な方法で融資を受け、あるいは経営陣がみずからの責任と負担で借入を行っても、最後は市がかぶってくれるという第三セクター特有の甘えの発想もあったと思われる」と報告されているが、そのような思いで自己資金の投入と連帯保証をされたのですか。

3、市プロジェクトチームの中間報告で「会社が多額の借財をする場合は、会社法第362条に業務執行の決定を取締役に委任することができない旨規定されているが、平成20年12月29日に琉球銀行から借り入れた4,000万円及び平成21年10月27日に同行から借り入れた2,700万円については、取締役会での事前に承認は受けておらず、いずれも事後承認となっている」と指摘されているが、大株主である市との協議は行わなかったのですか。

5、平成20年度以降の資金繰りに関して大株主である市との折衝はどのように行われていましたか。

参考人（玉城 樹君） 1 番目ですね、甘い気持ちで連帯保証と資金投入をやったんじゃないかという御指摘ですけれども、これは当時の状況を御説明すればわかるかと、理解してもらえと思います。結局は10月ごろから、平成20…、最初の借り入れですね。この会社、2回にわたって大きな借り入れをしておりますが、最初の借り入れが平成20年度です。次の借り入れが翌年の21年度です。平成20年度の借り入れについてですけれども、もう10月ごろから払えなくなったので、もう12月に入ると、もう暮れだと、正月を越すお金もないということで、もうとんでもない催促の電話だったんですね、私は本当に夜も眠れない。それからちょうど平和の光もありましたので、暮れですから。平和の光で夜遅くまで仕事もせんといかん。それから電話はかかってくる。こんな中ですね、ちょっとこれじゃあノイローゼになるなと思うぐらいの気持ちだったですね、それは後で説明しますが、何とかクリアいたしました。次の大きな借り入れが翌年の平成21年の10月ですか、10月27日に執行した分ですけれども、このときも結局8月ごろからですか、また資金ショートしてしまって、当然、アセロラ、原料が入ってくるのが、アセロラが大体4月ごろから11月ごろまで。パッションフルーツは大体2月ごろから7月ごろまでと、夏場に大きな資金需要が発生します。当然、その時期が一番資金繰りが厳しい時期ですね。案の定、平成21年の夏場も、やっぱり8月ごろから資金が枯渇して金が払えないと。結局、旧盆がありますから、盆前の資金は払っても、それを払った後はもう金が一銭もないと。そんな状況でまた資金調達をしないといかんと。後で詳しく説明しますが、結局、銀行へ相談しに行ったら担保に入れなさいと、担保を提供しなさいと。そうしないと金貸さんよと。これは困ったなと。またまた夜も眠れなくなっちゃって、本当にノイローゼ気味でした。どうしたらいいのかなと、いつそのことやめてしまおうかなと。全部投げ出そうかなと。しかし、農家も生活もあるし、この間、アセロラの生産も順調に伸びてきているし、農家も非常にこれに期待しているだろうというような思いがあって、これは何とかここはしのいで、自分の財産を提供してでもしのいでですね、私が時間を稼ぐから、ぜひ糸満市は大株主として再建策を真剣に考えてもらいたいと、時間稼ぎをします。この間に抜本的な手を打ってくれと、こんな思いで私は本当にぎりぎりの判断で自分の財産を提供したということです。これ以上何もありません。私、あのとき本当にノイローゼ気味で半ば思考停止の状態でありました。夜も眠れない、昼も電話かかってくる、こんな状況でした。これが第1点目の答えです。

それから3番目ですか、取締役会の事前承認を受けておらずという話ですけれども、先ほど言いましたように、この会社の借り入れ、ここに指摘されていることは平成20年度の4,000万円の借り入れと、それから平成21年度の2,700万円の借り入れですけれども、いずれもですね、市の担当者と事前に半年ぐらい前から相談をしております。先ほど言いましたように、夏場に資金枯渇はしていました、平成20年の8月、この辺から資金ショートは目に見えていました。それで何とかこの対策を立てないといかんなどということで、糸満市、当時は観光農園推進室があったと思います。そこの担当課長にも何回か足を運んで相談しました。そうすると、10月ごろでしたか、当時は中小企業金融円滑化法というのがあって、国として、中小企業の資金繰りを支援しようと、そういった法律があったかと思います。これを活用したらどうだろうかというのが糸満市の担当部局から提案がありました。ああ、これだったら何とか息がつけるなどということで、早速この担当課長と一緒に琉銀糸満支店へ行きました。その前にですね、私はこの会社のメインバンクはJAなので、JAのほうに資金調達ができないかということをお願いに行きましたよ。これはJA本社のほうです。そばにJA本社がありますよね。そこの1階に営業部があって、金融部門があります。そこの担当次長に話をしました。そうしたら開口一番「できませんね」と、このメインバンクは何をやっているかなど。普通、メインバンクといえば、会社と一緒に支援助するのが本当はメインバンクの務めですよ。先ほど言いましたように、国場組にいたときに、生かすべき会社はちゃんと生かす、閉めるべき会社はちゃんと閉める。JAも糸満市に次ぐ大株主だから、なぜそういったことをはっきり言わないんだと、そういうふうに思いましたよ、私、腹が立ちました、この対応は。それで門前払いで、JAからは。そういったことを先ほど言いました担当課長の、観光農園推進の担当に相談したら、じゃあこの制度があるからこれを活用して資金調達を試みようということで彼と2人琉銀糸満支店へ行きました。そうしたら、趣旨を説明したら、糸満支店もわかったと。じゃあ、借り入れる条件、いろんな書類を出してもらわないといかんから、条件整備してもらわないといかんから、書類渡しましょう、あるいは条件クリアするための話し合いをしましょうねというようなことが始まったわけです。それでそういった交渉の状況、平成20年11月21日、第6回目の取締役会です。これにも報告をしております。8月ごろ資金繰りが苦しくなって、10月ごろからアセロラの代金を払えなくなっていると。資金調達のために金融機関へ行ったら、JA本社に行ったら門前払いされた。それから琉銀糸満支店へ行ったら、中小企業金融円滑化法を活用すると、そういったことであれば琉銀としても協力しますよと。そういったことを取締役会へ報告しています。この文章には何もしないで勝手にやったというようなニュアンスですけれども、そんなことはありません。そんなことはありませんよ、普通。会社が、普通の人間であればですよ。それでちゃんと説明をした上で、取締役会もちゃんと理解した上で、じゃあ4,000万円借り入れますよと。もう年末だし、農家もお正月を越す金を必要としていると。だから早目に借りてお支払いしましょうと。そういったことで私はやったわけです。確かに決議はおくれました。しかし、平成20年の年末ですから、この当時の状況という、平和の光が始まっておりました。それから後で説明しますけれども、市長のほうから社長に就任したので臨時の取締役会を開いてくれと、それをまたキャンセルしてくれと。こんなごたごたのさなかにはですね、それから決算準備もしないといかんと。こういったこと事務処理をしながらですね、とてもじゃないけど、取締役会を開いて決議をするというようなことは時間的にちょっと、体力的にもできなかったですね。言い訳になるかもしれませんが、そういった状況でありました。それから平成21年10月27日に2,700万円の借り入れですけれども、この時点ですね…、済みません、話は前後しますが、第1回目の会議のときは、市長はまだ社長に就任していません。たしか平成

20年7月に政権交代があつて、私は、後で説明しますが、市長は社長に就任するだろうと思つておりました。しかし、就任しておりません、平成20年末の第1回目の借り入れの時点では市長は社長に就任しておりません。ところが平成21年の借り入れですか、そのときには上原市長は社長に就任をしております。就任直後の平成21年の7月です。このときにすぐ、7月31日ですね、これが市長が社長に就任した第1回目の取締役会です。その取締役会の中で資金繰りの状況を説明いたしました。さっきも言ったように、夏場ですから、やはり資金需要が一番ピークのとときです、7月、8月、9月といったらですね、資金需要がピークのとときです。アセロラがどんどん入ってくると、資金をどんどん出さんといかんと。資金需要がピークのとときです、このときが。それから1カ月後ですね、8月27日ですか、第6回目の取締役会を開いております。市長にとっては第2回目の取締役会ですね。その中でも資金繰りの状況を説明しております。それから1カ月置いた9月19日、第7回目の取締役会になります。この中で、もうタイムリミットだよと。とにかくお金を借りなければ農家に支払いできないというようなことを報告いたしました。そういった状況をにらみながら、私は再度、琉銀糸満支店に行きました。何とか追加融資をお願いできないかと。琉銀糸満支店から言われたことは、もうこれ以上、無担保での融資はできないと、担保を提供してくれと。これはちょっとあれだなと、まずこれは行政側が、糸満市が担保を出すかどうかだなと、そういう判断でしたね、当初。それをだからこの平成21年9月19日の取締役会で担保提供が求められていますと、糸満市はぜひ担保を出してくださいと、そういう話をしましたよ、そうしたらできないと。それから債務保証もできないと、非常に困りました。どうするんですかねと、もう農家からはやんややんや催促が来ていますよと。先ほども言いましたが、私また眠れない状況になりましてですね、もう電話はひっきりなしでかかってくるし。1回、呼びつけられて怒られましたよ。呼びつけられたというか、ある農家に来て、私、怒鳴り込まれましたよ。何をやっているんだと、ちゃんと払えと、訴えるよと。そんなことを言われましたよ、ある農家に。それで取締役会に諮ったんですが、もちろん市長も参加ですよ、この取締役会は。取締役全員参加ですよ。その取締役会でこれどうするんですかねと、担保どうしますかねとということを協議したら、結局、結論は出なかったですよ。それでじゃあもう、市長と、それから私と担当部長と3名で協議しましょうというふうになって、取締役会が終わった後に市長室でですね、市長と私と、それから当時の経済観光部長、たしか花城宗順さんだつたと思います。この3名で膝を交えて協議しました、市長室ですよ。30分間ぐらい、みんな黙り込んでいるんですよ、結局、口を開いたら責任とらんといかんから。じゃあ誰が責任とるんですかねと、どうしますかねと。結局…、私は何かしなきゃ、とにかく苦しい状況から、農家から電話かかってきたとき、農家の顔を見たらかわいそうだし、何かしなきゃいかんと、とっても苦しかった判断です。もうしょうがない、じゃあ私がやりますから、もう言葉には出しませんが、市長、それから担当部長、ちゃんと対応策を考えてくれよと、潰すなら潰す、やるんだつたらやる、判断してくださいねと、そういった思いだつたんですよ。当然そうですね、普通、民間企業ですよ。民間企業で役員方がそろつてこんな話をしたら、誰が責任をとるかといつたら…、ちゃんと責任とりますよ、自分で責任とりますよ。これが普通の経営の仕方ですよ。誰かが責任とる、みんな同じように責任とりますよ。これが普通の取締役会のあり方ですよ。この中には民間の企業を運営されている人もいらっしゃるわけですから、それはわかるわけですよ。なぜそうしないんですか。言わなくてもこれわかるはずですよ、普通の経営者であれば。私はもう詰め腹を切らされたと、泣く泣く自分の担保を出しましたよ。それで翌日から、9月19日ですから、取締役そういう結論が出た後、翌日から私は琉銀糸満支店へ行って、金融交渉へ入りました。1カ月間かかって、やっと10

月27日に融資が実行されて、即刻農家に払いましたよ。3日おくれの10月30日に取締役会を開いて決議をしている。事後承認ですけれども、それはもうしょうがないですよ。だから大田議員の質問の中に事後承認としてやっている、あたかも私が独断と専行でやったようなニュアンスの文章があったんですけれども、ちょっと誤解も甚だしいですね。普通の民間の常識ではこんなことしませんよ。誰がこの文章書いたんですか。

それから5番目ですけれども、平成20年度以降の資金繰りに関してという話ですけれども、平成21年、非常に大きな借入れをしたわけですけれども、やはりまだまだツケが大きくて、平成22年に入ってもまだまだ資金繰りは苦しかったですね。平成21年10月27日に2,700万円借りたんですけれども、もう年明けるとすぐ資金ショートして、1月か2月にかけて従業員の給与払えなかったです、大変な状況です。金融機関にまた相談に行きました、糸満支店へ行きましたよ。案の定もうできませんよと、おかしいよと、あんた方ここに来るのは。言われました、はっきり。それで糸満市に相談したら、糸満市のほうから [] を紹介されました。私は早速 [] に行っているいろいろとお話をさせていただきました。こういった状況ですので、何とか知恵がありませんかという話をしました。その同じタイミングで [] がレストランを撤退すると。じゃあ、 [] のあのレストランの経営を [] に任せてくださいと、そういったことであれば協力しましょうと、そういった話がありました。ああ、もう [] も撤退したいと言っているし、じゃあ、 [] がちゃんとこういうふうに関光農園を支援してくれると言うのであれば、レストランの経営をやっていただければ、ひとつ協力お願いしますということになって、3月末に [] から1,000万円借りましたよ。金利は普通金利と同じです、3%。返済条件は家賃相殺であると。もちろん預かり保証金1,000万円も入れてくれると。こういった条件で、非常に前向きな条件ですよ。それだったらいいな、それもちょうと取締役会に諮って、ちゃんと決をとっていますよ。それで1,000万円の借入れを実行しました。それですぐ、直ちに従業員の給与を払って、もう従業員からは言われましたよ、場合によっては労働基準監督署に駆け込むよということを何回か言われましたよ、私は。そう言われてもうちも金がないんですよ、手元に。従業員にも、確かにとても迷惑かけましたよ、私は。しかし、金がないわけですよ、全然この会社は。それで [] からですね、とにかく僕ら撤退するから預かり保証金の1,000万円を返してくださいと言われましたよ。現実、金がないんですね、もう。預かり保証金の金もない。じゃあどうしたかという、また琉銀糸満支店に駆け込んで、こういった状況だから何とか金貸してくれないかなと。そういうことであれば、もう苦しい状況なのでそれはわかるから、とにかく対応しましょうということで、琉銀糸満支店に了解してもらって1,000万円出してくれましたよ。その1,000万円を私はすぐに [] に返しましたよ。それでその場は切り抜けたと、そういう状況です。それでですね、この平成21年、22年の対応の中で、もうこれは糸満市はあれだなと、資金繰りについて当てにならないと。これだけ苦しんでいる私が頭を下げて言っているのに、私は自分の財産も担保にしてね、何とか糸満市の農業振興、観光産業の振興、地域の活性化のために何とか頑張ろうと、歯を食いしばって頑張ろうと、そういった思いがあるのにね、何で対応しないんですか。とっても悔しかったです。それ以降、資金繰りについて糸満市と相談する気にはなりませんでしたが、はっきり言って。これが5番です。

9番（大田 守君） 専務はですね、この観光農園が資金繰りに陥っているという中では、あと8,000万円増資ができるという、そういった情報はありましたでしょうか。

参考人（玉城 樹君） 授權資本というんですか、授權資本はたしか2億円ぐらいありましたか

ね、多分、必要であればあと授權資本の中で資金調達できると、これは普通の常識ですよ。だからやろうと思えばできるんじゃないかと思えますよ。ただ、私入ったタイミングであると5,000万円増資するという話があったじゃないですか、山城勉さんと社長がおっしゃっていました。ぜひこの議会で承認してもらって、5,000万円増資して、それで魅力ある園づくりの資金とすると。私も前の委員会で言ったと思うんですが、西平賀雄市長に、当時の市長ですね、平成19年の暮れですかね、この会社は、とにかく園に魅力がないと。観光施設として運営するのであれば、設備投資必要だよと、設備投資に1億円、それからビジネスが立ち上がるまであと1億円、大体2億円ぐらいの資金が必要だよということを言ったことがあるんですよ。だからちょうど5,000万円という話があったんですけども、5,000万円では中途半端じゃないかなと。もっとどーんと資金注入して、本当に魅力ある園にしたほうがいいんじゃないかなと思いましたよ。だから先ほど何回も言いましたように、指定管理のところがまだまだ完成度が上がっていないと、ここに5,000万円の、あるいは1億円の資金投入をして、こんな感じで魅力ある園づくりをして、お客さんがいっぱい来ると。こんな状況ができれば私は経営もまた全然違ったと思えますよ。私の感覚的な話ですけどもね、現場を運用してわかりますけれども、あそこに20万人誘客できれば何とかあそこの経営はやっていけると思えましたよ。たしかピークのときで、実力で稼いで、大体10万人前後だったですかね、それで平和の光が5万人ぐらいですから、15万人ぐらいだったんですけども、やっぱり年間10万人、11万人ぐらいになってくると、やっぱり日銭が稼げるんですよ。要するにお客さんが来ると、どうしてもお土産に買っていきますよね。だから商品ができ上がって、お客さんが20万人ぐらい来れば何とか経営やっていけるというような、非常にざっくりとした話ですけどもね、そんな思いがありましたよ。

9番（大田 守君） この経営に関して、担保を専務のほうに入れられていますよね。今後、担保に入れられた専務の西崎の土地、建物がなくなるかもしれないという思いだと思います。この思いですね、今、本当に後悔しているというか、何とかしてほしいという、その気持ちはありますか、何とかできるのであればという。

参考人（玉城 樹君） これはもう当然ですね、私も私利私欲で担保に入れたわけじゃありませんから、何とか糸満市の農家の所得の向上と地域の活性化、それともう1つ、私の青春の夢ですよ、何とか沖縄県に製造業をつくって、雇用を発生させて、そしてつくったものをヤマトに売って、糸満市の経済発展のためにやりたいと、そんな思いからしか私はやっていませんからね、自分の担保提供というのは、そういった理想、理念が霧散してしまったわけですから、否定されたわけですから、これはもうぜひ返してくださいよ、当然ですよ。それだけです。以上です。

平成 27 年 4 月 15 日会議録 P18～P21、P22（一部抜粋）

13番（新垣 新君） 長嶺一男委員の質疑で、市長及び社長は「資金調達については専務で処理されている。詳細は承知していない」と答弁しているが、連帯保証を含め、資金調達等に関して参考人に伺います。

参考人（玉城 樹君） 資金調達について、専務の独断専行じゃないかというようなことに対して、詳細は承知していないというようなことに対してですが、先ほど言いましたように、第1回の借り入れ、平成20年度、このとき市長はいませんから、これは多分、知らないと思う。しかし、第2回目は市長が就任した後から、3回ですか、取締役会開きます。そのたびごとに資金の状況を説明しております。最後の借り入れを実施する前の、1カ月前の9月19日の取締役会では三者協議を開いています。その中で私が、もう苦し紛れに自腹を切ったと、詰め腹を切られたと。

これは市長も目の前にしてやっていますから、この発言はちょっとおかしいですね。

13番（新垣 新君） 生きるか死ぬかの資金調達。このような中で、先ほどの大田委員の質疑でも同様な形になると思いますが、そのときの資金投入について、資金注入等について、全て今、専務であるとき責任とったと、10月27日の借り入れの件でですね、これが、会社が生き延びた要因だったんじゃないかと私は思っております。確認をいたします。お伺いします。

参考人（玉城 樹君） まあ、そうですね、あのとき私が投げ出したらもう会社解散ですよ、あの時点で。私、何回も言いますけれども、時間は稼ぐから、とにかく執行猶予つくるから抜本的に考えてくださいよという思いですね。あそこで少し生き延びたから、翌年から、とにかくあの時点でピューレがもう大変だったんですよ、もう60トン近くですよ。あその、県漁連の倉庫へ行ったら向こうに山積みですよ。これ売らないで解散してしまったら大変な負債ですよ。とにかくあれを全部さばかなきゃいかんなど、入れておく保管料、保管料だけでも年間多いときは400万円近いですよ、何もしないで400万円の金が出ていくんですよ。これはそのまま解散して、あそこどうするんですか、あの在庫を、ただで捨てるんですかと。このような状況ですね。とにかくあれを売ってから、現場としてはあれを売るのが責任だと思いたね。

平成 27 年 4 月 15 日会議録 P 25～P 26（一部抜粋）

6番（国吉武光君） 糸満観光農園株式会社専務の個人資産を担保に銀行から資金借入れをしたことは、当時農家からの仕入れ代金の催促の電話が頻繁にあり、専務として市当局に相談したが返事をもらえず、資金繰りに悩み、個人資産を担保したことについて、今となってはどう思いますか。

参考人（玉城 樹君） 現時点でどう思うかということですが、私の思いは一貫しています。今でも遅くないから、ちゃんとした対策をとるべきだと思いますね。今の時点でいうと、失敗に学べ、とにかく総括をしてもらいたい。何が問題だったのか、問題を隠蔽しないで、いいも悪いも含めてですね、私に対して個人的な思案でもいいですよ。農家の皆さんは私に対してあんまりいい思いをしていない人もいっぱいいると思いますね。それはそれで思い切ってぶつけてもらいたいと思いますね。勝手に値下げしやがってと、勝手に数量受け入れ制限しやがってと、そう思っている方もいるかもしれせんよ。しかし、これは私の事情でありますからね、会社がまず生き延びることが前提ですから、それはある程度、乱暴だったかもしれませんが、やりますよ、そんなの、それぐらいのこと。とにかく今となっては、まずは本当に失敗に学べ、ちゃんとこの問題を総括すべきだと思います。それからこれはもう市に対する思いですけども、やはりあれですね、本当に糸満市のビジョンですね、農業政策、産業政策をどうするのかと。どうやったら農家の所得の向上、これはどうやって推進していくのか。私はビジョンをしっかりやるべきだと思います。そうしないと、私も報われないですね、これまで努力した気持ちは晴れないですね。それからこれはもう非常に、率直な感想です、糸満市に対して。法人ですから、人間として言いませんけれども、行政機関としてですね、常識を欠いていると思います、今のやり方は。行政として非常にモラルハザードを起こしているんじゃないかと。行政として最低限の持つべきモラルであります、これが崩壊しているんじゃないかと思いたね。それから私の担保を外していただきたい。この3点です。

平成27年4月28日会議録 P21～P22、P22～23（一部抜粋）

19番（新垣安彦君） 4、株主総会に提出された会社の決算報告及び資金繰り計画はどのように説明を受けていたかお伺いをいたします。

5、観光農園株式会社が市に電気代を滞納するくらい経営的に資金が枯渇していたとの認識はありましたか、この点について質疑をさせていただきます。

参考人（西平賀雄君） 4点目、総会前に会社側と市の担当職員から総会資料として、当該年度の事業報告書、決算報告書、これは貸借対照表と損益計算書でございます。それから次年度事業計画書の説明がありました。資金繰り計画書はなく、資金繰り計画について説明を受けたという記憶はございません。

5点目、市長当時、電気代の滞納の件や資産の枯渇問題について、山城前社長から深刻な相談を受けた記憶はありません。平成17年、平成18年度は黒字決算でありましたので、資金が枯渇しているという認識はありませんでした。

19番（新垣安彦君） 時間的な経過していますので、正確に御答弁いただけるかどうかは、やはり難しいかと思うんですが、今回の観光農園の問題はやはり資金計画なんです。資金計画がうまくいかなかったがために、今回の資金ショートに至らなくてもやはり資金をつくらなければいけない。その計画がうまくいかなかったがために陥っていると。先ほども参考人からは資金ショートがなかったということですが、資金ショートになったら倒産なんです。ですからそう至らないために借入れを行ってきていると理解をするんですけれども、それについて参考人の御意見をお伺いします。

参考人（西平賀雄君） 再質疑にお答えいたします。

前社長から資金ショートのことについては前回委員が質疑されたことに対して、前社長からは資金ショートはなかったということを答えられておりますけれども、そういう気持ちで当時の経営陣はやってきたと思います。その資金が厳しいがために借入れをしたということをおっしゃっておりますけれども、平成19年増資計画に基づいて、議会に提案しましたけれども、これが認められなかったために、かなりこの辺からいろいろと思いどおりの経営が崩れていったのではないかと私は思っております。ですから前社長からは資金の件について本当に困った形での相談があったということはあまり記憶にないということをおっしゃっているんですけれども、正直言って、振り返ってみて、そういうのがあったという記憶は本当にありません。それだけ一生懸命やっていたと。それで資金繰りについても必死になって、どうすればやっていけるのかということを考えていたのではないかと思いますし、軌道に乗せるためにはやはり株主の皆さんにお願いして、増資を図っていくということをうたったと思っておりますけれども、それができなかったために、結局は借入れで補っていったということだと私は思っています。

平成27年4月28日会議録 P24～P25（一部抜粋）

委員長（浦崎 暁君） それでは委員長より総括質疑を行いたいと思います。

1、平成16年9月の県信連からの借入金について。（1）当時の短期プライムレートは何パーセントだったのか承知していたか伺います。

（2）平成16年当時、既に県信連から会社の経営状況ではJAの優遇措置の貸付金利の設定は難しかったと答弁しているが、そのとおりに伺います。

（3）運転資金とつなぎ資金はほぼ同様と答えているが、運転資金はどのようなもので、つな

ぎ資金はどのようなものと考えているか伺います。

(4) 「公庫資金借入までのつなぎ資金」として借り入れたのならば、公庫資金が入金されれば借り入れは不要のはずだが、実際は社長個人から借り入れしている。なぜ、そのような資金状況に陥ったのか伺います。

参考人(山城 勉君) ただいまの浦崎暁委員長の質疑にお答えいたします。

1点目、平成16年9月の県信連からの借入金について。(1)当時の短期プライムレートは何パーセントだったのか承知しているかについてであります、私は知りませんでした。

(2)平成16年度当時、既に県信連から会社の経営状況ではJAの優遇措置の貸付金利の設定は難しかったと答弁しているが、そのとおりにかについてですが、そのとおりであります。

(3)運転資金とつなぎ資金はほぼ同様と答えているが、運転資金はどのようなもので、つなぎ資金はどのようなものと考えているかについてですが、専門家によりますと、運転資金とは経営を行うに当たって、必要な資金のことである。つなぎ資金とは、資金の調達が確定しているが、その資金が必要な時期に間に合わないときに一時的に借り入れる資金を言います。企業が銀行等からの資金調達をする場合は、銀行からの資金調達で設備資金以外の借り入れを運転資金と一般的に言います。

(4)「公庫資金借入までのつなぎ資金」として借り入れたのならば、公庫資金が入金されれば借り入れは不要のはずだが、実際は社長個人から借り入れしている。なぜ、そのような資金状況に陥ったのかについてですが、まず、御質疑のうち公庫資金借入までのつなぎ資金として借り入れたのならば、公庫資金が入金されれば借り入れは不要のはずだとの前提部分についてですが、そもそもその前提が誤っていることは明白であります。(3)の質疑にお答えしたとおり、つなぎ資金とは資金の調達が確定しているが、その資金が必要な時期に間に合わないとき、一時的に借り入れる資金のことを言います。ですから公庫資金が入金される時期に間に合わないから県信連からつなぎ資金を借り入れる必要があったのであって、公庫資金が入金されれば借り入れは不要のはずであるとの質疑の前提部分は明らかに誤っているのであり、そもそもつなぎ資金の前提部分に誤りがあるということをも指摘しておきます。次に、なぜ社長個人から借り入れをしているかについてですが、当時の専務、経理担当者のお話では、公庫資金の入金があったとしても資金繰り上、資金ショートするおそれがあるとのことでした。私はその資金ショートを回避するためにやむを得ず会社に貸し付けをしたのであります。実はこの貸付金は金融機関から借りて用意したわけではなく、たまたま当時、退職金が支給されたばかりだったので、全額自己資金で出しました。また資金状況についてですが、観光農園のグランドオープン前であり、収入があまり見込めない中で、資本金を運転資金としており、資金繰りは大変厳しい状況にあったものと認識しております。以上です。

平成27年4月28日会議録 P26～P29、P30～31 (一部抜粋)

19番(新垣安彦君) 観光農園の資金繰りの悪化はどこにあると認識されていますか、お伺いします。

参考人(山城 勉君) 観光農園の資金繰りの悪化はどこにあると認識されていますかについてですが、その原因は、ワイン販売の減少に伴う収入減にあると思っておりますが、何といたっても主な原因は、6点目で答弁したとおり、平成24年度第三セクター等点検評価委員会が指摘した事項について何一つ有効な手だてを講じてこられなかったのが原因だと思っております。

19番（新垣安彦君） 次に視点を変えまして、山城参考人が社長だった平成16年、平成17年…。確かに平成17年、平成18年はピューレが売れたということで黒字にはなっております。それでもやはり資金をショートして、平成19年から平成20年にかけて、やはり借入れをしなければいけなかったというのがあると思います。これはこれまでの観光農園の累積赤字に基づいて、資金がどんどん流出し、資本金を食い潰し、資本金が減ったために資金ショートを免れるために資金繰りを調達するために借入れ等を行ってきたと。そうしなければ観光農園自体が資金ショートを起こして、簡単に言えば倒産するのではないかとという位置づけの中で、資金を流用してきたのではないかと認識するんですが、それについてはどうですか。

参考人（山城 勉君） 今、御指摘がありましたけれども、JA、県信連から平成19年の後半になって資金を調達しております。それは先ほど関連してお答えしましたけれども、当初の平成19年度の事業計画が要するに増資ができなかったことの影響があつて、当然ながらその資金量的に運転資金も含めて、厳しい状況になったことからしまして、そしてどうしてもこれを資金ショートさせてはいけないということがあつて、この金額をお借りしております。それと少しだけ付け加えさせてもらいますけれども、要するに平成19年度の実業計画の中においては、先ほども申し上げましたけれども、まずはパークゴルフ場の増設計画があります。それから魅力あるガラス館の整備を改めて行うと。そして園内の魅力を高めるための整備もそういう中で行いますと。そしてこれをやるためにはどうしてもそういった専門家のいわゆる人材を投じなければならないということで、その中でこれだけの事業計画を達成していくためには、そういう専門家を私たちは平成19年度は陣容を投じました、民間から。そして当然その民間の3人を常勤役員として登用いたしました。これは少なくとも当時の西平市長のもとに、この観光農園事業を平成17年にグランドオープンして、そして単年度で黒字を出しました。そして翌年、平成18年度も単年度で黒字を出しまして、そしてその決算時期においては資本金を超えて、小さい金額ではありますが、資本金をいわゆる超過して貯めることができましたと。これからの観光農園事業がさらにこれを自立化、安定化に向けていくためには、さっき言った事業計画が絶対必要だという認識のもとに、また市の人的、いろんな面の支援のもとに、増資計画を行って、それを達成しようということをもくろんだわけでありまして、それが普通にそういう面においても当然予定していた資金が確保できなかったことによって、一つのそういう要因もあつて仕方なくいわゆる資金繰りが苦しい状況にありまして、それも資金ショートしたというのが実情であります。そういったところもぜひ御理解をいただきたいと思っております。以上です。

平成27年4月28日会議録 P43～P45（一部抜粋）

15番（伊敷幸昌君） 公庫への念書について。（1）平成26年10月17日の質疑において、3,400万円借入れしていないし、期限前の前払いもしていないと答弁をしております。そのとおりですか、伺います。

参考人（山城 勉君） 公庫への念書について。小項目1、平成26年10月17日の質疑において、3,400万円借入れしていないし、期限前の前払いもしていないと答弁をしているが、そのとおりにかについて。前回は答弁したように、今回の融資額は当初は3,400万円で予定していたものの、入札の結果、工事金が当初の予定より減額されることが判明したことを考慮して、最終的には3,312万8,000円に減額することが決定されていたわけです。前払いをしております。

平成27年4月28日会議録 P49～P51（一部抜粋）

2番（比嘉 譲君） 社長個人からの借入れについてであります。（1）、会社の資金ショートを回避するため、会社に貸し付けたと私に答弁をされておりますが、そのとおり理解してよいですか。伺います。

（2）決算報告や経営状況報告で承認や質疑済みと答えられていますが、決算報告や経営状況報告に社長個人から借入れしたということが確認できる記述がありますか。ありましたらぜひお話を聞かせください。

（3）利息についてであります。専務や担当者から「無利子にすると贈与や経済的利益の供与に疑われる」と指導があったと答えられていますが、ア、贈与や利益の供与は何か法令に抵触するのか伺いをいたします。イ、無利子は税法上の問題があると担当者から話があったと答えられていますが、具体的にどのような問題があると説明がありましたか。お聞かせをいただきます。

参考人（山城 勉君） 社長個人からの借入れについて。（1）会社の資金ショートを回避するため、会社に貸し付けたと答えていますが、そのとおり理解してよいのでしょうかについてですが、そのとおりです。

（2）決算報告や経営状況報告で承認や質疑済みと答えていますが、決算報告や経営状況報告に社長個人から借入れしたということが確認できる記述がありますかについてですが、お答えいたします。当時の経理担当者の説明では、決算報告書の貸借対照表の負債の部、短期借入金2,000万円が社長個人からの借入金とのことであります。

（3）利息について。専務や担当者から「無利子にすると贈与や経済的利益の供与に疑われる」と指導があったと答えられていますがについて。ア、贈与や利益の供与は何か法令に抵触するかについてですが、お答えします。無利子で貸すことが贈与や利益の供与に該当し、法令に抵触するかとの御質疑だと思いますが、私は抵触しないと思えます。

イ、無利子は税法上の問題があると担当者からお話があったと答えられていますが、具体的にどのような問題があると説明がありましたかについてですが、前回答弁したように、当時の経理担当者から無利子にすると、贈与や経済的利益の供与に疑われるとの指導がありました。税法上の問題について具体的な説明は受けておりません。

平成27年5月29日会議録 P5～P6、P7～P8（一部抜粋）

9番（大田 守君） 5、資金調達に関しては「返済猶予等条件変更の協議については専務と調整を行った」、「資金調達については専務で処理されている。詳細については承知していない」と答弁されておりますが、連帯保証を含め資金調達等に関しては専務独断でされていたのですか。

6、平成25年9月の借入金繰り延べのため、償還方法変更契約書を作成する必要性が生じたときに連帯保証人とどのような話をしましたか。

参考人（上原裕常君） 5点目の資金調達等に関して、専務独断でされていたのかという御質疑でございますけれども、平成21年10月の金融機関からの借入れについては、取締役会において協議したものと記憶をしております。しかし、その後の短期借入金の借りかえ等については、現場責任者により処理をされております。

6点目の平成25年9月の借入金繰り延べの際、連帯保証人とどのように話をしたかについてでございますけれども、会社の再建に向けて取り組んでいるが、資金繰りが厳しく、借入金返済に苦慮していたことから、会社再生の一環として長期借入金の返済猶予の必要性を説明しております。

9番（大田 守君） それからです、5点目なんですけれども、資金調達に関しては専務で処理されているということだったんですけれども、本当に専務独断でされていたのかどうかお聞きしたいんですが、そのときに現場の責任者にお任せしていたということをお話されているんですが、これは資金に関しまして第三セクターは、本当に現場だけの独断的な判断でできるのでしょうか。全く市側とはそういったお話がなかったのでしょうか。再度お聞きします。

参考人（上原裕常君） 基本的に代表権は専務も持っております。したがって、資金調達の部分につきましては、先ほど申し上げましたように、株主総会で諮っている分については私のほうも記憶しておりますけれども、失礼しました、取締役会ですね。それに諮ったものについては記憶しておりますけれども、それ以外のものについては記憶をしておりません。

9番（大田 守君） 専務のお話では、この資金面に関しては市側の担当部署としっかりとお話をしたと。そのときにはもちろん社長である方もしっかりとお話をしてきたというお話なんです、それでも記憶にはございませんか。

参考人（上原裕常君） その状況がどういった状況で話をされたのか、ちょっと私自身も覚えておりませんので、何とも申し上げられませんが、もしそういった状況があれば、当然記憶しているだろうと、私も…、何と言うんですか、記憶しているだろうと思います。

9番（大田 守君） じゃあ、6点目にいきます。

この償還の方法、変更をされたときに、平成25年9月ごろでしょうか。そのときに説明をしていると。内容の説明なのか、具体的な説明をお話できますか。

参考人（上原裕常君） 具体的にというお話ですけれども、私、今ちょっと詳しいことまで覚えておりませんが、基本的に会社を我々としては再建をしていきたい。そして現時点においては、借入金をすぐ返済することはできないということがあって、引き続き連帯保証人としてやっていただけませんかという相談をさせていただいた記憶は持っています。

9番（大田 守君） そのときに、市側とすれば、しっかりと再建をしていきたいということの話の中で、急転直下、6月の解散になっていると。そういった場合に保証人になった方はだまされたという、そういったことになり始めているんですね。その点に関してはいかがでしょうか。

参考人（上原裕常君） だましたという感覚を持たれたかどうか私はわかりませんが、9月の段階においては、確かに我々としても会社再建に向けて、保証人の方には説明をさせていただきました。しかしながら、実際に、先ほども申し上げましたが、プロジェクトチームを立ち上げて、中間報告の中において、資金が枯渇するという状況にありましたので、それに対してなかなか資金の手当てができないという状況でしたので、特別清算に至ったという状況でございます。したがって、この辺のところ、もう少し保証人の方にも説明すればよかったのかなというふうに今反省はしておりますけれども、なかなか清算手続の部分で、本当に急転直下にやったような状況ですので、なかなかそういった時間がとれなくて説明できなかったというのは申しわけないというふうに思っています。

平成27年5月29日会議録 P8～P9（一部抜粋）

13番（新垣 新君） 前回の参考人招致で、長嶺一男議員の質疑の答弁では「資金調達については専務で処理されている。詳細については承知していない」と答弁していますが連帯保証人を含め資金調達等に関して、上原参考人にお伺いします。平成21年10月の借入の経緯について。

（1）第6回取締役会（平成21年8月27日開催）において、資金繰りについて報告をしている

ことについてお伺いします。

(2) 第7回取締役会(平成21年9月19日開催)において、資金調達について協議をしていますが、その後、第8回取締役会(平成21年10月30日開催)において決議をしています。したがって、上原市長は、社長就任直後から資金調達の状況を知っていたことになりますが、これについてお伺いします。

参考人(上原裕常君) 平成21年10月の借入れの経緯について、まず(1)の第6回取締役会の資金繰りの報告についてでございますけれども、平成20年度の資金繰り報告及び平成21年度の資金繰り案について提案があったものと記憶しております。

それから(2)第7回取締役会において、資金調達の協議をし、第8回取締役会で決議をしていることから、社長就任直後から資金調達の状況を知っていたのではないかという御質疑でございます。社長に就任する以前の平成20年12月の金融機関借入金をアセロラ代金の支払い等に充てたため、追加融資を受けないと資金ショートを招く蓋然性が高いとの説明があったものと記憶しております。

平成27年5月29日会議録 P13 (一部抜粋)

6番(国吉武光君) 糸満観光農園株式会社の関係者が個人資産を担保に銀行から借り入れたことに対し、行政の長及び社長としてどのように思いますか、お聞かせください。

参考人(上原裕常君) 会社関係者が個人資産を担保に入れたことに対する、市長及び社長としての所見でございます。市長の立場といたしましては、個人資産を担保に提供することは非常に思い悩んで決断されたものと考えております。また、社長の立場といたしましては、現場責任者の経営判断を尊重しており、会社の再起に向けての決断であったものと考えております。

(4) 会社の解散、特別清算を決議するに至った経緯について

概要

平成 26 年 3 月定例会、糸満観光農園株式会社が慢性的な経営不振により経営改善の見通しがつかないことから、同会社の経営健全化への取り組みを支援するため、滞納している電気料金約 4,780 万円の債権放棄の議案が提出され、市議会はそれを可決した。

市は同年 6 月定例会において、糸満観光農園株式会社の所有する地域食材供給施設（レストラン）を購入するための予算、約 1 億 200 万円を市議会に提案した。当初は会社の資金ショートを回避するためとの説明であったが、6 月 11 日に行われた糸満観光農園株式会社の取締役会において特別清算の決議がなされたことから、今後、裁判所と清算人からの当該施設の買い取り要請があった場合に備えるためと、予算計上の理由が変わったとの説明があった。6 月 20 日の本会議にて、責任所在もはっきりしない現状で市民への説明ができない等の理由により、議員 11 名から観光農園関連予算、約 1 億 200 万円を減額する平成 26 年度一般会計補正予算（第 1 号）に対する修正案が提出され可決された。

その後、平成 26 年 6 月 27 日の糸満観光農園株式会社の定時株主総会において、同社の解散に関する決議及び清算人の選任がなされた。

それらのことについて、以下のとおり参考人から意見があった。

平成 26 年 10 月 15 日会議録 P 2～P 4、P 6（一部抜粋）

9 番（大田 守君） 6 月 4 日の議案説明会では観光農園の再建をもとにした提案理由でしたが、なぜ急転直下 6 月 11 日で特別清算の説明となったのですか、お聞かせください。

参考人（上原裕常君） 6 月 4 日の議案説明会の説明と 6 月 11 日の説明が異なった理由でございますけれども、当初、会社から再生に向けての運転資金確保のため、レストラン施設の買い取り要望がありましたが、6 月 11 日に開催されました臨時取締役会において、6 月 27 日開催予定の定時株主総会において、会社の解散決議、清算人選任決議を提案することが決定されたために理由が変更になっております。この決定に至った理由といたしまして、まず 1 点目に、市が公募しました有効活用企画提案事業において、第一優先候補者としてブドウ酒造販売会社を含む共同事業体が選定され、当社のワイン製造会社としての存在意義が薄れたこと。それから 2 点目に、当社が市に依頼したレストラン建物買い取り要望に対して、まず会社の責任を明確にすべきとの厳しい意見があったことなどによるものでございます。

9 番（大田 守君） では 10 番目で、急転直下特別清算の説明となったという中で、市長、社長のほうはレストラン買い取りに関して明確な責任所在、これを求められているという、そういった理由がございますけれども、これは議員からの質問等ということでもよろしいのでしょうか。

参考人（上原裕常君） 10 点目の方での説明の中において、責任の明確化という部分について、議会の責任なのかという御質疑でございますけれども、先ほど申し上げた答弁の中においては、観光農園株式会社のほうから市に依頼したレストラン建物買い取り要望に対して、まず会社の責任を明確にすべきとの厳しい意見があったということで答弁をさせていただきました。

平成 26 年 10 月 15 日会議録 P 7～8（一部抜粋）

13 番（新垣 新君） 7、清算集会及び特別清算の手続について、特別清算を進めた当事者とし

ての見解を求めます。

8、債権放棄や特別清算を決断した責任は非常に重いものがあります。答えられる範囲で構いませんが、どのような責任を考えていますかお聞かせください。

参考人（上原裕常君） 7点目に、清算集会及び特別清算の手続について、当事者としての見解でございますけれども、既に代表清算人の手に委ねられており、代表清算人によって手続は進められているというふうに考えております。

それから8点目、債権放棄や特別清算を決断した責任という御質疑でございますけれども、債権放棄を議会にお願いした時点では、会社再生に向けた取り組みが行われているものと期待をしておりました。しかし、その後のPTの調査によりまして、想定していない平成16年度の補助金の特別利益計上や、平成19年度の違法な担保設定による借り入れ、平成20年度時点で既に実質的な債務超過に陥っていることが明らかになり、特別清算をせざるをえなかったのは残念でございます。

平成26年10月15日会議録 P17～18（一部抜粋）

2番（比嘉 譲君） 糸満観光農園株式会社社長、また糸満市長の在任中に観光農園株式会社を特別清算するに至った経緯と率直な現在の胸の内をぜひお聞かせいただきたい。

参考人（上原裕常君） 糸満観光農園株式会社社長、糸満市長の在任中に観光農園株式会社を特別清算するに至った経緯と率直な胸の内をお聞かせくださいにお答えをいたします。私が平成21年6月に同会社社長に就任した当時は、全量買い取り制度の中で大量のピューレ在庫を抱え、資金的にも厳しく、経営状況が悪化している状況にありました。そのため在庫処分を最重要課題としてその処分に取り組むと同時に、生産者農家と買い取り価格の調整や不良在庫の特別損益処理などを行い経営の健全化に努めてきましたが、結果として、今回の中間報告されているとおり、人、モノ、カネ、時間の確保は困難な状況に緊急的な資金的手当ての状況を踏まえて、特別清算することになりました。観光農園株式会社は、本市の観光及び観光振興の起爆剤として位置づけられた観光農園事業の受け皿として、株主を初め多くの方々の期待や協力があってスタートしたことから、私もその思いを大切にしながら経営努力に努めてまいりましたが、今回の結論に至ったことは非常に残念に思うところであります。以上です。

平成26年10月17日会議録 P28～30（一部抜粋）

13番（新垣 新君） 糸満観光農園株式会社の解散の理由について、ある新聞報道によると「地元産の果物を使用した主力商品糸満ワインの原材料買い取り価格を調整できず、販売価格を下げるができなかったため、安価なワインが並ぶ市場の価格競争に対応できず、販売不振が続いた」と分析していますが、どのような認識をしているのか、元社長として伺います。

参考人（山城 勉君） 糸満観光農園株式会社の解散の理由について、ある新聞報道によると「地元産の果物を使用した主力商品糸満ワインの原材料買い取り価格を調整できず、販売価格を下げるができなかったため、安価なワインが並ぶ市場の価格競争に対応できず販売不振が続いた」と分析しているが、どのように認識しているかについてですが、私は現経営陣上原裕常社長が観光農園株式会社の解散に至った理由を本市の特産品である糸満ワインが安価なワインが並ぶ市場の価格競争に対応できず販売不振が続いたためと分析していることについて、この発言には異論があります。このワインは観光農園の主力商品として、本市の特産品、地元産100%で付加価値の高い糸満ワイン、差別化商品として開発されたものである。にもかかわらず、この付加価値の

高い糸満ワインを安価なワインが並ぶ市場価格競争に対応するための生産農家からのワイン原料を安くして販売価格を下げて付加価値の高い商品の評価を下げる。安価なワインと競争にさらして比較すること自体、大きな問題、ワインの商品化目的に相反するなどがあり、見当違いも甚だしいのではないかと思います。しかも、現経営陣上原裕常社長は、就任した平成21年から25年度までの5年間、特別委員会に提出されたワイン販売実績一覧表による5年間でたったの3万523本しか売っていないのです。私が社長に就任した年の平成15年11月から平成19年度までの約4年半でワインの販売本数は15万3,537本です。この販売本数を比較してみてもわかるように、いかに現経営陣上原裕常社長の営業努力が足らなかったことが一目瞭然だと思います。ワインの販売不振の原因は真剣になって営業しなかった現経営陣にあるのであって、自分たちの経営能力と営業努力を棚に上げて、市場に並ぶ安価なワインと価格競争に対応できず販売不振を理由にすること自体大きな問題で筋違いだと思います。

平成26年11月6日会議録 P17 (一部抜粋)

19番 (新垣安彦君) 現経営陣が観光農園の特別清算を決断したことについて、どのように評価されますか。

参考人 (金城 徹君) 観光農園株式会社を特別清算したことについての御質疑です。特別清算したことについては、平成25年度報告書に局面打開のために必要なことを示し、存続要否等の判断の1つに、セクター廃止を表現しています。報告書記載内容の中で重い判断をしたものと理解しています。

平成26年11月6日会議録 P38～P42 (一部抜粋)

19番 (新垣安彦君) 観光農園から糸満市に電気料金の債権放棄を申し出たこと及び会社の特別清算に至ったことへの御意見をお聞かせください。

参考人 (玉城 樹君) 観光農園から糸満市に電気料金の債権放棄を申し出たことがありますかということですが、これに対して御意見を聞かせてくださいということですが、債権放棄については、当然私はワインの製造免許を失ってはならないと思いました。せっかく苦労してワインの製造免許を取ったわけですから、これはやはり守るべきだろうなという思いがありました。債権放棄によってその製造免許が保持することができるというのであれば、やはり債権放棄をお願いする必要があるなということで、債権放棄をお願いした次第であります。

それから、特別清算のことですが、実は特別清算が決議されたのは平成26年6月11日でありました。緊急の取締役会です。実はその1週間前、6月5日の日に取締役会を開いております。この取締役会は定時株主総会に上程する議案を決めましょうという取締役会でありました。当然株主総会ですから、決算報告、それから未処分利益、それから役員体制、役員報酬等々、これらを定時株主総会に提案しましょうと。こういった内容でよろしいですかねというための取締役会でありました。その時点では特別清算の話は出ておりません。出たのは増資減資、資産処分、これを追加して提案したいというような追加提案がありました。これも取締役会で了承されております。私は当然こういったことを定時株主総会に提案するというので定時株主総会に向けた準備を始めておりました。ところが週明け6月9日の夕方だったと思います。担当部署の課長から電話があって、緊急に取締役会を開催するというので、取締役に連絡してくださいねという電話がありましたので、それから水曜日の6月11日の緊急の取締役会になった次第であります。その場で、社長、糸満市長から特別清算の提案がありました。理由としては、やはり資金繰りが非常

に苦しいと。今現在会社が保有している資産を糸満市が買い取るということを議会に提案しようとしているところでありますが、やはりこの際、責任の所在を明らかにすべきだというような声があって、そういったことで会社の清算を決意したというような説明でありました。

私としては非常にびっくりしましたね。というのは、先週の取締役会では増資減資もやると。ということは、会社の再生に向けて前向きに動いているんだなというふうな認識でありました。これが1週間もたたないうちに完全にひっくり返ってしまったと。ちょっと理解できなかったですね。まあこれに関連して言いますと、特別清算、会社を清算するという話に関連して言いますと、私は冒頭にも説明したように、平成22年9月27日の取締役会で、この指定管理者を受けるか、受けないかという話に関連して、会社を清算するという選択肢も考えてもいいんじゃないかという提案をしております。そのときは先ほど言いましたように、社長の一声で否定されてしまったわけですが。先ほど言いましたが、国場組の事例をとりますと、やはり子会社をいっぱい抱えておりました。その子会社の中で、どうも事業再生の見込みがないという判断をした会社はさっさと潰して、再生する見込みがある、あるいは国場組本社にとって将来的にも、戦略的にも必要な会社だと、そういったところにはヒト、モノ、カネをつぎ込んで支援をしておりました。平成22年のときから、私が提案したときになぜ糸満市はそういった検証をしなかったのかと。さらに言えば、私が個人資産を担保に提供した時点で、なぜこの会社を生かすべきか、殺すべきか、潰すべきか、なぜ検討しなかったのか。そういう思いもあります。私は先ほど言いませんでしたけれども、自分の資産をつぎ込んでいいかどうか非常に迷いました。農家から毎日電話がかかってくる。ちょっと私はこのとき非常にノイローゼ気味になっていました。夜も眠れないと。しかし、やはり農家にも生活があるしなど。しかし一方では市が始めた事業なのに、私がなぜ個人で責任を負わなければならないんだと。さらにこの事業が地域の活性化、農家の所得の向上と、非常に大きな大きな、先ほど言いましたように、私の問題意識の中では、沖縄県の発展、沖縄県の産業振興にかかわる非常に大きなテーマも非常に含んでいると。そうであるならば、何の検証もなしにこの事業をとめるわけにはいかないかと、そういった意味から私は自分の資産をあえて提供したんですが。そういった、本当にやめるのであればなぜもっと徹底的に議論をして、徹底的に検証をしてなぜやめないかなと、これが私は不思議でなりません。糸満市の当局は、あの時代はこれまでもそうですけれども、いろんな局面でそうですけれども、本当に何を考えてこの会社の経営をしていこうとしているのかなと、非常に不思議でなりませんでしたね。

平成 26 年 11 月 6 日会議録 P46～P47（一部抜粋）

13番（新垣 新君） 取締役専務の立場で特別清算の経緯について上原社長から説明がありましたか、お伺いします。

参考人（玉城 樹君） 取締役専務の立場で特別清算の経緯について上原社長から説明がありましたかということですが、これは先ほど新垣安彦議員の質疑11でもお答えしたんですが、平成26年6月11日に緊急の取締役会が開催されました。そのとき初めて上原社長のほうから、特別清算に入るという説明がありました。私は非常にびっくりをいたしました。その前の週までは非常に前向きな話だというふうに理解しておりました。なぜかという、増資減資をやると。ということは会社の再生に向けて本格的に動き出すんだという理解でありました、それが一転して特別清算と。なぜそうなったのか、私も今でも非常に不思議に思っております。

平成 26 年 11 月 6 日会議録 P 70～P 81（一部抜粋）

9 番（大田 守君） 観光農園の解散について知ったのはいつですか。それについてどのように感じましたか。また、生産農家、株主へどのような説明をいたしましたか。

参考人（玉城 樹君） 解散について知ったのはいつですかと、これも安彦議員の質疑で答弁したと思うんですが、平成26年6月11日の緊急の取締役会で市長が会社を解散すると。その時点で私はこの会社を清算すると。何回も言いますが、その前の週の実績報告会では、増資減資も考えると、そういう積極的な発言があって、これもぜひ株主総会への提案事項に増資減資ということを入れてくれと。ああ、すごいなど。増資減資ということを株主総会に提案するんだなど。ということは会社を再生させるんだなどというふうに私は理解をしておりました。それが1週間もたたないうちに全くひっくり返ってしまった。これはちょっと理解できませんね。そういうことで、特別清算決まった後、株主総会までの期間が非常に短いですね。11日に取締役決議をして、その翌々日の13日には定時株主総会を開催するという案内通知を出して、その2週間後に株主総会を開くと。私はもう株主総会準備で6月の後半は、特別清算するというものについて株主や生産農家に案内をします。とてもそんな猶予はなかったですね。とにかく株主総会準備で。というのが実態であります。

平成 27 年 4 月 15 日会議録 P 7～P 15（一部抜粋）

9 番（大田 守君） 平成26年6月4日までは再建に向けての姿勢が、急に6月11日に解散と決定しました。急変した要素はどこにあると感じましたか。また解散決定の話は専務としてどのように感じましたか。また、専務とお話し合いはありましたか。

参考人（玉城 樹君） なぜ突如解散になったかと、その要素はどこにあるかと。それから私がどういうふうに感想を持ったかということなんですけれども、たしか、ここに書いてあるように6月11日に緊急の取締役会を開きました。冒頭一番、市長から提案がありました。これは市長からの提案ですよ。長引く経営不振の中で資金繰りに困窮していると、その中で会社が保有している資産を糸満市が買い取ると、これを議会に提案しているところだと。しかし、この際、責任の所在を明らかにすべきだというような声が聞こえてきたと。これを受けて、解散を決意したと。これが市長の提案理由ですよ。私はこれ以上のことはわかりません、なぜ…。実はその前の週ですね、6月4日に取締役会を開いております。この時点では、担当の経済観光部長のほうから増資減資をすると、役員に対してもしっかりとさせると。そういった前向きな話がありましたよ。ちゃんと今の、当時から、あの時点で我々は現在の取締役は総退陣とわかっていたので、ちゃんと新しい執行体制でやるんだなど、非常に期待しましたよ。ところが1週間もしないうちに、舌の根も乾かぬうちにという言葉がありますが、まさにそのとおりでしたよ、全く逆の話が出てきましたね。一体何だろうなど。私は正直言ってあきれかえりました。これ以上詮索するつもりはなかったですね、あんまりもうあきれ。それと私、もしこの会社が存続するのであれば、おもしろい展開もできると思っていました。ちょうど、我々やっぱりアセロラのピューレは県内で売りにくいと、やはり広いマーケット、東京のマーケットでしか売れないだろうというそんな思いがあって、平成22年ごろか、東京に売りに行きました。東京ビックサイトってありますよね、それから幕張メッセという大きなイベント会場がありますよね、あそこに3年続けて私出展しましたよ、売りに行きましたよ、東京に。ちょうど3年目ですかね、平成25年の8月の商談会だったと、そこでアセロラのピューレを広めて、お客さんを呼び込んで商品説明しておいたら、JR東日本が飛び込んできたんです。非常に興味を持ったと、サンプルを送ってくれということで、

8月の、そうですね、8月23日ごろ、ちょうどお盆の日、東京にいたんですよ、東京ビックサイト
にいたんですよ。JR東日本が飛び込んできて、これ非常におもしろいからぜひサンプル送っ
てくれと。沖縄に帰ったら、すぐサンプル送りましたよ。それから何とかいろいろやりとりした
んですけども、それが実が実ってですね、平成26年の4月末ぐらいからゴールデンウィーク明
けてですね、実際、ピューレを買ってもらったんです。これがどんなところで売られたかとい
うと、駅カフェってありますよね、JR駅カフェ。そこにベックスコーヒーだとか、ドトールコー
ヒーだとか、駅カフェ出していますよ。そこで夏場のドリンク、夏場の季節限定ドリンク、アセ
ロラドリンクとしてアセロラのピューレを売ると、原料にして売ると。そういう企画だったん
ですね。これが非常に物すごく当たって、平成26年度、会社閉めた後にヒアリングしたら、結局、
JR東日本向けに7トン売られています、アセロラのピューレが。JR東日本にですよ。だから私
は、もし会社が存続するんだったらこれはとっても大きなビジネスになると。JR東日本とい
ったらすごいですよ、ベックスコーヒーが置いてるところすごいですよ。ある人が言ったん
ですけども、新宿の駅カフェの前に大きなのぼりが出ていた。糸満産アセロラドリンクと、これ
だけの宣伝効果すごいですよ。東京の新宿のど真ん中ですよ。こういった将来に向けて、来年に
向けて非常にいい展望が開ける中で、突然解散と、こういった状況ですね。私はあっけにとられて、
これ以上詮索する気はなかったですね。ただ、今言いましたように、ある意味とっても残念だ
つたですね、こんないい状況をつくり出しておきながら、いいビジネスチャンス、いい金脈を、
金鉱を掘り当てそうだったんですよ。その中でもういきなりの。この辺を一切考慮もしないで解
散と、これはちょっとあれだね、今、冷静になって考えるととっても惜しいなと思いますね。

平成27年4月28日会議録 P62～P63（一部抜粋）

6番（国吉武光君） 糸満観光農園株式会社へ自己資金を融資し、辛うじて危機を脱し、平成26
年6月27日の定時株主総会において会社の解散決議、清算人選任決議が決定されたことについて、
山城参考人の糸満観光農園株式会社への思いをお聞かせください。

参考人（山城 勉君） 糸満観光農園株式会社へ自己資金を融資し、辛うじて危機を脱し、平成
26年6月27日の定時株主総会において会社の解散決議、清算人選任決議が決定されたことにつ
いて、山城参考人の糸満観光農園株式会社への思いについてですが、お答えをしたいと思います。
私は、同第三セクター会社の最大の出資者である糸満市及び現経営陣上原裕常社長（市長）が、
平成26年6月11日、突発的に解散を表明し、同年6月27日の株主総会で解散を決意したこと
に対し、会社の再建に向けて取り組んでいる最中と、社長である市長からも聞いておりました
ので、強い衝撃を受けるとともに、非常に残念な思いと強い憤りを感じております。同事業は、
公共性の使命を持った第三セクター事業として推進され、また、管理運営会社、第三セク
ターの設立に当たってもJAおきなわ、糸満漁協、市商工会、姉妹都市の都農町、果樹生産農
家や農業生産法人など、株主となった地域の企業や団体関係者の御理解と御支援により、
同第三セクター事業は設立し、現在に至っているものと認識をしております。したがいま
して、同会社、第三セクターの解散に当たっては、糸満市はこれまでの経緯や事業の公共
性、公益性、使命を考慮し、これまで御理解と御支援を賜りました生産農家や貴重な資
金を出資いただきました株主等、関係者に対し、なぜ今、解散しなければならないのか。
その経緯と必要性等について、事前に説明をし、御理解を求める責任があったものと思
います。しかし、これらの手続がなされていないとのことであり、このような解散のあり
方については到底納得できるものでありませんし、残念に思っております。

平成27年5月29日会議録 P5～P6（一部抜粋）

9番（大田 守君） 4、「人、モノ、カネ、時間の確保、緊急的な資金手当の状況を踏まえて特別清算する」と答弁されておりますが、そのような状況を知った時期はいつですか。

8、平成26年6月4日までは再建、6月11日に急転直下会社の解散となりましたが、事前に株主や生産農家の方々と話し合いはどのようになされましたか。

参考人（上原裕常君） 4点目に、「人、モノ、カネ、時間の確保、緊急的な資金手当の状況を踏まえて特別清算する」と答弁しているが、そのような状況を知った時期についてでございます。平成20年度には実質的な債務超過に陥っており、平成26年8月には資金ショートを回避できない状況であると知ったのは、観光農園プロジェクトチームから緊急取りまとめの報告を受けた、平成26年5月下旬でございます。

8点目の会社解散の決議に関して、事前に株主や生産農家との話し合いについてでございますけれども、会社解散の決議に関する事前の話し合いについては、生産農家については、6月19日に説明をしております。また、株主については6月13日に定時株主総会開催通知を発出し、一部の株主には直接お会いして、解散の議案提案に至った経緯を説明しております。

(5) 平成 25 年度第三セクター等点検評価委員会点検評価報告書と糸満観光農園株式会社経営状況調査中間報告書について

概要

平成 25 年度第三セクター等点検評価委員会点検評価報告書は、「糸満市第三セクター等に関する基本方針」に基づき発足された第三セクター等点検評価委員会が、市に対し平成 26 年 1 月 14 日に「緊急対策の実施について」とし報告されたものである。

糸満観光農園株式会社経営状況調査中間報告書は、平成 26 年 7 月に市当局が取りまとめた報告書である。

それらのことについては、以下のとおり参考人から意見があった。

平成 26 年 9 月 24 日会議録 P 10～P 12 (一部抜粋)

9 番(大田 守君) 民間の有識者を中心とした平成 25 年度第三セクター等点検評価委員会の報告書と上原裕常市長が任命し立ち上げた観光農園プロジェクトチームの中間報告には大きな違いが生じていると私は思っておりますが、当時の最高責任者として比較検討すべきだと思いますがいかがでしょうか。

参考人(西平賀雄君) 観光農園プロジェクトチームの中間報告は、点検可能な資料を持ち合せていないため詳細なチェックができず、一読した程度であります。議員が御指摘のとおり、両報告書を比較すると大きな違いがあると私は思います。改めて外部の有識者を募り詳細な再点検を行い、調査結果を市民に公表すべきと思料いたします。

平成 26 年 9 月 24 日会議録 P 17～P 18 (一部抜粋)

13 番(新垣 新君) 平成 25 年度第三セクター等点検評価委員会点検評価報告書と、平成 26 年 7 月に作成された糸満観光農園株式会社経営状況調査中間報告書の経営責任の検証と比較をどのように受けとめておりますか。見解を求めます。

参考人(西平賀雄君) 中間報告については、観光農園が清算に入っているため比較検討する資料が得られず、安易にコメントできる立場ではございません。ただ、一般質問等で聞いたことなどを参考に第三セクター等点検評価委員会の報告書と比較してみますと、外部から第三者を入れ評価している第三セクター等点検評価委員会の報告書の内容が、公正公平な立場で評価されているものと私は思っております。

平成 26 年 10 月 15 日会議録 P 2、P 4 (一部抜粋)

9 番(大田 守君) 外部委員を主に作成された平成 25 年度第三セクター等点検評価委員会の報告書と、上原裕常市長の任命により立ち上がった観光農園プロジェクトチームの中間報告に対する市長及び社長の見解をお聞かせください。

参考人(上原裕常君) 第三セクター等点検評価報告書と、それから P T の中間報告に対する見解でございますけれども、これにつきましては、第三セクター等点検評価委員会の厳しい報告を受け、市といたしましても、経営支援の方法について会社側と調整を進めてまいりました。その一環として滞納した電気料の債権放棄を行いましたけれども、P T の中間報告により、平成 19 年度で違法な担保設定による短期資金の借入れ、さらに平成 20 年度において既に実質的な債務超過に陥っているということが明らかになり、会社が特別清算の判断を行わざるを得ない状況に

なったということにつきましては、非常に残念に思っております。

9番(大田 守君) 平成25年度の第三セクター等点検評価委員会、厳しいというものは認識しているということだと思いますけれども、現経営陣はあくまで経営を預かった時点の状況からスタートして、すべきことを善管注意義務を尽くして完遂してきたかどうかという点について、厳しく問われなければならない。しかし残念ながら結果として、放漫経営であった事実を拭う余地はないと思われる。そういった意見書に対して、これは事実と認めますか。

参考人(上原裕常君) 確かに今そのような指摘は受けております。しかしながら一般的にそういった指摘をしたということは、当然それまでの経営、あるいは経理関係含めて、正当な処理をなされてきたという前提のもとにそういうような意見が出てくるものというふうに私は理解しております。

平成26年10月15日会議録 P13～P14 (一部抜粋)

6番(国吉武光君) 1、平成25年度第三セクター等点検評価委員会の点検評価報告書について。
(1) 現状の観光農園株式会社が厳しい運営であることは十分認識していると思いますが、現状での観光農園の運営を見て、観光農園社長、市長としてどのように責任を感じていますか。

(2) 第三セクター等点検評価委員会の点検評価報告書で指摘があった中で、なぜ対応ができなかったのかお聞きしたいと思います。

3、糸満観光農園株式会社の経営状況調査報告書が平成26年7月に報告がありました。この報告書と第三セクター等点検評価委員会の点検評価報告書を比べたとき、この中間報告書を点検したら内部の人間が関わり、判断が行政に沿った偏った中間報告となっている。この点市長としてどう思いますか。

参考人(上原裕常君) まず1点目の平成25年度第三セクター等点検評価委員会の点検評価報告書について、(1)でございますけれども、会社再生に向けた取り組みを模索しておりましたけれども、その後のPTの調査によりまして、想定していない補助金の特別利益計上や違法な担保設定により、平成20年度時点で既に実質的な債務超過に陥っていたことが明らかになり、特別清算に至ったのは残念だというふうに考えております。

それから(2)局面打開のため第三セク評価委員会報告書4ページの工程第3の存否の判断まで実行し、第4の新経営陣の人選と発足準備に入りましたが、そのためにはそれなりの資金を必要とし、当該資金調達手段として市へのレストラン売却を提案いたしました。その後の市の公募決定も踏まえ、特別清算することといたしました。

それから3点目の、PT中間報告と第三セクター等点検評価報告を比べたとき、判断が行政に沿った中間報告となっていると思われるが、市長としてどう思うのかという御質疑でございますけれども、PTの中間報告は会社設立後の長期間の原因究明、三セク報告は平成25年度の経営状況に対するもので、そもそも対象期間が異なっております。特にPT中間報告については、滞納電気料の債権放棄に至った原因調査のため施設設置者である市が行ったもので、会社内部の人間は関わっておらず、行政が偏ることなく適正に判断したものと考えております。

平成26年10月15日会議録 P16～P17 (一部抜粋)

2番(比嘉 譲君) 平成25年度第三セクター等点検評価委員会の点検評価報告書、平成26年糸満観光農園株式会社経営状況調査中間報告書、沖縄県中小企業再生支援協議会による事業デユ

ーデリジェンスについて、それぞれどのように受けとめておられるのか、ぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

参考人（上原裕常君） 第三セクター等点検評価報告書、それから糸満観光農園株式経営状況調査中間報告書、沖縄県中小企業再生支援協議会事業デューデリジェンスについてお答えをいたします。平成 25 年度第三セクター等点検評価委員会の点検評価報告書につきましては、かなり厳しい指摘となっておりますが、現状の分析や課題への対応策についても触れており、定時株主総会に提案しました会社解散の動機づけとなっております。平成 26 年度糸満観光農園株式経営状況調査中間報告書につきましては、決算報告書だけでは確認することができなかつた問題点を顕在化することができ、事業再生の困難性を認識することができました。沖縄県中小企業再生支援協議会による事業デューデリジェンスにつきましては、内部環境や外部環境を項目ごとに分析され、窮境に陥つた原因や現状を踏まえての対策が明快に調査されており、本報告書を足がかりに、取締役会において山積する課題に対し議論を深掘りすることにつながっております。

平成 26 年 10 月 17 日会議録 P17～P18（一部抜粋）

9 番（大田 守君） 外部委員が主体となって作成した平成 25 年度第三セクター等点検評価委員会の報告書と、上原裕常市長が任命し立ち上げた観光農園プロジェクトチームの中間報告は相反するような内容となっておりますが、この 2 つの報告書に対する見解を伺います。

参考人（山城 勉君） 外部委員が主体になって作成した平成 25 年度第三セクター等点検評価委員会の報告書と、上原裕常市長が任命し立ち上げた観光農園プロジェクトチームの中間報告は相反するような内容となっております。その 2 つの報告に対する見解についてであります。いろいろと言いたいことはありますが、時間の関係で 1 つに絞って意見を述べながらお答えしたいと思います。第三セクター等点検評価委員会の点検評価報告書は、2 項において、経営が窮境に陥つた責任は言うまでもなく現経営陣にあると明言し、旧経営陣の判断が経営判断原則の枠内である限り、責任を旧経営陣に求めるのは筋違いであると断言しております。そして、経営判断原則の範囲を越え、法令違反となるような事実が旧経営陣にあったというのであれば別論もあろうとして旧経営陣の責任が問われる場合について法令違反を問題にしております。私は中間報告書のメンバーは、第三セクター等点検評価委員会の点検評価報告書が、旧経営陣の責任が問われる場合について、法令違反が認められる場合としていることから、破綻についての現経営陣の責任を否定し、旧経営陣に押し付けるために議事録等を調査して、何とか法令違反となる事実を見つけることができないのかを目的としていた。つまり、何とか現経営陣の責任を否定し、旧経営陣の責任であるという結論を導こうとしたのではないかという、最初から結論ありきの調査であったのではないかという疑念を拭えません。中間報告書は、旧経営陣の民法違反、会社法違反等を複数指摘しており、しかし不思議なことにそのような行為が経営に与えた影響についてはほとんど分析されておられません。しかも、その行為が経営状態にいかなる影響を与えたのかを分析しないのであれば、調査の意味はほとんどないのではないのでしょうか。1 例を挙げますと、中間報告書は、私が会社との自己取引を行ったことを問題にしておりますが、それはどのような目的で行われたのか、実質的な法益侵害があったのか、仮に自己取引を行わなかった場合には会社にどのようなダメージが生じていたかについて全く言及していないのです。このようなことからすると、先ほど述べましたように、破綻について現経営陣の責任を否定し、旧経営陣に押し付けるために何とか法令違反となる事実を見つけることだけを目的とし、その行為が経営に与える影響を考慮しない点で、その手法に大きな問題があると個人的には思っています。また、これらの私の行為

はすべて経営判断の原則の中にあると認識しております。

平成 26 年 10 月 17 日会議録 P 24～P 25（一部抜粋）

6 番（国吉武光君） 平成 25 年度第三セクター等点検評価委員会点検評価報告書と経営状況調査中間報告書を確認したときに、参考人はどのように思いますか。

参考人（山城 勉君） 平成 25 年度第三セクター等点検評価委員会評価報告書と経営状況調査中間報告書を確認したときに参考人はどのように思いますかについてですが、上原裕常市長みずから設置した第三セクター等点検評価委員会の点検評価報告書は、2 項において経営が窮境に陥った責任は言うまでもなく現経営陣にあると明言し、旧経営陣の判断が経営判断原則の枠内である限り、責任を旧経営陣に求めるのは筋違いであると断言をしております。一方中間報告書は、同第三セクター等点検評価委員会から指摘されている現経営陣の責任を旧経営陣に転嫁するような報告内容になっているのではないかとしか思えない内容になっており、私には到底納得できるものではありません。しかも調査には公正を期すべき市 P T の市職員による調査であるにもかかわらず、現経営陣（上原裕常市長）の責任を否定し、旧経営陣の責任であるという結論を導こうとしたのではないかという最初から結論ありきの調査であったのではないかという疑念を拭えないなど、客観性、公平性に欠いた調査であり、その手法には大きな問題があると個人的に思っております。また、重要なことは、同評価委員会が現経営陣上原裕常社長体制の経営責任を厳しく問題にしたのとは対比的に、この中間報告はふたをしたことです。この報告は調査における不公正と作為性、客観性と公明性について厳しく問われるのではないかと私は強く思っております。

平成 26 年 11 月 6 日会議録 P 2～P 5（一部抜粋）

9 番（大田 守君） 3、平成23年度、24年度の観光農園に対する指摘事項はどのようなものがあり、また25年度に実行された形跡はありましたか、お聞きいたします。

5、平成25年度第三セクター等点検評価報告書について。

(1) 観光農園の債務超過に実質的に転落したと判断した時期とその根拠について伺います。

(2) コーポレートガバナンスの欠如とはどのような状態を表しておりますか。それもお聞きいたします。

(3) 観光農園経営に対しての経営陣の責任に対してはどのように感じましたか、お答えお願いいたします。

(4) 勇気の欠如・問題の先送り意識とした点はどこにありましたか、お願いいたします。

(5) 「実質的債務超過を解消するために電気料等の債権放棄を議論しても根本的な解決策には全く役に立たない思考法である」と指摘しておりますが、電気料金等の債権放棄をしたときはどのように感じましたか。もし知っていたらよろしくお願いたします。

(6) 再建の提案をされていますが、委員会の意見として再建の可能性は十分あると考えていましたか、お伺いいたします。

参考人（金城 徹君） 3、平成23年度、24年度の観光農園に対する指摘事項はどのようなものがあり、また、25年度に実行された形跡はありましたかという御質疑です。平成23年度、平成24年度の指摘事項については、主な報告内容からすると、具体的な事業計画策定、専門家を含めた再生チームの編成、資金手当の市との協議、人員縮小等が提案されています。平成25年度に実行されたことは、施設の魅力向上を図る目的の観光農園拠点可能再生調査と外部専門家による経営に関する財務調査、事業調査が行われています。

5、平成25年度第三セクター等点検評価報告書について。(1) 観光農園の債務超過に実質的に転落したと判断した時期とその根拠についての御質疑です。観光農園の債務超過に実質的に転落したと判断した時期とその根拠については、会社側から提供を受けた資料に基づき、経営状況等の点検評価をしていたが、平成25年11月に同セクターが外部専門家の経営に関する財務調査、事業調査を実施していたことから、情報の追加提供を受けた際、実質的な債務超過の状況にあることが示され、同判断に至ったことが報告書にまとめられています。

(2) コーポレートガバナンスの欠如とはどのような状態を表しますかという御質疑です。報告書にあるコーポレートガバナンスの欠如とは、実質的経営者である専務の独断的経営手法や従業員等への情報不共有、さらに株主側から派遣された取締役は全て非常勤で、実質的に取締役会として機能しているとは言い難い状況にあり、現場の経営は専務に任せっきりの構図であることを示しています。

(3) 観光農園経営に対して経営陣の責任に対してどのように感じましたかという御質疑です。経営陣の責任については、一般論として、経営原則の枠内である限り、経営を引き受けた以上は過去の経緯も含めて現経営陣が一義的に責任を負い、さらに善管注意義務を尽くして完遂する必要があるとその責任について報告書に述べられています。

(4) 勇気の欠如・問題の先送り意識とした点はどこにあるかとの質疑でございます。勇気の欠如・問題の先送り意識とした表現については、会社から与えられた資料を分析する限り、穏便な解決を思考するあまり、本質的な問題の所在にメスを入れない状況が続き、観光農園の経営が重篤化したと報告書にまとめられています。

(5) 実質債務超過を解消するために、電気料金等の債権放棄を議論しても抜本的な解決には全く役に立たない思考法であると指摘しているが、電気料金等の債権放棄を知ったときにはどのように感じたかとの御質疑です。市の電気料金の債権放棄については、委員会の審議期間外でなされ、さらに審議事項でないことなどから、委員会の総意として表現することができないために答弁を差し控えます。

(6) 再建の提案をされていますが、委員会の意見として再建の可能性は十分あると考えていましたかの御質疑です。再建の可能性は十分あると考えていましたかについては、委員会に提出された資料や外部専門家による財務調査、事業調査の内容等を見る限り、観光農園は既に債務超過状態にあり可能性は極めて厳しいものの、再建の可能性を否定するものではないと報告書にまとめられています。以上で答弁を終わります。

平成 26 年 11 月 6 日会議録 P 8～P 10 (一部抜粋)

6番(国吉武光君) 平成25年度第三セクター等点検評価委員会報告書について(1)平成24年度委員会の指摘事項への対応の欠如(2)経営は窮境状態(3)コーポレートガバナンスの欠如。その中で①現経営陣における経営責任②市側の株主責任と説明責任(4)原因は「勇気の欠如」「問題先送り意識」以上、4項目と他の指摘をしています。第三セクター等点検評価委員会委員長として、こうした本質的な問題にメスを入れない限り、事業再生はおろか適切な経営判断の実行も不可能であると第三セクター等点検評価委員会報告に報告されていますが、元委員長として(1)から(4)までの率直な意見をお聞かせください。以上です。

参考人(金城 徹君) 平成25年度報告書に対する各質疑に対して、一括して(1)から(4)までお答えします。御質疑の同報告書は、委員会の総意をまとめています。総意でつくられた報告書に対し、委員長個人として意見するのは適当でないものと認識しており、答弁は差し控えま

す。

6番（国吉武光君） 再質疑します。今、元委員長のほうがこの報告書は委員の総意をまとめているということですが、私が聞いたものは、一応委員長として率直な意見を聞かせてくださいというようなことなんです、その辺はどうですか。

参考人（金城 徹君） 今御質疑になった各項目については、委員会の総意をまとめて時間をかけてつくられた報告書に対して、やはり委員長個人としての意見をすることは改めて適当でないものと認識しておりますが、総意としてまとめたものでよろしければ答弁いたしたいと思います。

6番（国吉武光君） また再質疑します。それでは、元委員長として、総意としてお答え願えたら幸いです。よろしくお願いいたします。

参考人（金城 徹君） では、総意としてお答えしたいと思います。

まず、1の（1）平成24年度の指摘事項については実質的に有効な手立てが講じられず、同セクターで設置したプロジェクトチームも実質的経営の独断的経営手法やマンパワーの限界を補完するために必要と強く求めたものであったが、機能しているとは言い難い状況であった旨、報告に記載されております。

（2）経営は窮境状態との御質疑ですけれども、経営は窮境状態と表現したことについては、会社が外部専門家による財務調査、事業調査を実施していたことから、会社の経営状況の説明を受けた中間報告ではあったが、会社は実質的な債務超過にあり、早急の対策が必要な状態が確認できたことから、経営は窮境状態との表現とされています。

（3）コーポレートガバナンスの欠如、報告書にあるコーポレートガバナンスの欠如とは、実質的経営者である専務の独断的経営手法や従業員等への情報不共有、さらに株主側から派遣された取締役は全て非常勤で、実質的に取締役会として機能しているとは言い難い状況にあり、現場の経営は専務に任せっきりの構図であることなどを示しています。

現経営陣における経営責任の御質疑ですけれども、経営陣の責任については、一般論として経営原則の枠内である限り、経営を引き受けた以上は過去の経緯も含めて現経営陣が一義的に責任を負い、さらに善管注意義務を尽くして完遂する必要があるとその責任について報告書で述べられています。

市側の株主責任と説明責任の御質疑です。市側の株主責任と説明責任については、旧経営陣は市側の責任を問う利害関係者も存在するかもしれないが、市は株主として出資限度での責任を負うものであり、経営責任はない。しかし、株主として出資した6,000万円の価値が消えてなくなれば市の財政に与える影響もあり、同セクターの経営が窮境に至った経緯等について、なぜそうなったかを含め市民等に説明していく責任があると報告書に示されています。

（4）原因は「勇気の欠如」「問題先送り意識」の御質疑ですけれども、勇気の欠如・問題の先送り意識とした表現については、会社から与えられた資料を分析する限り、穏便な解決を思考するあまり本質的な問題の所在にメスを入れない状況が続き、セクターの経営が重篤化したと報告書にまとめられています。以上。

平成26年11月6日会議録 P10～P11、P11～P12（一部抜粋）

13番（新垣 新君） 2、平成25年度の委員会中間報告を平成25年12月20日に市長に対して報告を行ったそうですが、報告の内容をお聞かせください。

3、平成25年度第三セクター等点検評価委員会点検評価報告書の「経営は窮境状態」について、お聞かせください。

4、同報告書の「コーポレートガバナンスの欠如」について、お聞かせ下さい。

5、同報告書の「現経営陣における経営責任」について、お聞かせください。

6、同報告書の「市側の株主責任と説明責任」について、お聞かせください。ア、株主に対しての道義的責任が含まれていませんが、含まれていない理由をお聞かせください。イ、評価委員の任命権は市長及び社長にあります。観光農園の経営改善確認のために、意見を伺います。第三セクター等点検評価委員会に株主を評価委員としてなぜ議論ができなかったのか、参考としてお伺いいたします。

参考人（金城 徹君） 2、平成25年度の委員会が行った中間報告書の内容等についての御質疑です。平成25年度中間報告の内容について、市から委嘱を受けた委員会とは別に会社が独自で外部専門家による経営に関する財務調査、事業調査を実施していたため、同調査内容の説明を求めたところ、資産評価等を合理的に見直した場合、第三セクターは既に債務超過にあり、早急の対策が必要な状態にあると指摘されていました。また、平成24年度の委員会において、会社として早期に事業計画の策定が必要と指摘しているにもかかわらず、一向に改善する兆しもなく、平成26年度の早い時期に極めて厳しい局面に陥ることが予測されたため、取り急ぎの報告をしました。あわせて、実行しなければならない項目と実行期間、事業主体と局面打開のために必要な取り組みについても同報告書で述べています。

3、平成25年度委員会報告書の表現について、「経営は窮境状態」との表現について、会社が外部専門家による財務調査、事業調査を実施していたことから、会社の経営状態の説明を受けました。中間報告ではありましたが、会社は実質的な債務超過にあり、早期の対策が必要な状態が確認できたことから、「経営は窮境状態」と報告書に述べています。

4、平成25年度委員会報告書、コーポレートガバナンスの欠如の表現についての質疑です。報告書にあるコーポレートガバナンス欠如とは、実質的経営者である専務の独断的経営手法や従業員等への情報不共有、さらに株主側から派遣された取締役は全て非常勤で、実質的に取締役会として機能しているとは言い難い状況にあり、現場の経営は専務に任せっきりの構図であることなどを示しています。

5、平成25年度委員会報告書の「現経営陣における経営責任」の表現についての御質疑です。経営陣の責任については、一般論として、経営原則の枠内である限り、経営を引き受けた以上は過去の経緯も含めて現経営陣が一義的に責任を負い、さらに善管注意義務を尽くして完遂する必要があるとその責任について報告書に述べられています。

6、平成25年度委員会報告書の「市側の株主責任と説明責任」の表現について、ア、株主に対しての道義的責任、イ、評価委員に株主を含めることの御質疑です。株主に対する道義的責任について、平成25年度委員会において、市として株主に対する責任の可否等を議論した経緯がないため、報告書にまとめていません。その内容に関する答弁は差し控えます。評価委員に株主を含めるか否かの判断は、委員を委嘱する市長の権限の範囲であり、委員や委員長がコメントする立場にないものと考えます。以上です。

13番（新垣 新君） まず、コーポレートガバナンスの欠如とありますが、確認のために質疑を行います。専務の独断専行という表現、マンパワーという問題や情報の不共有とか、従業員とかの悲鳴の状況に近いと聞こえるとありますが、その確認したのは内部でどういった状況で確認がなされたのかをお聞かせできますか。お願いします。

参考人（金城 徹君） お答えします。その状況につきましては、会社が外部専門家による財務

調査、事業調査を実施していたことから、会社の経営状況の説明を受けました。この中で報告がありました。

参考人（金城 徹君） お答えします。ただいまの質疑は、第三者調査におけるアンケートで専務の独断専行や情報の不共有などを要因とした従業員からの悲鳴に近い声が寄せられているという、そういう報告を我々は受けています。

13番（新垣 新君） 今、アンケート調査等でそのような報告を受けたということで、再度またこのコーポレートガバナンス、社長と専務との間、専務と他の取締役との間、役員陣と従業員との間、会社と顧客との間、いずれにおいてもコミュニケーションが十分に取れることがなかったというのが本質だと思いますが、会社というものは代表権はやはり社長に非常に重いものがあると思います。そこら辺の代表権、代表取締役社長と専務のそういったコミュニケーション不足が、簡単に言いますと、観光農園の特別清算に至った大きな責任があるとこの報告書を見る限り私は感じられますが、元委員長としてその総意をお聞かせ願えますか。伺います。

参考人（金城 徹君） 社長と専務のコミュニケーションがうまくいってないのが大きな原因じゃないかという御質疑だと思いますけれども、社長と専務の間、専務と他の取締役との間、役員陣と従業員との間、会社と顧客との間、いずれにおいてもコミュニケーションを十分に取れる体制にないことが本質的、かつ致命的な問題であると思います。

平成 26 年 11 月 6 日会議録 P14～P16（一部抜粋）

2番（比嘉 譲君） 3、平成25年度第三セクター等点検評価委員会報告書、以下第三セク報告書となりますが、基本的には平成25年度の経営状況に対するものと理解をしていますが、いかがでしょうか。

4、第三セク報告書の中でも「実質的な債務超過状態」との指摘がありますが、中間報告書において、国からの補助金を圧縮記帳せず特別利益に計上したため、見かけ上の資産が実態以上に膨らんでおり、平成20年度には実質的な債務超過状態に陥っていたことが明らかにされています。評価委員会においては、この事実関係を把握していましたか。

参考人（金城 徹君） 3、第三セク報告書は基本的に平成25年度の経営状況に関する指摘と理解しているがよいかの御質疑については、会社より当該年度に行われた総会資料により説明を受け、経営状況等を点検評価し、その方向性を示すことが主な役割であります。平成25年度にあたっては、会社が外部専門家を活用して経営に関する財務調査、事業調査を実施したことから、極めて詳細な前年度の財務分析等の報告があったことから、当該年度と前年度の経営状況を反映しています。

4、平成20年度には実質的な債務超過状態に陥っているが承知しているかの御質疑です。平成20年度に債務超過になったことを知っていたかについては、私が委員長を務めた期間、並びに委員を拝命した平成23年度以前の内容について答弁することは適当でないものと考えます。また、私が委員長の期間内に平成20年度の経営状況の分析は行っていないため、承知していません。

平成 26 年 11 月 6 日会議録 P20（一部抜粋）

18番（長嶺一男君） 平成 25 年度点検評価報告で、前年度報告での注文に対する当事者双方の対策は不十分で、経営状況は極めて厳しい状況に陥っていると指摘し、23 年度の指摘とは全然違うような内容でその厳しさを訴えておりますけれども、双方の更なる緊急的な対策を講ずること

と、次年度の点検評価を早期から活動が実施できるよう活動量の確保を求めたにもかかわらず、これは23年度も同様な要望を出されておりますね。会社の閉鎖に至っている現実に対する御苦勞されていた委員としての感想をお聞かせいただきたい。

参考人（金城 徹君） 平成25年度報告書で前年指摘した事項への対応は不十分で、経営状況は極めて厳しい状況に陥っていると指摘している。この際、次年度の委員会の取り組みを急ぐ必要があるとの記述があるが、会社は現在閉鎖されている。委員長としてどう思うかの御質疑について、会社が現在閉鎖されていることについては、平成25年度報告書に局面打開のために必要なことを示し、存続要否等の判断の1つにセクター廃止を表現しています。記載内容の中で重い判断をしたものと理解しております。

平成26年11月6日会議録 P32～P36（一部抜粋）

18番（長嶺一男君） 平成25年度点検評価報告書で代表取締役間、それから専務と他の役員間、役員陣と従業員間のコミュニケーション不足が指摘されているけれども、実態はどうか伺いたいというふうに思います。

参考人（玉城 樹君） 平成25年度の点検報告書の中で代表取締役間、専務と他の役員間、それから役員と従業員間のコミュニケーション不足についてですが、これは1点目の中で、あるいは先ほどからも説明していますが、やはり私はこの会社を再建するためには、小手先だけの改善、それではほとんど効果は望めない。やるのであれば徹底的に改革しましょうというようなスタンスであります。こういったことを取締役会で何回も申し上げてきたつもりです。しかし、取締役の皆さんからはほとんど反応がありませんでした。やはり私が考えるに、先ほどもちよつと言いましたが、観光農園が抱える問題というのは非常に広範多岐にわたります。なおかつ、やっぱり体力的には一から新しいビジネスを立ち上げていくと、そういったところがあるかと思えます。そこで、具体的な問題になってくると、やはり取締役の皆さんにはちよつとピンとこない。自分の切実なものとしては私が問題提起していることが感じられないということがあったんじゃないかなと。それがコミュニケーション不足の1つの要因になったのかなと思います。それから私は技術屋ですが、いわゆる技術屋でありながら一応営業もしました。それから企画もしました。私は本職はどこにあるかといいますと、本来私は営業マン、企画マンだと思っています。それで、私は取締役会で営業的な話を仕掛けました。ところがそれに対して皆さんなかなかレスポンスを返してくれませんでした。これはやっぱり私が経験したのと違うところでしたね。私は国場組では本当に朝から晩まで次の工事をどういうふうに受注するかと、次はどこを売っていかうかと、そんな議論ばかりしていた思いがあります。まあ取締役でもなかなか私が議論を仕掛けても盛り上がらない。そういう状況でありました。そうならばもう議論は低調になってきます。コミュニケーションを取る以前の問題になってくるかなと思いました。要するに、商売、ビジネスに対してあまりにも共通するエリアや持っているノウハウ、情報、この中にお互い、情報というよりキャリアですね。人生経験の中でやはりオーバーラップする部分がありません。だから話もなかなか最初からあんまりオーバーラップしなかった。コミュニケーションが取れなかったというようなことです。

従業員との関係ですが、これはやはりあんまり商売がうまく動いていないということに最大原因があると思います。やはり商売が動けば、やはり忙しくなればおのずと従業員ともコミュニケーションを取らなければならないし、そうすると自然と会話も多くなって意思の疎通もよくなります。それから従業員との関係についてやっぱり根本的な問題があるかと思えます。1つは、や

はりこの会社の方向性を従業員に対してあんまりきちっと説明できていないというところがあります。農家の所得向上、地域の活性化と、そういうふうなところもわかりますよ。じゃあ具体的に何をどうすれば農家の所得の向上に観光農園が貢献しているのか。地域の活性化にどうすれば観光農園は貢献しているのかと。抽象的にはわかりますけれども、やはり具体的に従業員に対して具体的に明示してやる必要があるかと思います。なおかつ、それはその具体的なアイデアというのはちゃんとビジネスにつながると。自分たち働いて、それでもうかって、自分たちの生活の向上につながる。そういったものでなければいかんと思います。そういったものをやっぱり経営者がちゃんと従業員に提示できてなかったというのが、この従業員とのコミュニケーション不足の第一の要因じゃないかなと思います。

それから、やはりあそこの空間ですね、皆さん御存じのように、例えばこの辺にサンエーのおざきシティがありますが、そこに行けばここの従業員はちゃんとユニホームを着けてしっかりした対応をしている。やはり私は、例えば空間の環境、建物の環境、職場の環境、これが従業員の意識に与える影響は非常に大きいと思います。じゃあ観光農園は先ほど言いましたように、どこに向かっているかということをあそこの空間の中で具体的に表現できているかということです。例えば観光施設というのであればちゃんとした観光施設ができて、お客さんを接待、お客さんにおもてなしを提供できると、そういった場ができていくかどうかですよ。そういったふうなことがやっぱり従業員の意識の問題にも大きく影響してきます。これもやっぱり私は経営者の責任だと思います。あそこはただだっ広い空間だけであって、従業員の意識を修練させる、意識をこの方向に修練、あの方向に修練させる。こういった環境にないということがあります。だからもしやるのであれば、もうワイン館をつくりかえるぐらいのこういったことをやるべきじゃないかと思います。それから、現場の経営者は従業員等に夢を語るというようなことも、また、従業員のモチベーションが上がるもう1つの方法だと思いますが、この説明したことをわかりやすいように、なかなか夢を、私が従業員に対して夢を語るができないというようなことも、コミュニケーションがうまく取れなかった要因の1つではないかと、そういうふうに思います。

平成 26 年 11 月 6 日会議録 P52～P55、P55～P56（一部抜粋）

6番（国吉武光君） 平成25年度第三セクター等点検評価委員会点検評価報告書について。（1）平成24年度委員会の指摘事項への対応の欠如、（2）経営は窮境状態、（3）コーポレートガバナンスの欠如、その中で①現経営陣における経営責任、②市側の株主責任と説明責任、（4）原因は「勇気の欠如」、「問題先送りの意識」、以上4項目と他の指摘をしています。この第三セクター等点検評価報告書が報告されていますが、糸満観光農園株式会社元専務として、率直な意見をお聞かせください。

参考人（玉城 樹君） まず1点目の平成24年度委員会の指摘事項への対応欠如とありますが、これも冒頭の説明、それから長嶺委員の質疑にも答弁しましたように、平成23年度までは何とかPTを機能させることができました。それを踏まえて平成24年度はさらに突っ込んだ議論をしようということで、資料作成の準備を始めました。ある程度でき上がった時点で当時の経済観光部長に、どうですか、こんな形でやりたいんですがどうですかと言ったら、現場にお任せ、私にお任せしますよという話があったので、これじゃあもうとんでもない話だなと。糸満市が本当に主体的にこの問題を、観光農園の問題を解決しようと思っているのかということが、私は本当に残念だったです、その一言ですね。そういったこともあって、それから平成23年度までは営業マンを配置できたし、この営業マンが頑張ってくれて、平成22年度、23年度、この2カ年間にピュー

レが4,000万円近く売れた。果汁まで含めると5,000万円近く売れたんですね。そういったことで非常に資金繰りも楽だったんですが、特に平成23年度は資金繰りもそこそこ回っていたんですけども、24年度に入って、ちょっとピューレの売り上げが一息ついたということで、資金繰りが急に悪くなってきました。それで私もPTを動かすどころじゃないと。資金繰りにまた奔走せざるを得ないと、そういう状況にありました。そんなことで平成24年度は正直いって、PTは名前はあるけれども実質的に機能させることはできませんでした。これが質疑1に対する答弁であります。

それから、2点目の経営は窮境状態ということですが、先ほど申しましたように、平成24年度から25年にかけてピューレの売り上げが落ち込みまして、資金繰りが急速に悪化をしております。特に平成25年度は7月には中小企業再生支援協議会に相談に行っております。理由は、もう資金繰りがとにかく後半にかけて先が読めないと。このままでは銀行への返済、月々77万円ぐらいの返済がありました。これはもう一度詳しく言いますと、月々77万円で年間で960万円ぐらいですか、このぐらい銀行借入金を返済しておりました。1億も売り上げのない会社が1,000万円近く、金利まで含めて1,000万円超えます。こんな資金繰りをやっているわけです。とんでもない資金繰りです、本当に。ですから、売り上げが少しでも落ちると途端に資金繰りが窮屈になるというような状況は、皆さんわかりますよね。ですから平成25年の後半、これはもう資金繰りはとつてももたないなとそういう思いがあって、なんとか元金返済、月々77万返している元金返済を繰り延べできないかなというようなことを考えました。そこで、中小企業再生支援協議会に相談に行きました。中小企業再生支援協議会に来るということは、これはもう事業再生の話ですねと。そうであるならば糸満市とも相談をして、事業再生に向けた中小企業再生支援協議会が協力をするから事業再生に向けたプランをつくりましょうと、そういったことになったわけです。ですから、経営は窮境状態というふうに言われればまさに平成25年度は本当に一番とつても困った状況にあったと、そういうふうに言えると思います。

それから3点目のコーポレートガバナンスの欠如、現経営陣の経営責任、それから市側の株主責任ということについては、私はやはりこの会社の問題は非常に最初からボタンのかけ違い、最初新垣安彦議員にありましたように、第三セクター等は最初から事業計画が甘い、それからなんとかならたらですね。まさにそのとおりで、やはり当初から事業の組み立てから問題があって、それを解決しないままズルズルときて、当然現経営陣もズルズルやってきたという責任は私はあると思っています。私にも責任はあると思っています。もっとダイナミックに、例えば辞表を叩きつけると、それぐらいの個人的な債務保証しないと、あの時点で投げ出すという選択肢もあったと思います。本当は投げ出してしまったほうがよかったかもしれませんがね、糸満市のためには。しかし、そのとき私も先ほど言いましたように、何の検証もしないで投げ出すと、そういうことは私はできないと思いましたので続いたわけです。だから何回も言うんですけど、なぜあのときにちゃんと検証しなかったのかというのが私の思いです。ですから、コーポレートガバナンスの欠如の中で、現経営陣の経営責任、これは当然私はあるんじゃないかと思っています。私自身もあると思っています。私の責任というのは、なぜ責任があるかということ、もっと問題提起をしつかりやらなかったかと。もっともっと特に取締役会で報告するだけではなくて、もっと市長にも直談判をしてまでズルズル経営することをやめさせると、なぜそういうことをしなかったかと、こういった責任はあると思っています。

株主責任についてなんですけども、これはやはり先ほど言いましたように、民間企業の事例を出して言いましたが、やはり会社というのは資金繰りが一番重要ですから、資金繰りが詰まって

いる状況で、その時点でもう手を打つべきだと。だから、資金が詰まったのは平成20年の最初の借入れ、4,000万円の借入れをしたときですから、なぜその時点で検討を開始しなかったのかなと。また国場組にいたんですが、確かにこの会社を生かすべきだと思うのであれば、親会社から子会社に対して金を貸しましたよ。実は私も貸すための判断の会議の場で私も参加をして、私もこの会社を生かすべきだと思いますので、金を貸すということに賛成しましたよ。しかし、そうではない会社、これはもう見込みがないなと思った会社はこれはやめたほうがいいねと、撤退しましょうと。こういった判断をダイナミックにやってきたと思います。大株主には出資した会社にそれぐらいの責任はあると思いますよ、私は。なぜそれをしなかったんですかね。やめたほうがよかったと思いますね。それが2点目のコーポレートガバナンスの欠如というところです。

それから4点目です。「勇気の欠如」、「問題先送りの意識」ということですが、これも今言った話と関連いたしますが、私はこれまで3回ぐらい勇気をもって大きな経営判断をすべきタイミングがあったんじゃないかなと思います。1点目は、やはり私が個人資産を出したときですね。このときに判断すべきだったと思います。それから2回目は平成21年の末から22年の3月にかけて経営改善アドバイザー会議というのをやっております。その報告書が議員の皆さんにも配られていると思いますが、改めてその報告書を見てみますと、今の第三セクター等点検評価委員会の報告書と大体一緒なんです。むしろ私は経営改善アドバイザー会議の皆さんが出した報告書のほうが現場の実情を踏まえていると。非常に現場のことをちゃんとヒアリングをして、やはり現場はこういう方向に向いているんだと、そうであるならばこれを支援するような改革をすべきだなというような形で経営改善アドバイザー会議が報告しているのが、私はこのほうがより現場の実態に合った報告になっているんじゃないかと思っています。経営改善計画、平成22年3月のレポートだと思います。これを見ると、このほうが観光農園の実態に合っていると思います。だからこれをもっとしっかりと受けとめて、この時点でアクションを起こすべきだったというふうに思います。それから3回目は、私がある程度ちょっとキレてしまって、平成22年9月の指定管理、これを更新すべきかどうかという議論をしたときに、要は経営構造対策事業というのはこれは実験的な事業であると。民間の営利事業として商売になるかどうかわからない事業であると。こういったリスクのある事業をやる必要はありませんねと。ないということは、指定管理を受けないと。指定管理を受けないということは、会社を清算すると、こんな選択肢で考えていいんじゃないですかという提案をしたときに、これはできないということで市長が言ったわけです。そうであるならば、ちゃんとしたPTを立ち上げて、しっかり再生計画をつくるべきじゃないかなとそういう提案をしました。ですから、勇気の欠如ということであれば、この3つのポイントですね。私が個人資金を出したとき、それから経営改善計画が出たとき、それから指定管理を受けるか否かという判断をしたとき、この時点でしっかり判断をしておけば、問題を先送りしないでちゃんと判断をすれば、また違った事態になったんじゃないかなとそういうふうに思います。

6番（国吉武光君） 再質疑であります。委員の中から社長、専務、従業員とのコミュニケーションの不足というのがありまして、参考人のほうとしては、そのような事実があったのか。事実があったのかではなくて、従業員の中からそういった話があったのか、その辺参考人がわかる範囲で結構ですので、もしできれば答弁してもらえませんか。以上、お願いします。

参考人（玉城 樹君） このコミュニケーション不足という話は、点検評価委員会のほうから出てきているわけですが、彼らがそういう指摘するに至った前のレポートがあると思います。これは去年の9月ごろですか、中小企業再生支援協議会へ相談に行ったときに、中小企業再生支援協

議会から中小企業診断士のほうに調査依頼をしています。調査は、財務面の調査と、それから事業面の調査がありました。事業面の調査の中でさっき言ったような今の話につながるコミュニケーション不足という問題が指摘をされております。その調査をした中小企業診断士は、従業員にヒアリングをしております。そのヒアリングの中に従業員の中からコミュニケーションがとれてないというような問題指摘があったかと思えます。それが第三セクター等点検評価委員会のレポートに反映されていると、そういうふうに理解をしています。ですから、従業員の中から、私と役員とのコミュニケーション不足ということであれば、私と従業員との間にコミュニケーションがうまくとれてなかったということだと思います。これは確かにとれてない部分もあったかと思えます。これに対して述べると言い訳がましくなりますけれども、あえて言いますと、やはり現場を見ているのは私1人ですので、中間管理職を育成しようと、そういうふうに思ってきて、この何年か中間管理職の育成をしっかりとやって、彼らと現場とでコミュニケーションをとらせると。中間管理職と私の間でコミュニケーションをとると。こんなことを考えていたんですけども、なかなか中間管理職の人材育成ができていないと。そういう中でコミュニケーションはとれてないということです。問題は、何回も言いますが、基本的にこういった方向に進むというのがなければ、私は従業員とのコミュニケーションはうまくいかないと思えますね。会社はこういうふうに行くから皆さんも頑張ってくださいねという言い方だったら積極的なコミュニケーションもとれると思えます。そういったことなしにコミュニケーションをとるとなると、ある意味では批判、執行部に対する批判、それか愚痴、仕事に対する愚痴、これにかかわってしまう可能性があります。そうですね。会社がどの方向に行くのかわからない中で従業員の意見を聞くと、もう不平不満、愚痴だけです、多分。ですから、やはり根本の問題はこの会社はこういうふうに運営していくんだというしっかりとの方針を持つこと、経営者がですね。それをしっかりと従業員に伝えることだと思います。しっかりとこういった方向に行くということを固めるためには、やはり私だけではなくて、取締役がまず共通認識を持つこと、共通の思いを持つことで、取締役会社と大株主、これが共通の認識を持つこと、これが重要だと思っています。

平成 27 年 4 月 28 日会議録 P49～P51（一部抜粋）

2番（比嘉 譲君） 前回（平成26年10月17日）の糸満観光農園調査特別委員会において、観光農園株式会社経営状況調査中間報告書の各項目について、事実誤認があれば、御説明をいただきたい旨申し上げましたが、残念ながら具体的な御指摘がありませんでした。いま一度その内容に誤認があれば簡潔明快にお話をいただきたいと思えます。

参考人（山城 勉君） 前回（平成26年10月17日）の糸満観光農園調査特別委員会において、観光農園株式会社経営状況調査中間報告書の各項目について、事実誤認があれば、説明いただきたい旨申し上げましたが、残念ながら具体的な御指摘がありませんでした。いま一度その内容について誤認があればについてですが、前回は答弁しましたが、私が前回冒頭にも申し上げましたけれども、改めてお答えをいたします。まず、平成25年度第三セクター等点検評価委員会の点検評価報告書は2項において経営が窮地に陥った責任は、言うまでもなく現経営陣にあると言明し、旧経営陣の判断が、経営判断の原則の枠内である限り責任を旧経営陣に求めるのは筋違いであると断言しております。そして経営判断原則の範囲内を超え、法令違反となるような事実が旧経営陣にあったというのであれば別論もあろうとして、旧経営陣の責任が問われる場合について法令違反を問題にしております。私は中間報告のメンバーは、同委員会の点検評価報告書が旧経営陣の責任が問われる場合について、法令違反が認められる場合としていたことから、破綻について

の現経営陣の責任を否定し、旧経営陣に押しつけるために議事録等を調査し、何とか法令違反となる事実を見つけることができないのかを目的としていた。つまり何とか現経営陣の責任を否定し、旧経営陣の責任であるという結論を導こうとしたのではないかという、最初から結論ありきの調査であったのではないかという疑念は拭えません。中間報告書は、旧経営陣の民法違反、会社法違反等を複数指摘しております。私はこれらの指摘には経営判断原則の範囲内であると認識をしております。しかし、不思議なことにそのような行為が経営に与えた影響については、ほとんど分析されておられません。しかし、いかなるその行為が経営状況にいかなる悪影響を与えたのかを分析しないのであれば、調査の意味はほとんどないのではないのでしょうか。一例を申し上げますと、中間報告書は私が会社との自己取引を行ったことを問題視しておりますが、それはどのような目的で行われたのか、実質的な法益侵害があったのか、仮に自己取引を行わなかった場合には会社にどのようなダメージが生じていたのかについて、全く言及していないのです。このようなことからすると、先ほど述べましたように、破綻についての現経営陣の責任を否定し、旧経営陣に押しつけるために何とか法令違反となる事実を見つけることだけを目的とし、その行為が経営に与えた影響を考慮していない点で、その手法に大きな問題があると個人的には思っております。特に第三セクター等点検評価委員会が現上原社長体制の経営責任を厳しく問題視したのとは対照的に、この中間報告書は、その経営責任についてふたをしたことです。またこの中間報告書は、調査において公正性、公平性を欠いたものであると厳しく指摘をせざるを得ないのであります。

平成 27 年 4 月 28 日会議録 P 63～P 66（一部抜粋）

6 番（国吉武光君） 糸満観光農園株式会社経営状況調査の平成26年7月の中間報告書と、平成25年度第三セクター等点検評価委員会の点検評価報告書を比較したとき、その内容について参考人はどう思いますか。

参考人（山城 勉君） 糸満観光農園株式会社経営状況調査の平成26年7月の中間報告書と、平成25年度第三セクター等点検評価委員会の点検評価報告書を比較したとき、その内容について参考人はどう思いますかについてであります。お答えいたします。平成25年度、同委員会の点検評価報告書は、2項において、経営が窮境に陥った責任は言うまでもなく現経営陣であると言明し、旧経営陣の判断が、経営判断の原則の枠内である限り、責任を旧経営陣に求めるのは筋違いであると断言しております。そして経営判断原則の範囲を超え、法令違反となるような事実が旧経営陣にあったと言うのであれば、別論もあろうとして、旧経営陣の責任が問われる場合には法令違反を問題にしております。私は中間報告書のメンバーは、同委員会の点検評価報告書が旧経営陣の責任を問われる場合において、法令違反を認める場合としていたことから、破綻についての現経営陣の責任を否定し、旧経営陣に押しつけるために議事録等を調査して、何とか法令違反となる事実を見つけることができないかを目的としていた。つまり、何とか現経営陣の責任を否定し、旧経営陣の責任であるという結論を導こうとしていたのではないかという、最初から結論ありきの調査であったのではないかという疑念は拭えません。中間報告書は、旧経営陣の民法違反、会社法違反等を複数指摘しておりますが、私はこれらの指摘は、経営判断原則の枠内であると認識をしております。しかし、不思議なことにそのような行為が経営に与えた影響については、ほとんど分析されておられません。しかし、いかなるその行為が経営状況にいかなる悪影響を与えたのかを分析しないのであれば、調査の意味はほとんどないのではないのでしょうか。一例を申し上げますと、中間報告書は私が会社との自己取引を行ったことを問題にしておりますが、それは

どのような目的で行われたのか。実質的な法益侵害があったのか、仮に自己取引を行わなかった場合には、会社にどのようなダメージが生じていたのかについて、全く言及されていないのです。このようなことからすると、先ほど申し上げましたように、破綻についての現経営陣の責任を否定し、旧経営陣に押しつけるために何とか法令違反となる事実を見つけることだけを目的としたその行為が経営に与えた影響を考慮していない点で、その手法は大きな問題があると個人的には思っております。特に同第三セクター等点検評価委員会が現上原社長（市長）体制の経営責任を厳しく問題視したのとは対照的に、この中間報告書はその経営責任についてふたをしたことです。またこの中間報告書は、調査においても、公平性、公正性を欠いたものであると厳しく指摘せざるを得ないものと考えております。以上です。

平成 27 年 5 月 29 日会議録 P13～P14（一部抜粋）

6 番（国吉武光君） 糸満観光農園株式会社経営状況調査の平成26年7月の中間報告書と、平成25年度第三セクター等点検評価委員会の点検評価報告書を比較したとき、その内容について参考人はどう思いますかお聞かせください。

参考人（上原裕常君） 糸満観光農園株式会社経営状況調査中間報告書と平成25年度第三セクター等点検評価委員会の点検評価報告書を比較しての考え方でございますけれども、社長の所見といたしましては、平成25年度第三セクター等点検評価報告書についてはかなり厳しい指摘となっておりますが、現状の分析や課題への対応策にも触れており、平成26年6月の定時株主総会に提案しました会社解散の動機づけとなっております。それから糸満観光農園株式会社経営状況調査中間報告書については、決算報告書だけでは確認することができなかった問題点を顕在化することができ、経営実態の把握につながったものと考えております。報告書の比較につきましては、対象となる期間や調査の視点が異なることから、単純に比較考量はできないものと考えております。以上です。

(6) 沖縄振興開発金融公庫からの借りに係る抵当権設定と実借入額について

概要

糸満観光農園株式会社は、沖縄振興開発金融公庫から資金を借り入れするに当たり、地域食料供給施設に抵当権を設定した。那覇地方法務局から取り寄せた当該建物の登記事項証明書によると、抵当権設定 平成 17 年 1 月 20 日、原因 平成 16 年 5 月 31 日金銭消費貸借平成 17 年 1 月 20 日設定、債権額 金 3,400 万円、抵当権者 沖縄振興開発金融公庫とある。それに対し、実際の入金額は 3,312 万 8,000 円（平成 17 年 2 月 9 日に 3,300 万円、同年 6 月 15 日に 12 万 8,000 円）となっている。

それらのことについて、以下のとおり参考人から意見があった。

平成 26 年 10 月 17 日会議録 P 7～P 11（一部抜粋）

15 番（伊敷幸昌君） 3、公庫借りに係る念書について。（1）なぜ期限前に前払いしたのか。

（2）いつ前払いしたのか。

（3）前払い年月日がなぜ空欄になっているのか。

（4）その書類はありますか。

（5）念書の作成年月日はいつですか。

（6）なぜ発行年月日が空欄になっていますか。

（7）修正前の念書は保存されていますか。

（8）これは関連する資料はどのようなものがありますか。

（9）念書は当然に会社が作成したものと考えていいですか。

（10）会社で保存している修正済み念書（写）は、その発行年月日が空欄のままのことでありますがそのとおりですか。

（11）平成 26 年 6 月 17 日の市議会一般質問休憩中に公庫からファクシミリ送信された同念書の写しには、平成 17 年 6 月 13 日と記載されているが、これは会社が記入したのではなく公庫が記入したと考えていいですか。

（12）年月日が空欄のままの状況があるなど文書の保存状況が非常に悪いように思えるが、文書の保存管理の責任者は誰だったのか伺います。

参考人（山城 勉君） 3 点目、公庫借りに係る念書について。この質疑については、個別の質疑に回答する前にまず私のほうからこれまでの調査結果について全体的に説明させてください。その説明を聞かずに中間報告書の記載だけにとらわれているとこの問題の本質が見えてきません。実は糸満観光農園事業プロジェクトチームのメンバーはただの一度も公庫に対して事情の説明を求めたことがないのです。彼らは一方当事者である公庫側に対して説明を求めるなど調査らしい調査をほとんど行わないまま中間報告書を作成し、私に対してまるで何らかの疑惑があるかのような悪意に満ちた表現で、全く合理性のない邪推としか言いようがない記載をしていたわけです。私はこのような行為を許すことはできないと強い憤りを感じております。それではこれまでの調査結果について報告いたします。

糸満観光農園事業プロジェクトチームが作成した糸満観光農園株式会社経営状況調査に関する中間報告書において、まるで何らかの疑惑が存在するかのような記載がなされておりますが、そのような疑惑は全くありません。私は平成 26 年 9 月 30 日午前 10 時、那覇市おもろまちの沖縄振興開発金融公庫を弁護士とともに訪ね、1つ、借用証書やレストラン店舗の全部事項証明につい

ては契約日、平成16年5月31日、債権額3,400万円と記載されているのに、実際に入金された金額は平成17年2月9日に3,300万円、同年6月15日に12万8,000円の合計3,312万8,000円にとどまっていた理由。2つ目は、平成16年6月13日付の念書が具体的には何を意味するか等について説明を求めました。実は私はこれまでも説明を受けていたのですが、私の依頼した弁護士が弁護士自身も公庫職員から直接説明を受け、いくつかの質問をしたいことがあるということでしたので再度訪問することになったものです。弁護士が平成16年6月13日付の念書の具体的な意味について、これは実質上は借入額の減額による決定について合意したことを意味するものなのかと質問したところ、公庫の事業管理部の上席調査役である■■■■氏は、そのように理解されて全く問題はないと回答しました。つまり借入額は当初は3,400万円を予定していたものの、結局は3,312万8,000円に減額されて確定したというのが真実です。前払いなどしておりません。この点について■■■■氏は、公庫の融資ルールは銀行とは異なり、契約日に貸付金全額を振り込むようなことは基本的に行っておらず、貸付金の全部または一部を貸付受入金として保留することになるので、平成17年2月9日に3,300万円を入金するまで貸付金全額を保留していたものである。そのような扱いについては、借用証書の裏面の特約条項第6条に記載されている通常の扱いであって、何ら不審な事実経過などではないと明言されました。また■■■■氏は、最終的に当初予算額の残金である100万円を振り込まずに平成17年6月15日に12万8,000円を振り込んだのは、平成16年6月13日付の念書によって融資額を当初予定額であった3,400万円から3,312万8,000円に減額することが決定したからであって、その点についても別に何ら問題もありませんと説明し、融資額を減額したのは、工事の進捗状況を見て、入札の結果、工事金額が当初の予定より減額されたことが判明したことを考慮したものであって、むしろ糸満観光農園株式会社の自助努力の結果、借入金の金額を減額することができたと評価が妥当とするとのことでした。なお、この点について公庫から入札による工事資金減額の結果、当初予定の融資額を減額することが検討されていたことを証明する一資料となる書類の写しもこうしてもらっております。さらに■■■■氏は、平成17年6月13日付の念書の文章の部分の文言は公庫側が作成したものであって、公庫の内部的な扱いに沿うものであり、様式は多少変わったもののこのような念書を徴取することで最終的な債権額を確定するのは現在も公庫として通常業務として行っていることであり、これはまた何ら不審なことではないとの説明でした。

以上、要するに公庫からの融資額は、当初は3,400万円を予定していたものの、入札の結果工事金額が当初の予定より減額されることが判明したことを考慮して、最終的には3,312万8,000円に減額することが決定されていたわけです。中間報告書は入金もされないままに返済した、すなわち相殺処理されたものと推測されるが、なぜこのような結論に至ったのか確認できる書類も現段階では確認できていない。平成26年6月17日に市議会一般質問休憩中に公庫からファクシミリ送信された同念書の写しには、平成17年6月13日と記載されている。しかし、本来ならば修正前念書の作成年月日（2月〇〇）が記載され、これを見え消しで修正されるべきと思われ、誰がいつ記載したかは不明であるなど、まるで不審な点だらけであるかのような記載がなされていますが、全く合理性を有しない、単なる邪推であることが明らかであります。しかも驚いたことに、■■■■氏は説明が必要であるというなら今回のように私たちはいつでも説明しますが、私が担当になってからこの問題について糸満観光農園事業プロジェクトチームのメンバーが説明を求めてきたことはただ一度もありませんと述べたのです。冒頭に述べましたように、結局彼らは一方当事者である公庫側に対して説明を求めるなど、調査らしい調査をほとんど行わないまま中間報告書を作成し、私に対してまるで何らかの疑惑があるかのような悪意に満ちた表現で全く合理

性のない邪推としか言いようがない記載をしていたわけです。私はこのような行為を許すことができないと強い憤りを感じております。

それでは個別の質疑にお答えします。

(1) なぜ期限前に前払いしたのか。前払いはしておりません。

(2) いつ前払いしたのか、前払いはしておりません。

(3) 前払い年月日はなぜ空欄か。糸満観光農園株式会社保存されている念書の日付が空欄のままなのかどうか私にはわかりませんし、現在の私の立場では確認しようがありませんが、公庫に保存されている念書の日付は間違いなく平成17年6月13日です。これは私自身何度も公庫でこの目で確認しております。

(4) その書類はあるか。質疑の趣旨がよくわかりませんが、公庫にあるかという意味であれば、あります。糸満観光農園株式会社にあるかという意味であれば、あるとは思いますが、現在の私では確認しようがありません。

(5) 念書の作成年月日はいつか。平成17年6月13日です。

(6) なぜ発行年月日が空欄のままか。中間報告書には日付が空欄のままであると記載されておりますが、状況からして、平成17年の部分は空欄ではなく記載されているのではないかと思います。なぜなら、公庫に保管されている書類は平成17年の部分までワープロで打ち込まれているからです。今となっては記憶が定かではなく、これは推測ということになると思うのですが、公庫の指示で念書を作成し、平成17年の部分まではワープロで入力しておいて、月日については空欄のまま公庫に持参し、最終確認でオーケーが出た時点で6月13日を手書きで書き込んで提出したのではないかと思います。普通でしたらその場で公庫さんをお願いをして日付が入った状態の念書を一部コピーしてもらい持ち帰って来ると思うのですが、そうしたかどうかは現在の私では確認のしようがありません。

(7) 修正前の念書は保存されているか。この質疑の要旨がよくわかりませんが、公庫にあるかという意味であればわかりません。糸満観光農園株式会社にあるかという意味であれば、現在の私では確認のしようがありません。

(8) これに関する資料はどのようなものがあるか。質疑が漠然としていて答えようがありません。また現在糸満観光農園株式会社に関連する資料としてどのようなものがあるかという意味であれば、現在の私では確認のしようがありません。

(9) 念書は当然に会社が作成したものと考えていいか。そうです。しかし、冒頭述べましたように、文面はすべて公庫が作成したものであり、公庫の定型文書とのことでした。

(10) 会社に保存されている修正済みの念書(写)は発行年月日が空欄のままとのことですが、そのとおりですか。これも現在の私では確認のしようがありません。

(11) 平成26年6月17日の市議会一般質問休憩中に公庫からファクシミリが送信された同念書の写しには平成17年6月13日と記載されているが、これは会社が記載したものではなく公庫が記載したと考えていいか。前述しましたように、推測ですが、提出の際、6月13日を手書きで書き込んだものと思われるので、担当者が、つまり会社側が記入したものと思われる。

(12) 同年月日が…。

参考人(山城 勉君) (12) 年月日が空欄のままの状況であるなど、文書の保存状況が非常に悪いように思えるが、文書の保存管理の責任者は誰だったのか。前述しましたように、普通でしたらその場で公庫さんをお願いして日付が入った状態の念書を1部コピーしてもらい持ち帰って

来ると思うのですが、そうしたかどうかは現在の私では確認しようがありません。当時の文書管理の責任者は山城健次さんかと思います。

平成 26 年 10 月 17 日会議録 P18～P19（一部抜粋）

9 番（大田 守君） 沖縄開発金融公庫からの借り入れについて、その後契約変更などがありますか、お伺いいたします。

参考人（山城 勉君） 沖縄開発金融公庫からの借り入れについて、契約変更などはありますかについてですが、私は平成 26 年 9 月 30 日午前 10 時、御指摘の借入金の変更内容を確認するため公庫を弁護士とともに訪ねました。弁護士が平成 17 年 6 月 13 日付の念書の具体的な意味について、これは実質上は借入額の減額による確定について合意したことを意味するものなのかとの質問をしたところ、公庫の事業管理部の上席調査役である■■■氏は、そのように理解されて全く問題はないと回答しました。つまり、借入額は当初は 3,400 万円予定していたものの、結局は 3,312 万 8,000 円に減額されて確定したというのが真実なのです。

平成 26 年 10 月 17 日会議録 P24～P26（一部抜粋）

6 番（国吉武光君） 4、地域食材供給施設建設資金の沖縄振興開発金融公庫からの借入金 3,400 万円について。(1) 沖縄開発金融公庫の資料によると、公庫からの借入金は 3,312 万 8,000 円に変更されているが間違いありませんか。

参考人（山城 勉君） 4 点目、地域食材供給施設（レストラン）建設資金の沖縄開発金融公庫の借り入れ 3,400 万円について、(1) 公庫の資料によると、公庫からの借入金は 3,312 万 8,000 円に変更されているが間違いありませんかについてですが、私は平成 26 年 9 月 30 日午前 10 時、御指摘の借入金の変更内容を確認するため公庫を弁護士とともに訪ねました。弁護士が平成 17 年 6 月 13 日付の念書の具体的な意味について、これは実質上は借入額の減額による確定について同意したことを意味するものなのかと質問したところ、公庫の事業管理部の上席調査役である■■■氏は、そのように理解されて全く問題はないと回答しました。つまり、借入額は当初は 3,400 万円を予定していたものの、結局は 3,312 万 8,000 円に減額されて確定したというのが事実です。ですので、御指摘のとおり間違いありません。

平成 26 年 10 月 17 日会議録 P33～P34（一部抜粋）

13 番（新垣 新君） 最後に、地域食材供給施設の問題、一番今回百条委員会の引き金となった一般質問のある議員の質問の中で、100 万円が消えていると、疑惑と疑念とまた地元紙にもそういった借入金等という問題がありましたが、非常にこの問題において疑惑が私は今回の説明で新たなないと思っていますが、その疑惑をきょうこの場で述べていただけませんか、お伺いします。

参考人（山城 勉君） ただいまの再質疑にお答えしたいと思います。

やっぱりですね、その 3,400 万円を当初借りて、実際には 3,312 万 8,000 円になったというようなことでありますが、このことにつきましては、公明党の新垣安彦議員も一般質問の中でいろいろと質問しておりましたけれども、私はこれには納得できなくてそれで何回か訪ねましたけれども、これは再度訪ねる必要があるということで、私は平成 26 年 9 月 30 日午前 10 時、沖縄振興開発金融公庫に弁護士とともに訪ねました。特に問題になっております借用書やレストラン店舗の事項明細については契約日平成 16 年 5 月 31 日、債権額が 3,400 万円と記載しているのに、実際に入金された金額は平成 17 年 2 月 9 日に 3,300 万円、同年 6 月 15 日に 12 万 8,000 円の合計

3,312万8,000円にとどまっている理由、平成17年6月13日付の念書が具体的には何を意味するか等について説明を求めました。実はこれはこれまでも説明を受けていたのであるが、私の依頼した弁護士が、弁護士自身も公庫職員から直接に説明を受け、いくつか質問したいことがあるということでしたので、再度訪問することになったものです。弁護士が平成17年6月13日付の念書の具体的な意味について、これは実質上は借入額の減額による確定について合意したことを意味するものなのかと質問したところ、公庫の事業管理部の上席調査役である■■■■氏は、そのように理解されて全く問題はないと答えました。つまり、借入金額は当初は3,400万円予定していたものの、結局は3,312万8,000円に減額されて確定したというのが事実です。したがって、糸満観光農園プロジェクトチームのメンバーがただの一度も公庫に対して事情の説明を求めたことがないということで、彼らは一方当事者である公庫に対してその説明を求めるなど、調査らしい調査をほとんど行わないまま中間報告書を作成し、私に対してまるで何らかの疑惑があるかのような悪意に満ちた表現で全く合理性のない邪推としか言いようがない記載をしていたわけです。私はこのような行為を許すことはできないと憤りを感じているわけであり、糸満観光農園事業プロジェクトチームが作成した糸満観光農園株式会社経営状況調査に関する中間報告書においては、先に申しあげましたまるで何らかの疑惑が存在するかのように記載されておりますが、そのような事実はありません。したがって、その疑惑については私はやっぱり、これはこれまでの調査方法については、これは本当に大きな問題があるとそのように思っており、これは絶対許すことができないというような思いをもって、今現在そういうふうには思っているところがございます。今さきの疑惑については、全くありません。事実無根であります。

平成27年4月28日会議録 P26～P27（一部抜粋）

19番（新垣安彦君） 公庫からの借入金は3,312万8,000円で、返済額も同額でよろしいですか、お伺いをいたします。

参考人（山城 勉君） 公庫からの借り入れは3,312万8,000円で、返済額も同額でよろしいですかについてですが、そのように認識しております。

平成27年4月28日会議録 P43～P45（一部抜粋）

15番（伊敷幸昌君） 公庫への念書について。（1）平成26年10月17日の質疑において、3,400万円借り入れしていないし、期限前の前払いもしていないと答弁をしております。そのとおりですか、伺います。

参考人（山城 勉君） 公庫への念書について。小項目1、平成26年10月17日の質疑において、3,400万円借り入れしていないし、期限前の前払いもしていないと答弁をしているが、そのとおりかについて。前回は答弁したように、今回の融資額は当初は3,400万円と予定していたものの、入札の結果、工事金が当初の予定より減額されることが判明したことを考慮して、最終的には3,312万8,000円に減額することが決定されていたわけです。前払いをしておりません。

(7) 経営改善及び資金計画に係る市と会社、社長と専務との連携について

概要

平成25年度第三セクター等点検評価委員会点検評価報告書、点検評価結果(所見)において、現状・課題について(3)コーポレートガバナンスの欠如の中で、「構造上の問題は改善の余地はあるものの、社長と専務の間、専務と他の取締役との間、役員陣と従業員との間、会社と顧客との間、いずれにおいてもコミュニケーションを十分に取れる体制になっていないことが本質的かつ致命的な問題である。」と指摘されている。

会社解散時の社長、専務については、共に代表権を持つ取締役という立場にあった。

それらのことについて、以下のとおり参考人から意見があった。

平成26年11月6日会議録 P32～P33 (一部抜粋)

18番(長嶺一男君) 資金の手当てについて市と協議したかどうか、その結果どうなったかも含めて伺いたいというふうに思います。

参考人(玉城 樹君) 資金手当てについて市と協議したかということではありますが、私が在任中、大きな資金手当てをしたのは2回であります。第1回目は平成20年12月末、琉銀糸満支店からの借り入れと、平成21年10月、これも同じく琉銀糸満支店からの借り入れです。この2回大きな資金手当てをいたしました。第1回目の平成20年12月末の資金手当てのときは、当時は担当課長、商工観光課の担当、当時はまだ商工観光課ではなくて観光農園推進室ですか、その課長さんが琉銀糸満支店に同行してくれまして、何とか銀行さん便宜を図ってくださいと、そういうふうに依頼をしてもらいました。そういった意味での支援を受けております。それから平成21年10月の借り入れのときは、これは糸満市に相談に行きました。ところが市は担保提供とか、債務保証はできませんと。また、総務省自治財政局長通達によって、自治体の長が保証人になることも原則で禁じられていると、そういった回答でありました。それだったら市にお願いするところはないなというようなことであります。あとで御説明しますが、その結果として私が個人的な資産を担保として提供せざるを得ないと、そういう状況になっております。これ以来、もう糸満市と資金手当てについて相談はできませんでした。これが1点目の(2)に対する答弁であります。

平成26年11月6日会議録 P46～P47、P51～P52 (一部抜粋)

13番(新垣 新君) 1、社長就任時、観光農園の経営立て直しのコミュニケーションはどのように図ってきましたか、お伺いします。

2、観光農園の分社化民営化論を上原社長に何度説明してきましたかお伺いします。

参考人(玉城 樹君) それでは1点目の上原社長就任時、観光農園の経営の立て直しのコミュニケーションはということと、それから2点目の観光農園の分社化民営化論を上原社長に何度説明してきましたかと、これは関連させたいと思いますので2つあわせて答弁してよろしいでしょうか。

まず上原社長ですが、前にもお話ししましたように、平成21年6月9日の定時株主総会で社長に就任しております。会社の立て直しに向けてのコミュニケーションですが、市長が社長に就任する前から会社の経営状況について説明しております。冒頭の説明にありましたように、平成20年の9月中旬、庁議室にて、市長同席のもと与党議員団に会社の経営状況を説明しております。それから、平成20年10月には、観光農園の社長に就任していただくよう会社側から要望書を出し

ております。それから明けて平成21年1月中旬に、観光農園のガラス館の中において与党議員団と意見交換会をしております。その中には市長も同席をしておりました。そのときに初めて観光農園の分社化民営化論ということを経営の皆さん、市長も含めて説明をしております。これが第1回目です。それから、先ほど言いましたように、平成21年6月9日の定時株主総会で市長は社長に就任したんですが、市長が就任して後の第1回目の取締役会が平成21年の7月に開催されています。その中で事業計画等を説明しております。平成21年11月17日の取締役会において中長期計画策定の必要性を説いて、その中で取締役会の中で初めて社長に対して分社化民営化を説いております。それから平成21年12月から経営アドバイザー会議がスタートしております。経営アドバイザー会議は取締役会と合同の形態で行われました。そのキックオフミーティングを12月4日に開催したんですが、その中で私のほうから観光農園の分社化民営化論を説明しております。経営アドバイザー会議は平成22年度にかけて3回ほどのアドバイザー会議を実施したんですが、その最終報告書を平成22年5月8日の取締役会の中で報告をしております。アドバイザー会議の提案の中にも、中長期計画の必要性がうたわれております。中長期経営計画の基本というのは、私はこれは分社化民営化だろうというふうに思います。同じく平成22年の9月27日ですが、このときに指定管理者を受けるかどうかというような判断をした会議ですが、もし指定管理者を継続して受けると、いわゆるこの会社を清算しないというのであれば、きちんとした再生計画をつくるべきだなということ。そのためにはPTを立ち上げましょうということを提案しておりますが、やはり私はPTの最大の目標は分社化民営化と、そのストーリーをつくるということだというふうに理解しておりました。この間そういった形で幾度となく市長には分社化民営化を説明してきておりますので、市長の頭の中にはそういったイメージはインプットされているんじゃないかなと、そういうふうに理解をしております。

13番（新垣 新君） （中略）社長と専務のこの観光農園という体制、統制、しっかりコミュニケーションができていたのか、まずは事前にお互い相談していくのが会社の内部のあり方だろうと私一般的な、常識的な観点から思うんですけど、びっくりという発言と、その前は増資という話が出たもんですから、より具体的に教えていただけないでしょうか。絞ってですね。

参考人（玉城 樹君） 基本的な問題として、コミュニケーションの問題ですよね。それが根底にあると思います。平成24年度までは何とか市長とコミュニケーションは取れていたと思っております。ところが平成25年度に入って、それが全く話ができないような状況になりました。これはちょっと私も理由がわかりませんが、平成25年度の状況を申しますと、平成24年度までは市の担当部局とも月に1回ぐらいはあそこに訪問していろいろ話をしていましたけれども、平成25年度は一切そういうことができない環境になりました。それと関係なく市長と話をすることではできたと思うんですけども、これまで市長にいろんな形で私は提案してきたつもりです。それに対して市長はどうしたいのかというようなことを、俺はこうしたい、俺はああしたいということを返してきませんでした。そういった状態が平成24年度から非常にもうひどかったですね。ほとんどコミュニケーションは取れなくなりました。平成24年の後半頃からです。就任して以来も、本質的な議論はコミュニケーションは取れませんでした。本質的議論というのは、私はもう抜本的な改革、分社化民営化と、これが私の抜本的な改革の支援ですので、これに対して残念ながら市長のほうは御理解されては、インプットはされているけれども、明確なイメージを持てなかったんじゃないか。そういったいろんな伏線があって、平成24年の後半ぐらいからはほとんどコミュニケーションは取れない。ましてや平成25年に入るとほとんどもう。ですから、レスト

ラン買い取りだとか、それから二転三転した経緯、この辺も全然聞いておりませんでした。

13番（新垣 新君） 非常に専務にどう言えばいいのかなと、聞いてないと、情報がないとか、普通は二人三脚でこの会社を守り、この会社の発展をしていく職員と一致して、社長自身がそういった説明もない。大事な問題も言えないというのは、やはりこの第三セクター等点検評価委員会報告書に言われるとおり、本当に問題だなと浮き彫りに、まずコミュニケーションが取れない会社というのが非常に問題だなと思っております。これは指摘事項として。済みません、もう1つですけど、5点目なんですけど、これも情報がないと。この面に関しても聞く限りは、お互い代表権は2人ですよと。歩み寄るところは一緒に歩み寄って説明していくと思うんですけど、この件に関してなぜ説明がなかったのかお聞かせ願いたいと思うんですけど、言える範囲で構いません。お願いします。

参考人（玉城 樹君） ですから、私も市がどういう動きをしているかさっぱりわからなかった。その前に公募がありましたよね。公募についても私はほとんど情報を持っておりませんでした。どんな所が公募に応じてきたかと、そういった情報もありませんでした。本当だったら二人三脚でやるべきだと、これはもちろん御指摘のとおりで、それは当然当たり前のことなんですけれども、本当にもう原点に戻れば、やはり糸満市としてこの会社はやはりもう再生の見込みがないというふうにどこかで判断したんじゃないかと思っています。だからこういう情報を現場に話す必要はないんじゃないかなと。これがどのタイミングかわかりませんが、恐らく1年前ぐらいからそういうふうに思っていたんじゃないかと、そういう節があります。だからそのころから情報が入って来ない。よくわかりませんが、これも憶測でものを言うわけにはいきませんが、それが事実であります。

平成 26 年 11 月 6 日会議録 P61～P62（一部抜粋）

2番（比嘉 譲君） 社長と専務が代表権を持っている中、決裁規定や決裁基準のようなものはありましたか、お聞かせください。

参考人（玉城 樹君） それから4点目の決裁規定、決裁基準がありましたかということですが、特にそこまで意識して決裁基準、規約とか、規定等、これは特に意識して設けたことはありません。会社の経営方針にかかわる事項ですが、これは取締役会に私が上程をして、そこで協議をして、取締役会の決定事項として決定しております。ですから、その取締役会の中には当然議長、すなわち糸満市長も参加をしておりますので、ですから、私の独断で経営をしているんじゃないかという批判がありましたが、私としては、取締役会の手続を経て現場の運営をやっているというように思います。まさか私の独断と偏見で会社の経営ができるわけがありません。やはり会社というのはちゃんと取締役会があるわけですから、ただイベントを開くとか、この商品を開発するとか、そういった日常的に自分で判断できる範囲は自分でやりました。一々この商品を仕入れたいのを取締役会に諮ってはやりませんよね。取締役会はあくまでも会社の経営方針をやる場所ですから。これについて言いますと、私もこれについて非常に権限の問題で話をしますと、私も一言言いたいところがあります。やっぱり一般的には、職位と、それから権限と責任と処遇、この4つの事項が一体となって運用されるべきじゃないかと。当然職位があれば権限はついてくるし、権限があれば当然責任もあります。責任があればそれだけの手当、処遇、給与も上げないといかん。これは普通の会社のオペレーションだと思います。だとすれば、私も市長も同じ代表取締役という権限、職位を持っております。だとすると、資金繰りも同じ代表権を持つのであれば市長もやっぱり資金繰りの一端は担うべきじゃないかなと思いますね。市長も自分の財

産を担保に入れてお金を借りると、それぐらいの覚悟を持つべきだと思いますね、代表権を持つのであればですよ。これが普通の民間企業のオペレーションだと思います。しかし行政ですから、先ほど言いましたように第三セクター等総務省規定ですか、自治体の長は第三セクター等の債務保証は原則として認めない、禁じられていると、そういった規定があることも私もわかっておりましたので、じゃあわかりましたと、私がやりましようねということで、私1人で担保を差し出したということです。しかも、それと処遇の問題で言えば、私の役員報酬は15万円ですよ。15万円でこんな責任負えますか。どうなんですかね。普通だったらやりませんよ。民間企業だったらそうですよね。代表取締役には責任も権限もある。自分の財産をはたいて資金繰りをやらんといかん。その一方でちゃんと給料をもらっていますよ。そういったことですな。

平成 26 年 11 月 6 日会議録 P 69～P 73（一部抜粋）

9 番（大田 守君） 平成20年12月と平成21年10月に長期借入れを行った経緯を教えてください。

参考人（玉城 樹君） 平成20年12月と21年10月に長期借入れを行った経緯ということですが、まず平成20年12月の借入れ時の状況から説明いたします。平成19年度のアセロラの受け入れ価格は、先ほど話しましたようにキロ辺り700円です。受け入れ量は19トンです。金額に直しますと1,330万円余りの受け入れをしております。平成20年度も同じく受け入れ価格はキロ当たり700円です。受け入れ量が39トンで、金額で2,740万円ぐらいの受け入れをしております。平成19年度に比べると約倍増です。1,300万円が2,700万円まで受け入れ金額膨れ上がっております。何回も言いますように、ワインも売れないと。それからピューレですね。平成20年度のピューレの生産量が27トンです。このピューレの在庫が非常にたまってきている。ピューレ販売をやろうと思っても営業体制がなかなか立ち上がらない。冷蔵庫の年間保管料が242万円にまで膨らんでおりました。そういうことが続いて、結局生産農家へ支払うためのお金がないと。たしか3カ月ぐらいだと思います。12月に払いました。9、10、11月分ぐらいですかね。この3カ月分ぐらいの未払い金がありました。これはもうどうしようかなというようなことを糸満市に相談に行ったところ、モラトリアム法案、中小企業円滑化…、法ですね、そういうのがあるから、それを活用すれば保証人だけでお金が借りられるからどうでしょうかという話がありました。それだったらこれを活用して何とかこの場合は切り抜けようというようなことで、市の担当者と一緒に琉銀糸満支店に行って4,000万円の調達をお願いいたしました。説明したら、琉銀の方も理解をしてくれて、一応4,000万円のお金を貸していただきました。ただし私の個人保証をとられました。これが平成20年の12月末4,000万円借入れたときの状況です。

平成21年10月末にも、1年もたたないうちにまたお金を借りているわけですがけれども、平成21年度の受け入れ単価は、ワイン原料生産組合と交渉して700円から500円に下げてもらいました。しかし、それでも生産はますます拡大するばかりです。平成21年度のアセロラの受け入れ量が41トンです。前年度が39トンですので、それから2トンぐらいふえております。ピューレの生産量が27トンです。前年度にも27トンのピューレを生産しておりますので、この時点でピューレの在庫量が約56トンぐらいになりました。56トンの在庫がどれぐらいの冷蔵庫保管料になるかということ、380万円ですよ。年間380万円ぐらいの冷蔵庫保管料に使っているんですね。そうなるってると大変ですよ。年間380万円も冷蔵庫保管料に使うと。当然そういったことは資金繰りにふり返ってきます。やはりもう8月ごろから資金ショートに入っていました。7月ごろから農家に対してアセロラの代金の支払いはストップいたしました。そうすると、もう農家から今度は2回目で

すから、とつても厳しい支払いの要求がありました。電話は鳴りっぱなしで、私は一時ちょっとノイローゼになるぐらいの、非常に夜も眠れない状態でした。そういった中で糸満市に何とか保証人でもいいから何とかありませんですかねという話をしたら、もうこれはできないと、どうしようもないという話でありました。そこで、そういった状況の中で琉銀糸満支店にまた恥を忍びながらお金を貸してくれませんかという相談に行きました。前回のときは私個人の保証だけでいいんだけど、もう今回そうはいかないと。担保を出してくれということを銀行側から突き付けられました。糸満市に相談したらもう担保も出せないと。もちろん取締役会に諮りましたよ。取締役会でも結論は出ないから、結局私と市長と、それから当時の経済観光部長、この3名で市長室で話し合いをしましたよ。ずっとお互い黙りこくって、もう誰も話の口火を切ろうとしない。私はその間ずっと考えていましたよ。農家から電話がかかってくる。さりとてこんな市が始めた事業に対して私が担保を差し出すということはあり得るだろうか。しかしなと。これだけ農家を、46農家ぐらい抱えていましたよ。彼らの生活もあるし、本当に悶々と、約20分、30分ぐらいお互い3名は黙っていましたけれども、とうとう私もそれに耐えきれなくなって、じゃあもう私が出しましょうと。この急場をしのぐから後は何とかお願いしますよということで、私も泣く泣く決断をしたわけですけどね。それで私が担保を差し入れてこの問題をクリアしましたよ。そのとき私は口には出さなかったですけども、とにかく私がこういった危機的状況は回避するから、ぜひ市長、それから経済観光部長、観光農園の問題はこのアセロラ問題なので、これについて何らかの対策をとってくださいねと、私はそういう思いでおりました。当然彼らもその場に立ち会っているわけですから、やってくれるだろうと私は期待をしておりました。アセロラ問題に対して糸満市が積極的に関与してくるということを私は期待しておりました。ところがここに至ったわけですから、何のアクションもなかったということでもあります。

これは国吉議員への答弁でも話しましたが、この会社は私は抜本的な改革をするチャンスが3回ほどあったと思います。第1回目はこれですね。第1回目はこのチャンスです。第2回目がこの経営改善計画これが出たタイミングです。これは私は非常にいいレポートだと思っています。観光農園の実情を、点検評価委員会のレポートよりもこのレポートのほうがはるかに私は観光農園の実態に合っていると思います。このレポートが出たタイミングでこれを真摯に受けとめて、やっぱり市は大株主、会社をつくった責任としてこれやるべきだと思う。それから3回目ですが、何回も言いますが、指定管理者を受けないと。こんな経営構造対策事業みたいに、民営事業として、営利事業として成り立たない事業を受ける必要があるのかと、やめたほうがいいんじゃないかと。こういった3回ぐらい抜本的な対策をとるチャンスがあったと思いますが、それがやっぱり先送りされた。今思ってもとつても残念でありますね。

平成 27 年 4 月 15 日会議録 P18～P21（一部抜粋）

- 13番（新垣 新君）** 1、2人代表権を持つ元専務に確認のために質疑をします。前回の参考人の答弁では、社長と専務との経営に対するコミュニケーションが全く図られていない感じがしましたが、参考人が経営改善のために社長にどのような進言を行ってきたのかお伺いします。
- 2、（1）任期中、市と会社が連携しどうい努力をしてきたのかお伺いします。
（2）また、どういった成果があったのかお伺いします。
- 3、参考人としては、観光農園がこうした清算になった結果、原因はどこにあると思うのかお伺いします。
- 4、長嶺一男委員の質疑で、市長及び社長は「資金調達については専務で処理されている。詳

細は承知していない」と答弁しているが、連帯保証を含め、資金調達等に関して参考人に伺います。以上です。

参考人（玉城 樹君） まず、1番目ですね、コミュニケーションの部分と、それから経営改善ということですが、まず経営改善のことからお話をいたします。私は、経営改善の提案というか、その動きですね。これは私、大きな提案は、過去にこの7年の間に3回やったと思います。まず、第1回目は、当然のことながら、平成21年10月27日ですか、私が担保を入れてお金を借りたときですね、その前の大田委員の質疑でも答えたんですが、9月19日ですね、市長とそれから私と経済観光部長と3名で三者会議を持ちました。どうするのかと。それでしびれを切らして私が担保を出したわけですけども、前にも言いましたが、その思いというのは、とにかく現場の責任は私にとるから、この会社を本当にどうするのかと、方針事項、今後どうするのかと。この会社の理念と現状の経営、これをどうやってうまく解消していくんだと。このことについてはお二人でお願いしますよと、ちゃんと精査して再建策をお二人でお願いしますと、そんな思いだったですよ。これは当然のことだと思いますね、これがまずは経営改善の市長に対する提案の1つですね、進言の1つですね。

それから2回目が、同じ年の、平成21年の10月ごろか、11月ごろからですかね、幸いのことには経営改善アドバイザー会議と、こういったものを開いたらどうだろうかという提案が当時の企画部長、取締役でありましたよ。そうだ、まさにそのとおりだと。やっぱり外部の専門家の意見も聞いて、この会社の経営改善をどうすべきかと、しっかり検証してみようじゃないかと。こんなふうな、私も賛同いたしましたよ。会社も費用を出して、一応、糸満市からも少し費用を出してもらいましたよ、会社も費用出しましたよ。それで4名の経営改善アドバイザーを委嘱して、これは取締役会と合同会議を開きました。何回か持っていますよ。会社の現状の実態報告とそれに対するアドバイザーからの提案と、この中で翌年の平成22年の3月に報告書をつくっております。私は報告書を見たんですけども、やっぱり民間の発想に近い経営アドバイザーの皆さんだなど思いましたね。観光農園の実態を捉まえて、ちゃんとしっかり提案をしておりましたね。この中の1つや2つでもいいから、市が真剣になって取り組めばまた違った方向が見えてきたんじゃないかと、私は思います。これが2回目ですね。

それから3回目ですけども、これは平成22年9月ですよ、私がしびれを切らして、この会社はもう、ちょうど平成22年のタイミングで、前も言ったと思うんですが、平成23年度から指定管理の見直しがあると、その対応を平成22年の9月ごろから議論していたんですけども、私はらちが明かないから、もう爆弾発言したんですよ。もう解散すると、指定管理を受けないと、受けないと言うからもう清算ですねと。こういったのをひとつに、本当にもう白紙に戻して検証してもいいんじゃないかという提案もしました。ある意味、爆弾発言ですよ。そうしたら前にも言いましたけれども、市長がそんなことできないだろうと、鶴の一声ですよ。これで話はストップ。こういった、要するにターニングポイントも、大きな大きな市長の改善、経営に対するターニングポイントはこの3つぐらいですね。

それからコミュニケーションの話ですけども、やはり私は基本的に、特に経営者は非常に難しく、コミュニケーションが成り立つにはお互いが同じ方向を向いていると。私は経営者ですから、自分の夢を実現したいとなるじゃないですか。糸満市もそう、皆さんもそうだと思いますけれども、自分の夢があるからこの場にいるんじゃないですか。だから私はこういうところ行きたいということを最初からずっと申し上げているわけなんですけれども、肝心の片方の方がどういう方向に行きたいということを全く言わない、全くわからない、私も。こういった基本的な

認識、方向が一致しない。こうした中でコミュニケーションはうまくいかないですよ。だから会社の役員というのはただ単に決めちゃいかんですよ。しっかり会社の方向を理解して、それを推進できる人材を入れんといかんですよ、会社の役員というのは。これが普通の民間企業ですよ、我々もそうしてきましたよ、国場組は、子会社を見ていましたよ。この役員はちんたらちんたらしているなどと思ったらすぐ入れかえですよ、こんなことをたくさんやってきました、我々も。要は、本当にこの会社のビジョンですね、ビジョンについて、お互いが信条を共有できる。そういった仲でなければコミュニケーションはうまくいかんですよ。そうは言ってもいろんな立場あるだろうから、なかなか言わないだろうと。じゃあ、公の場で、お互いがテーブルについて問題点を検証できる場をつくらうということで、私は平成22年度ごろからPTをやろうと、役所から1人出してもらって、JAからも1人出してもらって、会社からも派遣してPTをやろうと。PTの中で課題を整理して、方向性を整理しよう。この中で市側とJA、会社も含めて1つのベクトルを、方向性を見出していこうと。この思いで私はPTをやったわけですよ。ただ単にPTやったわけじゃないですよ。しかし、それにも関心を示そうとしない、乗ってこない。何ですかね、市当局。私、先ほど平成22年から非常に資金繰り厳しい時期ですから、もうエネルギー続かないですよ。こちらが問題提起をしてもこのテーブルに乗ってこない。私、平成22年の後半から本当にへとへとだったですね、資金繰りやなんやかんやで。PTを動かそうといろいろ提案しても動かない。だから確認します、コミュニケーション成り立たせるためにはお互いが同じ方向を向くということ。その土俵をつくるために私は一所懸命努力をしましたよ。でも土俵に乗ってこない。もうお手上げですね、これが1番に対する回答です。

それから2番目ですね、これはもう具体的なビジネスの話だと思いますけれども、業務レベルの話だと思いますけれども、お中元セール、お歳暮セール、イベントの開催、商品開発などの開拓、この辺についてはぜひ糸満市も協力してくださいねということをお願いしましたよ。ところがお中元セール、お歳暮セール、あんまり芳しくなかったですね、糸満市の職員の皆さんあんまり買ってくれなかったですね、正直言って。これはやっぱりワインの商品力の問題もあります。確かにまだまだ商品として非常に弱いところがありますね、商品をブラッシュアップしておいしいワインをみんなに賛同を得られるワインをつくるべきだったと思いますが、しかし、いかんせん、先ほど言いましたようにそれをやるためには人も投入せにゃいかんと、それはできなかったですね。それからイベントですけれども、これは唯一成功したのは、私はマウンテンバイク大会じゃないかなと。その経緯について、前にも説明したんですけれども、あれは最初は琉球新報開発からママチャリレースをやろうという話があったんですが、しかし、あそこはママチャリの会場として向かないと、むしろマウンテンバイク、もっと野性味のある、ダイナミックな競技のほうが向いているよという提案があったので、じゃあそれだったら、ちょうどあそこは舗装もされていないし、石ガンガラ一な道だし、ちょうどいいんじゃないかなと。そういったことで私も向こうの提案に賛同したわけですね。それから商品化、市場開拓ですね。これは糸満市のちょうど経営構造対策事業をやるための、その進捗状況を管理するための協議会がありましたよ、糸満市と県とJAと観光農園とですね、四者協議会がありましたよ、経営構造対策事業の進捗状況をチェックする会議ですね。この中で、私のほうからこんな商品開発をしたいという提案をして、役所の皆さん、それから県の皆さん、JAの皆さん、こんな関心を高めようと、喚起しようと、そういった仕掛けをしたんですけれども、結局動かない。動かないんだったら自分たちでやろうよということで、最後は国のほうから、こんな地域資源活用事業という、そういった補助金を出す仕組みがあるから、これを活用しませんかと、国のほうから、総合事務局のほうから言ってきま

したよ。それだったらやりましょうと。最後はそれを使ってですね、先ほど言いましたように3年は続けて東京ビックサイトと幕張メッセですか、ここに出展しましたよ。最後の平成25年に出た東京ビックサイトでJR東日本とコンタクトができたよ。これが去年の平成26年度に花開いたよ。結局、東京のマーケットを開拓するのに3年かかるんですよ、あんな大きなマーケットを開拓するには。皆さん、東京のマーケットというのはどんなものかわかると思いますが、やっぱり人口が違うじゃないですか、圧倒的に人口が多いですよ。それと所得が高い、それから沖縄の物産に対してまだまだ関心がある。今、全国で物産展開いたときに売れ筋は、京都と北海道と沖縄ですね。この3つの地方の物産展は必ず当たると、必ず売れるよ。東京の人間から見たら沖縄は魅力あるんです。それがわかりました。結局3年かかるんですよ、マーケット開拓するのに。これが2番目の回答ですね。

それから3番目ですけれども、これも委員長の質疑も同じなんですけど、何回も言いますけれども、やはり経営構造対策事業と、それから指定管理事業ということですね。いいですか。

それから4番目ですね、資金調達について、専務の独断専行じゃないかというようなことに対して、詳細は承知していないというようなことに対してですが、先ほど言いましたように、第1回の借り入れ、平成20年度、このとき市長はいませんから、これは多分、知らないと思う。しかし、第2回目は市長が就任した後から、3回ですか、取締役会開きます。そのたびごとに資金の状況を説明しております。最後の借り入れを実施する前の、1カ月前の9月19日の取締役会では三者協議を開いています。その中で私が、もう苦し紛れに自腹を切ったと、詰め腹を切らされたよ。これは市長も目の前にしてやっていますから、この発言はちょっとおかしいですね。以上です。

平成27年5月29日会議録 P5～P6、P7～P8（一部抜粋）

9番（大田 守君） 資金調達に関しては「返済猶予等条件変更の協議については専務と調整を行った」、「資金調達については専務で処理されている。詳細については承知していない」と答弁されておりますが、連帯保証を含め資金調達等に関しては専務独断でされていたのですか。

参考人（上原裕常君） それから5点目の資金調達等に関して、専務独断でされていたのかという御質疑でございますけれども、平成21年10月の金融機関からの借り入れについては、取締役会において協議したものと記憶しております。しかし、その後の短期借入金の借りかえ等については、現場責任者により処理をされております。

9番（大田 守君） それからですね、5点目なんですけれども、資金調達に関しては専務で処理されているということだったんですけれども、本当に専務独断でされていたのかどうかお聞きしたいんですが、そのときに現場の責任者にお任せしていたということをお話されているんですが、これは資金に関しまして第三セクターは、本当に現場だけの独断的な判断でできるのでしょうか。全く市側とはそういったお話がなかったのでしょうか。再度お聞きします。

参考人（上原裕常君） 基本的に代表権は専務も持っております。したがって、資金調達の部分につきましては、先ほど申し上げましたように、株主総会で諮っている分については私のほうも記憶しておりますけれども、失礼しました、取締役会ですね。それに諮ったものについては記憶しておりますけれども、それ以外のものについては記憶をしております。

9番（大田 守君） 専務のお話では、この資金面に関しては市側の担当部署としっかりとお話をしたよ。そのときにはもちろん社長である方ともしっかりとお話をしてきたというお話なんで

すが、それでも記憶にはございませんか。

参考人（上原裕常君） その状況がどういった状況で話をされたのか、ちょっと私自身も覚えておりませんので、何とも申し上げられませんが、もしそういった状況があれば、当然記憶しているだろうと、私も…、何と言うんですか、記憶しているだろうと思います。

平成27年5月29日会議録 P9～P10、P11～P12（一部抜粋）

13番（新垣 新君） 専務及び2人の元社長、上原前社長が個人資産を提供したことに対して、市としてどのように判断したのかお伺いします。また、会社の経営状況をどのように判断し、大株主としてどのように説明してきたのか、お伺いします。

参考人（上原裕常君） 専務及び元社長、前社長が個人資産を提供したことに対し、市はどのような判断をしたのか。また、会社の経営状況を大株主としてどのように説明したかについてお答えをいたします。市といたしましては、会社の経営状況は依然として厳しい状況と認識していたことから、側面的支援として外部専門家を中心としたチームの設置や、国や県の補助事業の活用に向けての調整等を行っております。大株主の立場としては、観光農園株式会社の株主総会において決算報告等の説明を伺っております。

13番（新垣 新君） 思いはわかりました。実はですね、保証人等に移ります。

3名の方が保証人になっていると。苦勞なされてこの会社を守る。それはわかります。しかしですね、平成21年、23年、25年に、もう本当に決断ができない。21年も、23年も、25年もですね、そういう中で苦しくもがいて、個人資産も提供して会社をつなぎ生かした方々に対して、救済の考え等は清算の中に入っていますか、伺います。

参考人（上原裕常君） その保証人の方々を含めてですね、そういった人たちに対しての救済の方法はないのかという御質疑だろうと思いますけれども、基本的には特別清算において、その手続の中において債権者集会などがありますので、その中でそれは決定されるべきものだというふうに私自身は考えております。

13番（新垣 新君） 大株主の立場として、救済させるべきだと私は考えます、この3名の方。会社を生かしたんですから、守ったんですから、そこら辺を考えていく大株主の立場として伺います。

参考人（上原裕常君） まず、大株主の立場として守っていくという前に、まず会社というのは経営と資本というのが分離しているわけでございます。そこには大株主というのは、あくまでも資本という形で参画しているわけでございます。当然その責任というのは、会社側のほうにその考え方を持つべきであって、株主としてその考え方を持つということ自体に私は理解ができないというのがあります。

13番（新垣 新君） 正直申し上げます。何度もこうやって、言いたくはないんですが、これは放漫経営と言わざるを得ないという問題、中間報告書。そして専務の事実確認でこれはもう明らかに放漫経営と、議会でも明らかになっているんですね。この件に関して、何度も何度も打診をして資金注入から、そういった経営の問題も。この決断ができないというのがこういった結果になったんですね。生きている会社もこうやって寝耳に水で6月11日、急転直下の清算になったと専務の証言もあります。その件について伺います。

参考人（上原裕常君） 放漫経営であったという御指摘でございますけれども、基本的に会社の経営の改善についてはですね、先ほども申し上げましたように、まず在庫をこれだけ抱えている

という状況の中において、まず在庫処理をやらなければ、すぐあの時点でもう会社というのはつぶれていただろうというように思います。したがって、在庫処理をやって現金化して、それをうまく活用しながら改善計画に沿った形で進めていければよかったですけれども、残念ながらそこには至っていない部分があります。その中で逆にいえば、専務そのものもこれについては基本的に代表権を持っているわけですから、その代表権を持っている中において、会社経営について参画しておりますので、それを専務がどういう発言をされたのか私自身はよくわかりませんが、もしそういうような認識があれば、私は大きな思い違いだというように私自身は思っています。

13番（新垣 新君） 最後に伺いますが、この清算になった問題において、市民への説明が全然行き渡っていないと。誰が一体ここは責任をとるのかと。市民の税金を充てて、債権放棄もですね、誰が一体責任をとるのかという問題が今焦点でございます。その件に関して伺います。

参考人（上原裕常君） その市民に対しての説明責任という御質疑だろうと思いますけれども、今、観光農園の調査特別委員会の中において、それを今、議論しているわけでございます。したがって、その辺の状況も踏まえて、今後、もし説明する必要があるれば、それはその段階で判断したいと思っております。

(8) 会社の平成 16 年度書類について

概要

糸満市は市の行政財産である糸満市観光農園施設を、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、糸満観光農園株式会社を指定管理者とし管理を行わせてきた。

平成 26 年 4 月、市において観光農園事業プロジェクト・チーム（PT）を設置し、当該施設の管理運営の状態及び財務状況を調査することとなった。本会議一般質問における市当局の答弁によると、調査開始時から平成 16 年度の関係書類が見当たらなかったとのことであった。その後、同年 6 月 16 日の午後に突如発見されたため、糸満警察署へ相談。その翌日に関係者への事情聴取等が行われた。

それらのことについて、以下のとおり参考人から意見があった。

平成 26 年 10 月 17 日会議録 P 34～P 36（一部抜粋）

11 番（玉城安男君） 3、関係書類の確認について。(1)「平成 16 年度株主総会で取締役会資料つづり」について、平成 26 年 6 月、玉城樹専務は糸満警察署に「平成 20 年に就任してから見たことがない」と言っているが、それが事実だとすれば山城勉社長のときに既につづりがなかったことになるが、西平賀雄社長に事務引き継ぎを行うとき、書類の存在を確認させていますか。お伺いします。(2) この書類の紛失について、どう思いますか。以上、お聞かせ願いたいと思います。

参考人（山城 勉君） 3 点目、関係書類の確認について。(1) 平成 16 年株主総会及び取締役会資料つづりについて、西平賀雄社長に事務引き継ぎを行うとき、書類の存在を確認しましたかについて、(2) この書類の紛失についてどう思いますかについて、一括してお答えいたします。私が社長在任中、この関係資料等はワイン館の事務所内に保管されていたと記憶しております。私が直接西平社長に確認させておりませんが、当時の取締役専務が引き続き会社にとどまることが決まっておりましたので、後日社長、市長の日程を調整をし、専務のほうから会社の経営状況等を詳細に説明することになっておりましたので、当時の説明した方に確認してください。ただ、本当に紛失しているんですか。事実紛失しているというならば大問題ではありませんか。市 PT 職員が現専務に確認するなど、本当に調査らしい調査をしたのか、私は何らかの意図的な疑問を感じております。以上です。

平成 26 年 10 月 17 日会議録 P 37～P 38（一部抜粋）

19 番（新垣安彦君） 観光農園の総会及び決算資料等を会社ではどのように保管をしていたのか伺います。また、長期間所在不明であった平成 16 年度の資料が 6 月議会一般質問中に突然発見されたことについてどのように思うのか伺います。

参考人（山城 勉君） 観光農園の総会及び決算資料等を会社ではどのように保管していたか。また、長い間所在不明であった平成 16 年度の資料が 6 月議会一般質問中に突然発見されたことについてどう思うかについてですが、一括してお答えいたします。私が社長在任中、この関係資料等はワイン館の事務所内に保管されていたと記憶しております。また、突然発見された資料についてですが、この総会及び決算資料等は会社の重要な書類です。本当に紛失しているんですか。事実紛失しているならば大問題だと思います。私は市 PT 職員が調査に当たって、当時の担当者を確認するなど、本当に調査らしい調査をしたのか大変疑問に感じております。

平成 26 年 11 月 6 日会議録 P 29～P 30（一部抜粋）

委員長（浦崎 暁君） 平成16年の総会資料及び決算資料が発見された経緯等について伺います。

参考人（玉城 樹君） 2点目の平成16年の総会資料及び決算資料が発見された経緯等についてですが、市の調査チームの調査が終わりまして、彼らは調査資料をワイン館の、私が当時執務をしていた事務所前の書棚に戻しました。それで一通り書類が返ってきているのかなということを書いて一通りファイルをめくってみました。そしたらですね、その中の1つが今ここで問われている平成16年の総会資料、決算資料でありました。私は入社したときに、ファイルがあまりにも整理されてなかったので、仕事の合間合間をみて資料の整理を始めました。その時、私は今後わかりやすいようにということで、こういったA4のファイル、コクヨファイルですか、あの中に挟みこんでいったんですけれども、必ず背表紙をつけて私は整理をしておりました。ですから、私が確認してこれはあるんだなと思った資料は全部背表紙がついております。これはうちの職員もわかっております。私がファイルを整理したときには必ず背表紙をつけて整理をしているのをみんなは理解をしております。ですから、私が背表紙をつけていないということは、私がそのときに確認をしていないということだと思います。その後、やはり平成19年度、20年度に入りますともう資金繰りで、あるいは何かんやでもう非常に業務がタイトになってきました。私はファイルを整理するどころじゃなかったので、もうその時点でファイルを整理をするのをやめました。それでことしの5月の初めごろですか、調査チームが来られて、事務所内、それから書庫のファイルを全部ガラス館に移動して、そこで調査をしております。それが先ほど言いました調査終わって後に戻ってきたと。そこで私は内容を1つずつ確認していった。私としては、調査チームが見落としした可能性が高いんじゃないかと、そういうふうに思っております。

平成 26 年 11 月 6 日会議録 P 59～P 60（一部抜粋）

11番（玉城安男君）（中略）また質疑は変えますけど、総括のほうでもありましたけど、平成16年度の総会資料ですね、先ほどは棚の上にあったのだろうと。市のPTが調べたときには見落とししたんじゃないかというような説明でしたが、それは間違いないですか。

参考人（玉城 樹君） 何回もお話しますが、私は前任者から総務部長の業務を引き継いだときに、最初感じたのは、資料がちよっと整理されていないなと思いました。これでは業務を引き継いでも前のいきさつがわからないから仕事をやるについて非常に差しさわりがあるなというふうに思いました。それでまずは資料の整理から始めました。背表紙もついていたり、ついてなかったり、あるいは1つの背表紙の中に違うカテゴリーの書類が入ったり、とにかくそういった意味では資料の背表紙と中身が合っていないのもいくつかありました。その辺を全部きれいに整理をしていきました。背表紙をつけて、平成15年の資料、16年、17年の資料、なんたらかんたらでとにかく中身と背表紙がマッチするような形で資料を整理してきました。ですから、私もだから忙しい、さっきも言いましたように原料はどんどん入ってくる。営業はしなければいかん、資金繰りをしなければいかんという中で、ある程度のところまで資料を整理しましたよ。それ以上はちょっと対応できないということで、資料の整理は諦めてそのままにしておきました。これは平成19年度から20年にかけての状況です。以来御存じのように、資金繰りに追われてそれどころじゃないというような状況の中で、昔の資料はそのまま放っておいたと言うと語弊がありますけれども、手をつける時間がなかったということです。今回、PTが入って来て、彼らは資料を全部めくって見たと思います。彼らとその調査を終わった後に、そのデータを事務所の中に返してきたわけ

ですけれども、そこにファイルが並んであって、ちゃんと返してあるかなというふうにひっくり返して見たら、その中に平成16年度の、背表紙はついてないですよ。背表紙のついてないファイルを見たらあったということです。私が見たらちゃんと背表紙をつけていますから、これはうちの従業員はみんな知っていることです。

11番（玉城安男君） PTがその資料を棚の上から持って行かれて、書類を調べて戻したときに再度あるかどうかを確認したときに、これがついてない平成16年度のものを見つけられたということで理解していいですか。お願いします。

参考人（玉城 樹君） 背表紙がついてないファイルは1つではなくて幾つかあったんです。だから、背表紙がついてないファイルからまず調べてみたんですね。たまたまその中の1つが平成16年度の資料があったということです。それは今の答弁、それが事実です。

11番（玉城安男君） 大変済みません、もう一度確認したいんですけど、この書類は専務がいつもいるところと言ったらおかしいですけど、アセロラの冷蔵庫みたいなどころの中にある室内で、そこに全部、その棚の上に置いてあったんでしょうか。

参考人（玉城 樹君） 会社の資料は観光農園の事務所、ワイン館の中に事務所があります。これは日常業務をしている事務所です。そこに書棚があって、その書棚の中と、その書棚の上のスペースを利用して資料を置いてありました。それからもう1つ、当然そこだけでは資料は収まりませんので、休憩室があります。観光農園の工場の奥に休憩室があります。これは昼の間ですけれども、そこに棚をつくっていろんな資料、経理関係の資料を中心にして資料を置いてありました。整理してありました。PTが調べたのは、この観光農園の執務室にある、日常業務を行っている部屋にあるファイルと、それから休憩室にあるファイル、この2カ所の資料を持って行って調べてあります。それで返ってきたときもそれぞれ元あった場所に返したということです。ただしその中で書庫にあったものが事務所に戻ったり、事務所にあったものが書庫に戻ったりと、この辺のことはちょっとわかりません。私としては返ってきたものを調べたということです。

平成26年11月6日会議録 P61～P63、P64～P65（一部抜粋）

2番（比嘉 譲君） 糸満市議会9月定例会一般質問の真っただ中で、平成16年度株主総会等資料つづりが観光農園内、市役所内、いろいろなところを探しても発見できないとのことで、議会において糸満観光農園株式会社の経営実態を知る上で重要な資料であり、大きな問題であるとの指摘を受けた市当局より、糸満警察署に盗難届を出すとの答弁があった中で急にその資料が出てきたことについて、私自身大きな疑問を持っています。そこでお伺いします。どのような形で発見したのですかお聞かせください。

参考人（玉城 樹君） 資料が発見された経緯についてですけども、これも安彦議員、それから安男議員のときに説明しましたように、調査チームが資料を精査したと、調べたと。それを返しに来ました。私はちゃんと返っているのかなと一応確認しようということで棚に並んだ資料を全部下ろしてみても、中身と合っているかなと確認しました。その中に問題の資料があったということです。これが事実です。事実関係ということでこれが事実です。以上です。

2番（比嘉 譲君） それじゃあ次に、平成16年度のこの資料ですね、議会でも大きな問題になりました。大きく紛糾いたしました。この16年度の資料については、要するに観光農園の経営状況実態を知る上で大変重要なウエートを占める16年度の資料だということで、議会の中でもプロジェクトチームに質問をいたしました。返ってきたのが、要するに1人で二、三日探してなかつ

たということじゃないんです。数名で1カ月余りずっと観光農園内、役所内、あっちこっちを探しても出てこないということで大騒動になったわけでありまして。その辺のところは玉城参考人は観光農園内にいて、その辺のところは感じていましたか。プロジェクトチームが一生懸命探されているということは知っていましたか。

参考人（玉城 樹君） はい、4月の後半から5月の半ばごろまで、四、五名来て一生懸命資料を見ておりましたよ。それは見ていましたよ、やっているなということ。それは見ておりました。私はだから、最初の総括質疑の中で答弁しましたように、それでもやっぱり見落としの可能性あるんじゃないかなと私は思います。以上です。

2番（比嘉 譲君） それから1点、要するに背表紙をつけて玉城参考人が就任した平成19年度から25年度までについては、しっかり背表紙をつけて戸棚に並べたと。そして、立ち上げから平成18年ですか、そこまでの資料についてはあまり整理されていなくて、しっかりした資料整理ができていなかったと、それで玉城参考人が就任をして、背表紙をつけて整理をしていったと。その中で、要するに平成13年、14年は記憶があるけど、平成16年について、背表紙をつけてないから玉城参考人はその存在すらわからないということで理解してよろしいですか。

参考人（玉城 樹君） そうですね。何回も言いますけども、私が手に取ったファイルはほとんど中身と背表紙と合うような形で整理をしていきましたので、私がそういうふうに行っていないということは、見つけてないということです。私は見てないということですよ。わからなかった。あったかもしれませんけれども、さわっていないということですよ、基本的には。

2番（比嘉 譲君） よくわかりました。玉城参考人においては、その平成16年度の資料については、つい最近までその辺の資料があるということは気がつかなかったということでありまして。はい、わかりました。以上です。

平成27年4月15日会議録 P6～P13（一部抜粋）

9番（大田 守君） 平成16年度の関係書類紛失に関して市プロジェクトチームの中間報告に「糸満警察署に盗難届提出について相談を行った。同署においても6月17日朝には担当者を派遣し、任意に関係者の事情聴取や指紋採取を行った」とあるが、このことについてどう思いますか。

参考人（玉城 樹君） 書類の紛失のことについてですけれども、確かに6月17日、刑事が会社に来ておりましたね。翌日だったですかね、指紋を採られました。それから刑事が来る前に、その前の日だったと思います。当時の商工観光課の課長から私に電話がかかってきて、あした刑事を呼ぶようになっているから、その前にヒアリングをしないと。担当課としてヒアリングをしたいという話がありましたので、私、ヒアリングを受けました。そうすると、この担当課長は何を思ったか知りませんが、私にとって、あたかも尋問というね、尋問という印象を受けましたよ。何で私はこんなこと言われなきゃならないのかなと。私が一番疑わしいと、あんたがそばにいるから、あんたが事務所の中にいるからあんたが一番疑わしいんだよと、そんなニュアンス、口ぶりですよ。それから翌日の刑事の話ですけれども、ちょっとこれは警察のやり方はこんなものかなというふうに、ちょっと私は冤罪事件というのはいっぱいあるからそうなんだろうとは思ったんですけれども、刑事が言ったことはですね、これも公的な場ですから、正直に言いますよ。今後の百条委員会の議論の推移によっては、あなたは厳しい取り調べを受けるかもしれないよと。だから失念したと、忘れていたと、自分が置いたところ忘れていたと。そういったことを発言して、玉城さんが言って、この問題の事をおさめてはどうだろうか。そうして自分たちもないことにするよと。そんなことを言われましたね。こういうことが多分冤罪事件のあれだ

と思いますね、こういったことで冤罪事件というのはいっぱいあると思っています。だから商工観光課長、それから刑事の話、これをあわせると私が犯人と、そういった状況をつくり出して自分をさせようと、そういった方向に誘導しようとしたんじゃないかなというふうに私は思わざるを得なかったですね。私は刑事の誘導についても断りましたよ、やってもないのに。突然書類が出てきて、たまたま私がその書類に触ったので、あなたがいつも一番近くにいるから、あなたが一番疑わしいよと。こんな話ですよ。これが真実ですよ。だから言いましたように、市と警察の話をもとめると、そういった状況をつくり出して私を犯人にしようとしたんじゃないかなと。私はそういうふうに思いました。それからこの担当課長についての私の感想ですけれども、正直言って本当に悔しい思いをしました。とっても悔しかった。何で私、こんなことを言われなきゃいかんのかと。今、菅官房長官が肅々という言葉を使って、それに対して翁長知事が上から目線だという話をしておりますが、全くそうだと私もそうだと思いますね。何を上から目線で、一市民に対してですよ、糸満観光農園で一生懸命頑張っている私に対してですよ、何でそういうことを言うんですかと。とっても腹が立ちました、とっても悔しい思いをしました。正直言って、市民として、一納税者として、糸満市に税金払いたくないと、ここまで思いました。皆さん、納税者という言葉がありますけれども、アメリカとか英米ではあれですよ、タックスペイヤーなんですよ、税金を払うんですよ。タックスペイヤーというんですよ、納税じゃないんですよ。我々、税金払っているんですよ。それが回り回って皆さんの給与になっているんですよ。やっぱり市民目線で行政を進めるべきじゃないですか。そういうふうに思いましたね。これが4番目ですね。

平成 27 年 4 月 28 日会議録 P 63～P 65（一部抜粋）

6 番（国吉武光君） 平成16年度の株主総会及び取締役会の資料つづりが紛失し、資料が見当たらないと中間報告に記載されている点について、参考人はどう思われますか。

参考人（山城 勉君） 平成16年度の株主総会及び取締役会の資料つづりが紛失し、資料が見当たらないと中間報告に記載されている点について、参考人はどう思われますかについてであります。お答えいたします。私が社長在任中、この関係資料等はワイン館の事務所に保管されていたと記憶しておりますが、会社の重要な資料が紛失するはずがありません。その資料は、本当に紛失していたのか、これが事実ならば大変な問題だと思います。杉浦友平副市長は、市議会において、ある議員の質問に対しては、資料がないと答弁したかと思うと、翌日の議員の質問に対しては、その書類はありましたと答弁するなど、答弁が二転三転している。一方では、糸満警察署に相談したと答弁もしており、当時の専務の話では、糸満署の刑事に事情を聞かれたとのことであり、これが事実であれば、糸満市の公の権力を会社に導入したことになり、これは会社の信用や役員及び当時の専務の名誉、社会的信用を毀損するものであり、これは重要な事案としてそのまま見逃すことのできない大きな問題であります。市PTの担当職員がどのように調査をしたのか、当時の専務や事務担当者に確認したのかどうか。本当にその資料が会社になかったのかどうかなど、また会社専務の名誉のためにも私はその事実関係を明らかにする必要があると思いますので、特別委員会において調査、検証をし、解明することを強く要請するものであります。私は、市当局がなぜ公の権力を会社に導入したのか、そもそも関係書類は当初から会社に存していたのであれば、これは名誉毀損に当たる可能性の疑いがあり、市PT担当者らの告発と法的措置も検討せざるを得ないものと考えております。議会のチェック機能の発揮を期待しております。

(9) 会社の経営悪化の根本原因について

概要

糸満観光農園株式会社は、農業の振興及び地域活性化を図ることを目的に糸満市やJA等が出資して、平成12年4月に第3セクター方式で設立された。平成17年4月にはグランドオープンし、地元農家が栽培するアセロラ・パッションフルーツを原料とした糸満ワインやピューレの販売、熱帯果樹展示館、フルーツ加工施設、パークゴルフ施設の管理運営の事業を行ってきた。しかし、主力商品である糸満ワインの販売不振等により経営状況が悪化し、平成26年6月27日に解散することになった。

それらのことについて、以下のとおり参考人から意見があった。

平成26年11月6日会議録 P16～P17、P17～P18 (一部抜粋)

19番(新垣安彦君) 観光農園の経営悪化の根本原因はどこにあるのかお伺いをいたします。

参考人(金城 徹君) 観光農園の経営悪化の根本原因はどこにあるかの質疑だと思います。観光農園の経営悪化の根本原因については、第三セクターである点や、同セクター特有の構造的問題を抱える点からも、本来求められる法人としての経営能力は、一般的な同規模、同業態の法人として比較してもより高度なものが求められるにもかかわらず、同セクターの経営体制は構造的にも、属人的にも不十分、不適格であった点などについて報告書で述べています。

19番(新垣安彦君) 金城参考人には率直な御意見をいただき、感謝申し上げます。それでは再質疑をさせていただきたいと思いますが、先ほど3点目の質疑の中で、経営悪化の根本原因に対して、参考人からは第三セクターの問題等の指摘がございましたが、第三セクターのこれまでの破綻の原因の中に、事業計画の見通しの甘さとか、採算性に無理があるにもかかわらず進めていったとか、損失補償や補助金、無利子制度などを充てて、安易な形で進めていったようなことが同委員会の中で議論の対象になったことはございますでしょうか。

参考人(金城 徹君) ただいまの質疑については報告書の中にもまとめておりますが、委員会報告書において、慶應義塾大学法科大学院教授中島氏が示す第三セクターの経営破綻の主な原因項目を示しています。項目として、初めに、「当初の事業計画の見通しの立て方が甘く、採算性に無理があるにも拘わらず、損失補償や補助金、無利子融資制度をあてにした安易な設立形態・経緯にあること」。2点目に、「事業の進行に応じた事業計画の修正・変更が遅れがちであること」。3点目に、「官民の寄合所帯であることによる無責任な体制になっていること」。4点目に、「そもそも低収益事業を担うため、公共・公益的目的を達成できれば、経営状況は赤字であっても構わないという安易な考え方から収益力増強に向けた経営努力が不足がちであること」。5点目に、「地方議会等の圧力から地域貢献と称して割高の地域内原材料を購入させられ、過大な従業員を抱えるなど、地域内の利害関係が排除しにくいこと」。最後に、先に示した5点の状況にありながらも、「情報開示やアカウントビリティが不十分であり、経営状況を内部や外部からチェックする機能が十分働いていないこと」を挙げています。各項目においては、観光農園株式会社にあっても同傾向が散見され、経営悪化の根本原因と理解しています。

平成27年4月15日会議録 P4～P6 (一部抜粋)

委員長(浦崎 暁君) 委員長総括質疑であります。糸満観光農園株式会社が解散となった原因

はどこにあると思いますか。

参考人（玉城 樹君） 今、委員長の御質疑に対してお答えいたします。

やはり、解散の大きな原因になったのは、直接的には資金繰りですね。結局アセロラが売れないと、これが資金繰りに行き詰まったというふうな、これが直接的な原因だと思います。しかし、私はより根本的な問題があると思います。前回の委員会ですか、この中で私がこの会社を清算してもいいんじゃないかというふうなことを言いましたが、要はなぜそういうことを言ったかという、この会社の基本的な仕組みは、1つは指定管理と、それから経営構造対策事業と、この2つを基本的な考え方でやりなさいと。私はですね、こういったものがセットになった事業というのは、これは非常に運営としては難しいんじゃないかなと、そういう思いがあったのでそういう提案をいたしました。それで私がそういう提案をしたところ、市長がですね、当然、取締役会ですから、社長として参加をしております。そんなことはできませんよと、それはできませんと一蹴されました。ああ、そうですかと、それならこういった議論はなしですねということで、私はそれ以上、発言することはやりませんでした。これ私の理解なんですが、一般的に指定管理というのはですね、やはり行政が公共施設を指定管理に回すと、その意味はですね、この施設が非常に、十分に完成度が上がっていると、だから民間に渡して、民間のビジネスでも十分にやっていると、そういった条件がそろって初めて指定管理に委ねると。こういったふうに私は理解しております。ところが経営構造対策事業ですけれども、これは御存じのように、パイロット事業です。やはりまだまだ事業として完成しておりません。自立できない。ということは、もっと資本を投入しなければ、これが事業として成り立っていかないと。そんな段階のある事業です。事業だと思っています。こんなですね、片や完成された事業、片やまだまだお金がかかる事業、これをワンセットにしてですね、これは運用的に厳しいな、厳しいんじゃないかと。こういった全く性格の異なる事業をですね、1つの箱の中でやらせると。私が観光農園に入ったときに、これおかしんじゃないかなと。いわゆるグランドオープンして間もない時期があったと思いますが、それで入ったときに、これはおかしんじゃないかなと。こんな矛盾した事業を1つの箱の中でやるのは、ちょっとおかしんじゃないかと。これは当時の率直な感想ですね。経営構造対策事業についてはですね、もう経営構造対策事業の目玉はワイン事業だと、これは■■■■氏からもこの会社はワインをつくる会社だよと言われていましたのでそうなんだろうなと思います。私も、ワインをですね、お酒は好きで泡盛もよく飲むし、ワインもよく飲みますけれども、じゃあ、このワインを担いで、本当にマーケットの中で売れるだろうか。ワインのことで私実際、営業してみました。そうすると、ああ、これはあれだなと。やはり沖縄の人間はやっぱりビールか泡盛か、そういったことにもなじんでいるから、もう肌にしみついているわけですね。そうした中で幾ら地元の原料を使って体にいいワインですよ、無農薬でつくった、原料を使ったワインですよ、地元のワインですよ。というふうなことを言ってもやっぱり嗜好品ですから、お酒とは嗜好品ですよ。なかなか、要するにユーザーが飲んでおいしいと、そういうふうに言っていただけなければなかなか認めてもらえないような種類の商品ですよ。それを一所懸命売ってみたんですけど、ああ、これちょっと難しいなと。前の経営者の戦略を聞いてみると、そうではないんだと。この施設にお客さんを呼び込んで、そこでワインを売るんだと、これが主たる戦略だと。こんなものが文書に残っているわけですけども、前の引き継いだ文書の中にはワイン売り上げの80%を園内で売ると。園内の売り上げが80%、20%が外で売ってくると。これをワインの売り上げとすると、こんな話が書いてありました。じゃあ果たして、そういうことが本当にできるかどうかですよ。あの施設を使って、お客さんを呼び込んで、そこでワインが売れるかどうかですよ。まず

は、その前に呼び込むことができるかどうかですよ。こういったことが全くできていない。そうした中で、これはちょっと戦略を考えてもいいんじゃないかなと、私はこういうふうに思いました。ワインの話に戻りますと、やっぱりマーケットの中で外販でワインを売っていくためには、まだまだ味だとか、それから香りだとか、それから飲み方だとか、いろんな商品開発をやらないといけないわけですが、じゃあ果たして、当時の観光農園にそういった体力があるかですよ、資金力があるかですよ。おいしいワインをつくるためにはもっと優秀な杜氏ですか、お酒をつくる杜氏。当時、工場長を見たらちょっとトレーニングをただけの人間で、果たして本当においしいワインが作れる人材かどうかだったんですよ。これはちょっと、この人が本当にちゃんとおいしいワインを作れるのかなと思いました。それから入ったときにはピューレの在庫がいっぱいたまっていましたので、このピューレを売る専門家、農産物取引の専門家、これをやっぱり配置しなきゃいかんなど。この辺についてはですね、糸満市から会社の経営状況の説明を求められたときに報告してあります。この会社を本気で建て直そうという気があるのであれば、ワインの専門家と農産物取引の専門家を入れなさいと、そうしないとできませんよと、これは議員の皆さんに同じような話をしております、平成21年ごろだったと思います。平成20年か21年にそういう話をしております。だから結局、この経営構造対策事業を立ち上げるためには、もっとお金をつぎ込まないといけないんですよ、できないんですよ。それから先ほど言いましたように、お客さんを呼び込んでここでワインを売ると。じゃあ、あの施設の状況でお客さんが来ますかねと、来ないですよ。もっと魅力のある、お客さんにとってもっと魅力のある施設にしなければお客さんは来ないですよ。そのためにまたお金が必要なんですよ。先ほど指定管理について言いましたが、指定管理というのは本来、全部で完成されていると、これ以上お金がかからないでお金が稼げるようになっていくと。じゃあこの指定管理の部分があの施設はそういうふうになっていくかねと、なっていないじゃないですか。もっとさらにお金を、観光施設で運用するためにはあと何億とお金をつぎ込まなければ観光施設は機能しませんよ。そういったものを私はやらされたというのが率直な思いです。それで言いますように、経営構造対策事業はまだまだ金を使わないとかんと。それから片や指定管理事業、これは施設運営事業、観光事業ですけども、それが事業できますかねと、これもできないと。

結局、会社の解散の原因というのはどこにあるかと言いますと、ここが基本的な、根本的な問題だと思います。これ確認いたしますと、指定管理事業と、それから経営構造対策事業、これを1つのセットにしたと。それから肝心の収益力の源泉として想定したこの指定管理事業ですか、これも中途半端に整備をされて、これも肝心のお金を稼ぐ収益マシンになっていないと、こういった二重のミスがあったと思います。そういった二重の基本的なミスを改善しない限り、この会社は僕はできないと思います。これがはっきり言って、経営が行き詰まった根本の原因だと思います。一言でいうと、制度設計のミスです、基本設計のミスですよ。これが私の会社が解散に至った根本的な原因だと、そういうふうに考えております。以上です。

平成 27 年 4 月 15 日会議録 P31～P37 (一部抜粋)

19番 (新垣安彦君) 参考人に前回質疑した内容で再度お伺いをいたしますが、観光農園の破綻の根本原因はどこにあったのかについて御答弁をお願いいたします。

参考人 (玉城 樹君) 最後ですけども、破綻の原因というのは制度設計ですね、やはり指定管理事業、指定管理者、それから経営構造対策事業、これもまだまだ先行投資、設備投資をせんといかん、お金かかると。片や、これはもう完成された事業ということで、だったんだろうけれ

ども、これもうまくいかない。結局もう、最初の事業の組み立てが間違っていたんですね。これが私が7年間この会社で悪戦苦闘して得た教訓ですね。

平成 27 年 4 月 28 日会議録 P 26～P 29（一部抜粋）

19番（新垣安彦君） 観光農園の経営悪化の原因はどこにあると認識をされていますか、お伺いをいたします。

参考人（山城 勉君） 観光農園の経営悪化の原因はどこにあると認識されていますかについてですが、私は観光農園の経営悪化の原因は、平成26年1月報告の平成25年度第三セクター等点検評価委員会報告書の指摘のとおりだと思います。主な指摘事項について申し上げますと、1つ目は、平成24年度委員会の指摘事項への対応欠如です。平成24年度第三セクター等点検評価委員会が指摘した事項、事業推進体制の構築及び事業計画の策定などについて、実質的に何一つ有効な手立てが講じられてきていない。同セクター側で具体的な取り組みの一つとして示されたプロジェクトチームの活動についても何の実効性も発揮されておらず、その取り組みは全く為されていないに等しい状態である。プロジェクトチームは、同セクター代表取締役専務のマンパワーの限界を補完するために必要だと当委員会がこれまで指摘し、その設置を強く求めたものであったが、残念ながら中身が空虚でそもそも成立していないとさえ言える状況である。今回の点検評価時点、平成25年11月においても事業の抜本的再構築に向けた事業計画は未だできていないなど、全く改善が見られていないなどです。2つ目には、経営は窮境状態です。同セクターでは遅まきながら平成25年度に外部専門家の経営に関する財務調査、事業調査の結果によると、資産評価等を合理的に見直した場合、既に実質的に債務超過であり、早急な対策が必要なので、この結果は昨年度まで当委員会において委員から指摘（予見）されているものであった。もはや事実認識として疑う余地はなく、少なくとも今回、当委員会が点検した時点においては、同セクターは自主的に債務超過に転落しているものと判断せざるを得ないなどです。3つ目には、コーポレートガバナンスの欠如です。同セクター特有の構造的問題はありますが、それが決定的な理由ではない。構造上の問題は改善の余地はあるものの、社長と専務間、専務と他の取締役との間、役員陣と従業員との間、会社と顧客との間、いずれにおいてもコミュニケーションを十分に取れる体制になっていないことが本質的かつ致命的な問題である。また同セクターの経営が窮境に陥った責任は言うまでもなく経営を任されている同セクターの現経営陣にあると明言し、仮に誤った判断が旧経営陣にあったとしても現経営陣はこれが経営判断原則の枠内である限り、その責任を旧経営陣に求めるのは筋違いであると断言しております。現経営陣は相応のリスク判断を経た上で経営を引き受けるべきものであり、経営を引き受けた以上は、過去の経緯をも含めて、あくまで現経営陣が一義的に責任を負うものであることを厳に認識すべきである。現経営陣はあくまで経営を預かった時点の状況からスタートして、すべきことを善管注意義務を尽くして完遂してきたかという点について厳しく問われなければならない。しかし、残念ながら結果として放漫経営であった事実を拭う余地はないと思われる。これも第三セクターという手法の下で、株主側から派遣された取締役はすべて非常勤であり、第三者調査でも指摘されているように、実質的に取締役として機能しているとは言い難い。現場の経営は専務に任せきりであり、そうした構図が一つの原因であるとの指摘です。4つ目は、原因は勇気の欠如、問題先送り意識です。現状に至ったのは、当委員会が過去繰り返し指摘してきた事項を同セクターは真摯に受け止めず、対症療法でなんとか事を穏便にやり過ごそうという意識が前面に立った結果であるとも言える。これは現経営陣、上原裕常社長に抜本的解決に向き合う勇気がなかったことが事態を長引かせ、事態を重篤化させた

と思われる。こうした本質的な問題の所在にメスを入れない限り、事業再生はおろか、適切な経営判断の実行も不可能である。そのような結果になる前に抜本的な事業計画の見直しと、それを実行しうる人材の登用（体制の整備）が必要であったにも拘わらず、それが実行されなかったのは、現経営陣、上原裕常社長に勇気の欠如と問題先送り意識があったと言われても仕方がないと指摘されています。私はこれらの指摘事項を自主的に何一つ有効な手だてが講じられてきていないこと自体に、観光農園の経営悪化の原因があるのではないかと認識しております。

平成 27 年 5 月 29 日会議録 P 2～P 3（一部抜粋）

19番（新垣安彦君） 平成25年度第三セクター等点検評価委員長金城氏への私の質疑に対し、金城委員長からは観光農園の経営破綻に至った原因について、平成23年度第三セクター等点検評価委員会の点検評価報告書の7ページに記載されている事項が当てはまること、及び玉城元専務も同様の趣旨の答弁をしています。これについて参考人の御意見をお聞かせください。

参考人（上原裕常君） それから3点目の糸満観光農園の経営破綻の原因について、平成25年度第三セクター等点検評価委員長及び前専務が同様の答弁をしているが、参考人の意見はどうかという御質疑でございます。それにつきましては、第三セクターは官と民の長所を互いに発揮し、公益性と効率性を高めるために設けられた制度でございます。しかし、その反面、責任所在の曖昧さや出資団体等への依存体質から脱却できず、企業の自立性の欠如など、多くの課題を有しており、観光農園株式会社の経営においてもその要素もあったものと考えております。以上でございます。

(10) 社長の民間人登用について

概要

平成 16 年 4 月 26 日付で、糸満観光農園株式会社・代表取締役社長から糸満市長及び沖縄県農業協同組合代表理事長宛てに発せられた文書「役員候補者推薦及び役員体制の検討について（要請）」によると、「非常勤で市の参事監が兼務している社長体制については、経営責任の所在を明確にする必要性からも、民間人の登用や株主総会での改選を視野において、早期に見直し検討する必要がある。」「社長は、会社の設立当時の開園後の役員人事の考え方に基づいて、民間的経営ノウハウを有する人材を民間から登用することが必要である。」などと記されている。

それらのことについて、以下のとおり参考人から意見があった。

平成 26 年 9 月 24 日会議録 P 2～P 3（一部抜粋）

6 番（国吉武光君） 糸満観光農園の社長に収入役を起用した当時の市の考え方、中で一応 3 点ほどありますので、そのほうにお答えいただければいいかなと思います。

1（1）ア、当時収入役を充てなければならぬ理由があったのか。イ、議会の中から民間人の起用を主張する意見もあったがなぜ起用しなかったのか。

参考人（西平賀雄君） 1の（1）のアからお答えいたします。糸満観光農園事業は平成 2 年から始まっていますが、当時からこの事業に携わっていた一番の精通者であることがまず挙げられます。次に、平成 8 年、上原博市長の時、私は当時総務部長をやっておりましたけれども、その人事配置の際に、精通者として経済部長兼観光農園推進室長として配置するように命じられました。平成 15 年、山里朝盛市長の時は、参事監兼観光農園推進室長という一般行政職でありながら、観光農園の精通者として、同株式会社の代表取締役社長に山城さんは起用されております。私が市長に就任する直前ですけれども、私は平成 16 年 7 月 6 日からでしたけど、その直前の平成 16 年 4 月 26 日に会社側から取締役については、任期中ではあるが検討してもらうよう山里朝盛市長に依頼があったが、平成 16 年 6 月 26 日に開かれた定期総会では、新取締役の改正提案はなく、山城社長体制が継続されております。平成 16 年 7 月 6 日、市長に私は就任したわけですけれども、その後、三役が市議会で承認されず、当分の間は山城社長体制で運営することにいたしました。年が明けまして平成 17 年の 1 月に三役体制がようやく議会のほうを通過いたしましたけれども、整った時点で役員体制を市三役、教育長で協議をいたしました。民間人の登用、市長の社長就任などいろいろな意見がありましたけれども、大株主の J A 側にも相談をいたしまして、いろいろな角度から吟味し検討を重ねた結果、本観光農園は本市の農業振興と地域活性化を図ることを目的に実施されている。また、公共性を有する本市最大のプロジェクト事業であり、ぜひとも成功させなければならぬ事業であること。また、グランドオープンを翌年に控え、管理運営等においても重要な時期であり、今後とも観光農園が外部の信頼を高めるとともに、体力が付き経営が安定するまでの間は市が責任をもって事業を推進する必要があるという認識のもとで協議をいたしました。三役それぞれの業務量や経験等、総合的に勘案した結果、精通者である収入役に引き続き社長につくことを決定をいたしましたのであります。

次に、1の（1）のイについてお答えいたします。民間人の登用の声もありましたけれども、アで先ほど述べましたとおり、大株主の J A さんの希望を重視いたしました。私といたしましては、観光農園の施設整備がまだ完全に整っていないことや、ワイン生産農家との関係等を考慮した場合、もろもろのことがまだ完全に整っていない状態で、いきなり民間人に経営を任せる段階

ではないと判断し、収入役に続投してもらい、当面は市三役が社長をバックアップし、ある程度軌道に乗った時点で民間人に交代していくことを考えておりました。

平成 26 年 10 月 17 日会議録 P 3～P 4、P 6（一部抜粋）

13 番（長嶺一男君） 平成 16 年 4 月に糸満市長及び J A 理事長に民間からの代表取締役登用の文書（訴え）は提案倒れとしているが、この辛辣な批評に対する真相と見解を伺います。

参考人（山城 勉君） 平成 16 年 4 月に糸満市長及び J A 理事長に民間から代表取締役登用の文書（訴え）は提案倒れとしているが、この辛辣な批評に対する真相と見解についてであります。私は御指摘のとおり平成 16 年 4 月、代表取締役を民間人登用等に関して、役員体制の検討について提案しました。その主な内容についてですが、1 つ目はその必要性、2 つ目は現状と課題について、3 つ目には役員人事の検討についてであります。特に役員体制については、社長みずからの権限と責任をもって機能的運営が的確に発揮できる体制を確立するとともに、経営責任を明確にするためにも開園後の役員人事の考え方に基づいて、次のいずれかの案で検討する。1 つ目は、社長は常勤体制とする。2 つ目は、社長は市長または助役及び J A 支店長が就任する。3 つ目には、社長は民間人を登用する。4 つ目には、社長は当分の間は引き続き市または J A の派遣取締役から選任する。5 つ目には、専務については常勤または非常勤とする内容であります。この提案については、事前に平成 16 年 4 月 14 日、午後 3 時から市庁議室において、調整会議を開催し検討を行っております。その時の出席者は、市側が長嶺助役、上原収入役、玉城農水産商工部長、山城参事監、J A 側からは金城支店長、山城光政氏、国吉真功氏、大城辰三氏が出席しています。また、私はその会議において、社長辞任の理由を説明し検討をお願いしております。ところがその後、市三役において検討はしつづも具体的な動きもなく、最後は 6 月の市長選挙も相まって、現状の役員体制の方針で決着したというのが実情だと思います。提案倒れの指摘についてですが、私としては真剣に提案実現に向けて努力しておりましたので、そのような評価は心外です。提案が実現しなかった原因は市三役がその提案を真摯に受けとめることができなかつたことと、当時の山里市長が民間人社長を登用する勇気と問題を先送りしたことが最大の原因だと認識しております。

18 番（長嶺一男君） それでは次に 3 点目ですけれども、いわゆる代表取締役は民間からの登用をしてくださいと提案した。ところが、そこに居座っておったということで、提案倒れに終わっているというような辛辣なね、本当に厳しい批評をされておりますけれども、これは先ほど具体的に説明していただきましたけれども、さらに付け加えるのありますか。

参考人（山城 勉君） 先ほど詳しく申し上げたところでありますが、やっぱり何と申し上げても、当時、私はいわゆる参事監として社長になっていたわけですから、それでは荷が重いというようなことで、そしてまた同時に、社長としてはいろんな資金調達する場合においても、いろんな形で保証人にならざるを得ないし、やはりそこら辺はきちんと経営責任も明らかにする必要性があるということで、強く私はその人事の中においてもいろいろと説明をしたところであります。ところが、先ほども一応申し上げたわけですが、私のそういう提案を真摯に受けとめなかつたということが大きなこの現状の状況に至ったというのが事実だと思っております。

平成 26 年 10 月 17 日会議録 P 12～P 13（一部抜粋）

2 番（比嘉 譲君） 平成 16 年 4 月、自ら民間からの人材登用を発案しながら、2 カ月後の株主

総会でその案に沿った人事案を提案しなかったのはなぜですか。

参考人（山城 勉君） 平成16年度自ら民間の人材登用を提案しながら、2カ月後の株主総会までその案に沿った人事案を提案しなかったのはなぜですかについてお答えします。私は御指摘のとおり平成16年4月に代表取締役を民間人登用等に関して役員体制の検討について提案しました。その主な内容についてですが、1つには、その必要性について、2つ目は現状と課題について。3つ目には役員人事の検討についてであります。特に役員体制については、社長みずからの権限と責任をもって機能的運営が的確に発揮できる体制を確立するとともに、経営責任を明確にするためにも開園後の役員人事の考え方に基づいて、次のいずれかの案を検討するという提案をしております。1つ目は、社長は常勤体制とする。社長は市長または助役及びJA支店長が就任をする。3つ目には、社長は民間人を登用する。4つ目には、社長は当分の間は引き続き市またはJAの派遣取締役から選任するとの内容であります。この提案等については事前に平成16年4月14日、午後3時から市庁議室において調整会議を開催し検討を行っています。その時の出席者は、市側が長嶺助役、上原収入役、玉城農水産商工部長、山城参事監、JA側からは金城支店長、山城光政氏、国吉真功氏、大城辰三氏が出席しています。また、私はその会議において社長辞任の理由を説明し、検討をお願いしております。ところがその後市三役においても検討はしつつも具体的な動きもなく、最後は6月の市長選挙も相まって現状の役員体制の方針で決着したというのが実情だと思います。なぜ株主総会でその人事案件を提案しなかったのかですが、市三役が事前の協議でその提案を真摯に受けとめることができなかったことと、当時の山里市長が民間人社長を登用する勇気と問題を先送りしていたために、結局提案には至らなかったものであります。

平成27年4月28日会議録 P43～P45（一部抜粋）

15番（伊敷幸昌君） 2、社長の民間登用について。これが実現しなかったのは、文書発出前に調整会議を開いたが、当時の山里市長の勇気と問題先送りが最大の原因と発言をしております。これに関連して伺いますけれども、（1）文書発出後に実現のため、具体的にどのように取り組んだのか伺います。

（4）参考人は西平市長就任後も辞任を表明したと答弁していますが、それはいつのことか。また、そのとき、その後任人事、社長への民間登用を実現するため、どのような提案を行ったか伺います。

参考人（山城 勉君） 2、社長の民間登用について。これが実現しなかったのは、文書発出前に調整会議を開いたが、当時の山里市長の勇気と問題先送りが最大の原因と発言をしているについて、（1）文書発出後に実現のため、具体的にどのように取り組んだのかについてであります。お答えいたします。私は、平成16年4月、平成16年度の役員体制における社長の民間登用について検討していただくよう提案しました。その案件については、重要だと思いますので、改めてお答えいたします。その主な提案の内容についてですが、1つ目は、その必要性について。2つ目には、現状と課題について。3つ目には、役員人事の検討についてであります。特に役員体制について。社長みずからの権限と責任を持って、機動的運営が的確に発揮できる体制を確立するとともに、経営責任を明確化するためにも、開園後の役員人事の考え方に基づいて、次のいずれかの案を検討するというようなことで提案をしております。1つには、社長は常勤体制とする。2つには、社長は、市長または助役及びJA支店長が就任をする。3つには、社長は、民間人を登用する。4つには、社長は当分の間、引き続き市またはJAの派遣役員から選出する。5つには、専務については常勤または非常勤にするとの内容であります。この提案については、事前に、

平成16年4月14日、午後3時から市庁議室において、調整会議を開催し、検討を行っております。そのときに出席者は市側が長嶺助役、上原収入役、玉城農水産商工部長、山城参事監、JA側から金城支店長、山城光政氏、国吉真功氏、大城辰三氏が出席しています。また、私はその会議において、社長辞任の理由を説明し、検討をお願いしております。ところがその後、市三役において検討はしつつも、具体的な動きもなく、最後は6月の市長選挙も相まって、現状の役員体制の方針で決着したというのが実情だと思います。私は社長の民間登用について、早期に実現することを願い、真剣に提案し、その実現に向けて努力をしてきたつもりであります。しかし、その提案が実現しなかった原因は、残念ながら市三役がその提案を真摯に受けとめることができなかったことと、当時の山里市長が民間人登用、社長を登用する勇氣と問題先送りをしたことが最大の原因だと認識しております。また、その後の取り組みについてですが、同年7月に就任した西平賀雄元市長にも、その提案内容を具体的に説明し、御理解を得たものと考えております。西平元市長は、その後、社長みずからの権限と責任を持って、機動的会社運営が発揮できる経営環境を考慮しつつ、農園のグランドオープン後に民間の経営ノウハウを有する民間人を登用するとの基本的な考え方を表明しております。

(4) 参考人は西平市長就任後も辞任を表明したと答弁しているが、それはいつのことか。そのとき、その後任人事、社長への民間登用を実現するためにどのような提案を行ったかについてですが、まず、社長辞任をいつ表明したかについては、正式には平成19年1月4日と、平成20年1月11日付であります。次に社長の民間人登用については、前述しましたように、西平元市長の就任後や機会あるごとに提言してきたつもりであります。西平元市長もその提案に対し、真摯に受けとめるとともに、会社の経営が安定するまでの間は、市において人的等の支援を講じつつ、観光農園の成功に向けて積極的に取り組んでいたものと認識しております。西平元市長は、同農園の開園後の平成17年5月20日、同観光農園で開催された琉球新報主催の地域づくりフォーラムと関連して、農業振興や地域を活性化させるには、絶対に成功させなければならない。3年後を目標に、民間から社長を登用し、民間の発想で企業経営できるように努力したいとマスコミ、平成17年5月25日、琉球新報記事を通して内外に表明しています。また、平成19年度の役員体制においても、最大の株主である糸満市とJAとの協議に基づいて、近い将来の民間人社長の登用の実現に向けた人事体制の確立を目指して、常勤役員に3人の民間人を登用し、会社の運営体制を強化するために、西平元市長とともに、私も取り組んできたつもりであります。

9. 総括

糸満観光農園調査特別委員会の開催は、これまで30数回余を数えた。

この間、委員会では会社経営にかかわった経営責任者を重点的に参考人として招致し、各委員によるさまざまな角度からの質疑を行ってきた。同時に、関係団体に対し資料提出を要求し20余に上る資料が提出された。

参考人からは、会社の経営や財務状況、資金調達、問題点を知った時期や認識等が説明された。同時に、各問題点における見解の相違と意見の対立が際立った。

参考人の意見や提出資料を通して、極めて厳しい経営環境が浮き彫りとなったが、幾度となく独自の経営改善の努力が講じられてはきたものの、結果的に会社の特別清算に至ったことで、勇気ある経営決断による抜本的経営改革を含む経営健全化策が実行されてこなかったと指摘せざるをえない。

責任の所在については、長期にわたった経営が役員体制の変更を繰り返されながら連続的に引き継がれており、特定の・個別的に断定することは極めて困難である。しかし、各経営者の責任はじめ、最終的に経営を引き継いだ経営者の責任は大きい。さらに、行政を監視する議会においてもその責任は免れない。

各委員の一致した意見としては、深刻化する経営環境の全容が明らかにされない不十分な情報公開のあり方があげられた。

今、会社は特別清算手続が終了した。また、同観光農園施設では、新たな民間会社が経営を担っている。観光振興と農業発展の大きな市民の期待を集めた事業が、その期待を裏切るような事態に陥ったことを深く重く受けとめるとともに、これを教訓にして、二度と同じことを繰り返してはならない。

提 言

- 1 今後、新たな第三セクターの設立に対しては慎重に対応すること。
- 2 第三セクターに対して徹底した情報公開を求める。
- 3 議会のチェック機能を充実すること。
- 4 平成25年度第三セクター等点検評価委員会点検評価報告書と糸満観光農園株式会社経営状況調査中間報告書の調査結果を尊重すること。

10. 調査経費

(1) 調査経費（予算）

本調査に要する経費は、平成 26 年度においては 738,000 円以内、平成 27 年度においては 525,000 円以内とする。

(2) 調査に要した費用

区 分	内 容	平成 26 年度 (決算額)	平成 27 年度 (決算見込額)
旅 費	費用弁償	137,700 円	163,200 円
委託料	会議録反訳委託料	319,950 円	171,288 円
合 計		457,650 円	334,488 円